

平成22年第3回(9月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号 (9月7日)

開 会.....	6
開 議.....	6
議事日程の報告.....	6
諸般の報告.....	6
町長あいさつ及び行政報告.....	7
会議録署名議員の指名.....	10
会期の決定.....	10
同意第2号の上程、説明、質疑、採決.....	11
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	15
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	19
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	20
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	26
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	42
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	44
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	45
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	46
議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	47
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	53
認定第1号～認定第8号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	54
認定第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	64
散 会.....	66

第 2 号 (9月22日)

開 議.....	71
一般質問.....	71
小 藪 侃一郎 君.....	71
市 川 昌 美 君.....	85

原 田 全 修 君.....	9 4
太 田 侑 孝 君.....	1 0 5
中 澤 智 義 君.....	1 2 2
鈴 木 多 津 枝 君.....	1 3 0
高 畑 雅 一 君.....	1 4 3
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決.....	1 5 1
認定第 1 号～認定第 8 号の委員会審査報告、討論、採決.....	1 5 7
会議時間の延長.....	1 6 5
委員長報告の訂正.....	1 7 5
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 7 6
川根本町議会議員派遣の件.....	1 7 7
閉 会.....	1 7 7

応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	野	暉	君
2番	太	田	侑孝	君
3番	山	本	信之	君
4番	中	田	隆幸	君
5番	小	藪	侃一郎	君
6番	原	田	全修	君
7番	森		照信	君
8番	中	澤	智義	君
9番	市	川	昌美	君
10番	鈴	木	多津枝	君
11番	高	畑	雅一	君
12番	板	谷		君

不応招議員（なし）

平成22年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成22年9月7日(火)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 議案第38号 川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第39号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第40号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第41号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第42号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 9 議案第43号 平成22年度川根本町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第44号 平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第45号 平成22年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第46号 平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第47号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第48号 平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第49号 平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 認定第 1号 平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 3号 平成21年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 4号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 5号 平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 6号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 7号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

日程第 2 3 認定第 8 号 平成 2 1 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 4 認定第 9 号 平成 2 1 年度川根本町島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	西村太一君	企画課長	森下睦夫君
税務課長	筒井佳仙君	福祉課長	柴田光章君
生活健康課長	西村一君	産業課長	鈴木一男君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	羽倉範行君
教育総務課長	羽根田泰一君	生涯学習課長	中澤莊也君
会計管理者 兼出納室長	山田俊男君	代表監査委員	柳原義六君

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開会 午前 9時00分

開 会

議長（板谷 信君） ただいまから、平成22年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど平成21年度一般会計及び特別会計決算審査と島田・榛原地区広域市町村圏協議会会計決算審査について報告をしていただきたいと思います。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月30日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、同意1件、議案12件、認定9件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査及び指定管理者監査の結果について報告がありました。

なお、内容については、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長あいさつ及び行政報告

議長（板谷 信君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。佐藤公敏町長。

町長（佐藤公敏君） 皆さんおはようございます。

平成22年第3回定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には御多用のところ、全員の御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

9月に入り1週間が経過しようとしておりますが、連日のように暑い日が続いております。今年の夏は6月から8月の平均気温が平年、これは1971年から2000年ということにありますが、この平均気温を上回り、我が国で統計を開始した1989年以降最も高かったということのようであります。その原因として、気象庁では1つとして、涼しいオホーツク海高気圧や寒気の影響を受けなかったこと、2つ目として、偏西風の流れが平年より北に偏り、勢力の強い太平洋高気圧に覆われたこと、3つとして、春まで続いたエルニーニョ現象で北半球中緯度の大気が暖められ、その状態が夏まで続いたことなどによるとしております。

この熱い中、民主党の代表選挙が告示され、菅直人首相と小沢一郎前幹事長の激しい一騎打ちが繰り広げられております。新代表は14日に決まることになっておりますが、事実上、日本の総理大臣を決める選挙となりますので、その帰趨がどうなるのか大変注目されるところであり、両陣営ともいやが上にもヒートアップしているところであります。

まさに厳しい選挙戦のさなかではありますが、我が国の経済は踊り場に差しかかっております。今年度後半から来年度にかけて景気が再び悪化し、マイナス成長に陥る二番底の懸念が出てきております。景気を牽引してきた輸出や生産の勢いが衰えるとみられる上、急激な円高が経営環境の悪化に拍車をかけているからであります。

2年前のリーマン・ショックで急降下した日本経済は、昨年1から3月期にどん底へと落ち込んだ後、輸出やエコポイント制度が投資する形で着実に回復してはりましたが、ここに来て偏重を来しております。製造業の生産量を示す鉱工業生産指数は、前月比0.3%と小幅上昇にとどまり、四半期ベースでは、7から9月期にはマイナスへと落ち込む可能性があるということから、政府の月例経済報告では、生産についての判断を前月の持ち直しから緩やかに持ち直しへと下方修正しております。

企業が生産に慎重になっているのは、米国では昨年2月に打ち出した7,870億ドル、約66兆円の景気対策費のうち約半分を今年3月末までに使い切って、政策効果が薄れる中、景気回復がペースダウンしていること、また財政不安がくすぶる欧州連合、EU圏も低成長になると見込まれていることなど、海外経済が減速しているからであります。

このようなことから、日本の輸出が鈍化することは避けられないとみられ、外需頼みの日本経済にとって輸出の弱まりは大変厳しいものになると思われれます。

さらに、個人消費の落ち込みも心配されます。政府のエコカー購入補助制度の終了により、10月以降自動車販売台数が1割分、これは月約4万台減るだろうと予想され、家電のエコポ

イント制度は、追加経済対策で来年3月まで延長される方向になりましたが、地上デジタル放送の完全移行までのテレビ需要が一服、来年夏にはテレビの市場規模が現在の3分の1程度にまで縮小するとみられるなど、耐久消費財の需要減だけで日本のGDPの1.6%に相当する8兆円程度がなくなる可能性があると言われております。

さらに、円高、株安で経営環境は一段と悪化し、円高は輸出の原則に拍車をかける大きなマイナス材料となっております。企業を取り巻く悪い流れは、家計をも直撃し、秋以降賃金は頭打ちとなるのではないかとみられ、輸出と個人消費の鈍化、生産低下、雇用環境の悪化という負の連鎖が懸念される中、経済成長率見通しを下方修正する民間シンクタンクが多くなっているようです。

いずれにしても、日本は人口減少による内需不足の経済構造となっておりますので、海外からの投資を呼び込んだり、国内投資を活発化させたりというような政策の強化が重要になってくると思われます。

6月にまとめられた新成長戦略では、我が国の経済政策の呪縛となってきたのは産業構造、社会構造の変化に合わない2つの道による政策の失敗であるとし、第1の道は、公共事業中心の経済政策であり、第2の道は行き過ぎた市場原理主義に基づき、供給サイドに偏った生産性重視の経済政策であるとしております。その上で過去の失敗に学び、現在の状況に適した政策として、第3の道を進むとし、第3の道とは、経済社会が抱える課題の解決を新たな需要や雇用創出のきっかけとして、それを成長につなげようとする政策であり、その実現のための戦略が強い経済、強い財政、強い社会保障の一体的実現に主眼を置く新成長戦略であるとしております。つまり持続可能な財政、社会保障制度の構築や生活の安全網、いわゆるセーフティーネットの充実を図ることが費用を創出、雇用を創出するとともに、国民の将来不安を払拭し、経済成長の礎となるもので、セーフティーネットの確立、経済活性化、財政健全化は一体の関係にあり、強い経済、強い財政、強い社会保障の確保が互いに好影響を与えるWin-Winの関係にあるととらえるべきだというのであります。

8月30日の経済関係閣僚委員会では、雇用対策や消費拡大などを柱とする追加経済対策の基本方針を決定しました。この9月10日の閣僚決定を目指す経済対策は、雇用や消費など5分野が柱となり、財源として、経済危機対応・地域活性化予備費の残り9,200億円を活用するもので、今後の景気動向を踏まえ、必要な場合には補正予算の編成を含めた対応をとることも盛り込まれております。前年度決算の剰余金8,000億円の活用などを念頭に置いているとみられております。

また、6月22日には、地域主権戦略大綱が閣議決定されました。地域主権改革は、その意義を中央集権体質から脱却し、この国のあり方を大きく転換する改革であり、国と地方公共団体の関係を国が地方に優越する上下の関係から対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が地域の住民として自らの暮らす地域のあり方について、自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に

基づいて改革を推進していかなければならないとし、憲法の理念のもとに住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようするための改革と定義づけております。

今後の工程としては、本大綱に基づく改革の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて平成24年夏を目途に地域主権推進大綱、これは仮称でありますけれども、を作成し、積極的に取り組んでいくとし、取り組みに当たっては、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層政治主導で集中的かつ迅速に地域主権改革を推進するとしております。また、今後は地方公共団体は地域主権改革の趣旨を踏まえ、今まで以上に地域住民のニーズの把握に努め、自らの判断と責任により地域の实情に合った基準の設定や適切な施策等を講じなければならず、政府においては、地域主権改革のさらなる進展のため、第3次の勧告の実現に向けて引き続き検討を行うとしております。

地方6団体は、これに対して地方主権の確立にとっては、地方税財源の強化が不可欠であることから、地方税財源の充実確保を重要課題とすること、単なる関連論に終始することなく、具体的なスケジュール、目標等を盛り込み、実効あるものとするなどとの共同声明を行っております。

また、全国町村会では、平成23年度予算編成及び施策に関して要望を行っております。それによると、全国の町村の多くは農山漁村地域にあり、食糧の安定供給や水資源の涵養、自然環境の保全など国民生活にとってはもとより、伝統や文化の継承などにより、心のよりどころとして国民の幸せのためにも大きな役割を担ってきた個性あふれる豊かな地域社会を実現するためには、国土の多彩な姿に見合ったような基礎自治体がそれぞれの地域の特性や資源を生かした施策を自主的・自立的に展開することが不可欠だとして、1つ、地域主権改革に関することとしては、市町村の強制合併につながる道州制は導入しないこと。2つ、地方財政に関することとしては、地方交付税の充実強化、地方が自由に使える一括交付金の制度化、地方税源の充実を。3つ目として、医療保険制度に関することとしては、新たな高齢者医療制度の創設に当たっては、現行制度の根幹を維持しつつも、国民健康保険の負担増とならない制度改革と市町村国保の広域化の推進を。4つ目として、少子化対策に関することとしては、平成23年度以降の子ども手当の制度設計に当たっては、地方へ負担転嫁せず全額国庫負担を、子ども・子育てシステムの構築に当たっては、町村の意見を十分踏まえることを。5つ目として、農林漁業に関することとしては、戸別所得補償制度の本格実施に向けた条件整備、農林水産基盤整備予算の充実・拡充、農山漁村の再生をなどであります。

私たちの町においては、地域産業がかつてないような厳しい状況にあります。低迷する農林業をはじめ、商工業、観光業、建設業あらゆる産業が大変厳しい状況にある中で、林業の振興、茶業の販路拡大のための調査・研究、プレミアム商品券の発行による商業振興、住宅リフォーム補助、交流人口増加を目指して地域資源を生かしたまちづくりや、広域的な連携

を深めるための街道づくりなど、地味ではありますが、活性化に向けたさまざまな事業を進め、また進めようとしております。また、安全安心のまち、健康な人々が暮らすまちを目指して、いろいろな施策を展開しているところでもあります。

これらの事業を効率的に進めるため、まだ無駄があるのではないかと、まだ改善の余地があるのではないかとという視点に立って、行政改革も進めております。行政評価については、昨年度は試行的に内部評価を行いました、本年度からは本格的に行ってまいります。

また、外部評価についても、来年度からの本格実施に向けて、近々行政改革推進委員会の皆様をお願いして評価をいただくという予定になっております。

10月には町長に就任して1年になろうとしておりますので、10月から11月にかけて、町民の皆様にもまちづくりへの御理解と御協力を求める場として、また、住民の皆様の御意見を伺う場として、町政懇談会を開催いたしたいと考えております。

これからも、町民の皆様の福祉の増進に向けたまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞ御指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

9月議会は決算議会でもあります。平成21年度決算については、決算特別委員会を通して議員の皆様の審査をいただくわけではありますが、財政健全化法に基づく健全化判断比率については、20年度決算に引き続き4つの指標をいずれも適正基準の範囲内となりました。

本日は、同意1件、条例改正4件、過疎地域自立促進計画に関して1件、補正予算7件、決算認定関係9件であります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たっての行政報告とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番、太田侑孝君、3番、山本信之君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（板谷 信君） 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの16日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 9 月 22 日までの 16 日間に決定しました。

日程第 3 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（板谷 信君） 日程第 3、同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由とその内容を説明いたします。

地方税法の定めにより、固定資産課税台帳への登録事項に関する不服審査機関として固定資産評価審査委員会が設置されております。

この審査委員会委員の 1 人である堀畑肇氏が平成 22 年 10 月 25 日をもって任期満了となります。つきましては、町の実情に明るく、行政に関して深い見識を持っており、委員としてふさわしい堀畑氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、同意第 2 号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第 4 議案第 38 号 川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例について

議長（板谷 信君） 日程第4、議案第38号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第38号、川根本町地域振興基金の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本基金条例は、合併特例事業債を活用し、平成18年9月議会において議決をいただき、9億5,000万円の借入れを行い、10億円の基金を造成しました。

当初は、償還終了までは、利子のみを事業費として活用できる果実運用型でしたが、その後全国の市町村からの要望により、前年度までの元金償還分を限度に、基金の設置目的に応じた事業であり、かつ市町村建設計画に位置づけられた事業の財源とする場合に限り取り崩しができるという活用の弾力化が図られました。

今回の改正は、この活用の弾力化に対応できるよう、基金条例の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告していました基金の現在の残高、それから取り崩しが可能な額は幾らなのかをお聞きします。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） ただいまの質疑にお答えさせていただきます。

平成21年度末の現在高は、10億3,049万3,000円でございます。

2点目の取り崩し額でございますけれども、平成22年度末までの元金償還額が2億376万円が取り崩し可能な額でございます。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、川根本町地域振興基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第39号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長(板谷 信君) 日程第5、議案第39号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第39号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

議案3ページをごらんください。新旧対照表は2ページになります。

地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員にその全額を支払わなければならないとされており、しかしながら、平成22年4月、総務省が実施した調査において、条例の根拠なくチェックオフを行っている団体が全国で694団体、静岡県では本町を含む20市町あることが明らかとなりました。チェックオフとは、地方公共団体の会計機関が職員に直接給与を支給する以前にその一部を控除することを言います。具体的な例としましては、職員互助会の会費、団体扱いに係る生命保険料、静岡州市町村職員共済組合の貯金の積立金、勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金等の控除であります。

これに伴い、総務省は地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第254条の4(技術的な助言等)に基づき、チェックオフの適正化について、各団体が自主的に速やかに是正に取り組まれる旨の通知がされたところであり、本町においてもこの通知を受け、川根本町職員の給与に関する条例の一部改正を行うものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

まず1点目は、第21条に給与から控除することができるということで、10項目がここに列

記されているわけですが、実際にこの10項目すべてに当町の職員どなたかが対象者があるのかどうか伺います。

それから、2点目は、この項目のうちの(2)、(3)、(4)について、どういう内容なのか、書かれていることだけではよくわかりませんので、具体的にどういうものだという説明をお願いいたします。

議長(板谷 信君) 総務課長。

総務課長(西村太一君) ただいまの質疑に対しまして御説明をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、実際に10項目のすべてに対象者があるかということでございますが、22年の9月現在では(3)号、(4)号を除く各号に対象者がおります。各号の対象人員につきましては、ものによっては個人情報が含まれますので、控えさせていただきます。(3)号、(4)号については、いわゆる職員団体のことを示しておりますが、現段階においては、このような団体は登録されておられませんので、給与からの控除実績はありません。

次に、第2問の質疑でございます。(2)、(3)、(4)はどんなものかについての御質疑だと思います。(2)につきましては、川根本町職員互助会の福利厚生事業団の関係でございます。職員互助会の主たる目的は、会員の親睦と互助扶助を基調として、心身の研磨と助け合いの実施であります。事業内容につきましては、クリーン川根本町や文化鑑賞会などの教養及びレクリエーションの事業、スポーツ大会や人間ドッグ助成などの健康増進の事業、会員の慶弔に関する項目などであります。(3)号、(4)号は、職員団体を示しております。職員団体とは、公務員がその勤務条件の維持改善を目的として組織する団体またはその連合体のことを言います。公務員版の労働組合で、労働組合法の適用を受けず、公務員法制度上は職員団体と称しております。職員団体の登録の制度は、職員の自由にゆだねられており、職員が自主的かつ民主的に組織されることをいいます。登録されました職員団体は、地方公共団体の当局と交渉することができるとなっております。

以上でございます。

議長(板谷 信君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第39号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第40号 川根本町営バス条例の一部を改正する条例 について

議長(板谷 信君) 日程第6、議案第40号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第40号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

町営バス南部路線につきましては、小井平・久野脇間を往復する「せせらぎ号」と役場から下泉駅を經由して壱町河内、久保尾、地名の各地区を往復する「やませみ号」の2台で運行しております。

利用状況ですが、昨年度の1日平均の利用人数は「せせらぎ号」小井平・久野脇線が39.7人、「やませみ号」役場・下泉線が3.2人、下泉・文沢線が2.3人、下泉・原山線が5.3人、下泉・地名線が1.3人となっており、どの路線も人口の減少、運転免許を保有する高齢者の増加などにより、年々利用者が減少しているのが現状です。

このような状況に加え、南部地域では現在でも公共交通機関が全くない地区もあり、また主要駅へのタクシー設置の要望の声もあったことから、タクシー的な運行を行うデマンド運行の導入を視野に入れた町営バスの総合的な路線の見直しの検討をバス路線対策委員会で行ってまいりました。

見直しについては、今年の10月を目標として協議を行い、その状況については、全員協議会でも情報提供を行ってきましたが、デマンド運行の導入に関する協議、調整が今後もあり、10月導入が困難であることから、かねてより町営バスの運行に要望のあった梅高地地区については、デマンド運行の導入に先行して、10月1日より町営バス「やませみ号」の路線とするよう条例を改正するものです。

なお、町営バスの路線変更については、国土交通省への手続上、国や県、民間の公共交通機関、住民の代表など14名で構成する地域公共交通会議での承認が必要となりますが、路線変更について決議をお願いし、承認をいただいていますことを申し添えさせていただきます。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

2点ありますけれども、1点目は、バス路線対策委員会では、南部路線の見直しに関して、バスが、バス停から自宅が離れていて利用できないことや、バス路線がない地区からなど下泉や徳山駅などにタクシーを置いてほしいという要望がかなり強く出されたことで、デマンドタクシー導入を検討し、それを続けてきて10月からNPOやシルバーへの委託も含めて実施するという計画が立てられていたんですけども、大鉄の了解が必要との理由で、10月の実施が難しい状況になりました。それで今回このようにバス路線、現行の路線に一つバス停を増やすということで、高手山にバス停をつけるというだけの見直しにとどまったわけですけども、今回これからあと大鉄との協議をどのように進めていく考えかお聞きします。

それから、2点目は、バスの運行管理委託の契約期間の見直しがあるということで、1年間にしてあり、9月30日でこの契約が切れることになっていますけども、デマンドタクシーの導入が実現するまでは、今の委託を延長する考えというふうに担当の方から聞いておりますけども、今回梅高回りを設けることで延長というだけではとどまらないのではないか、委託料の増額があるのではないかと思っておりますけども、どのように見込んで、対応する考えかお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをいたします。

2点あるかと思っておりますけれども、1点目はまとめると、今後大井川鉄道との協議をどのように進めるかということだと思います。御承知のとおり道路運送法の規定に基づき、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、平成19年7月に川根本町地域公共交通会議が設置されました。委員は14名で構成され、町長が委員長に互選されております。メンバーは、一般乗合旅客自動車運送業者、一般貸切旅客自動車運送業者、県バス協会、住民または利用者の代表者、中部運輸局静岡運輸支局、運送業者の運転手の組織する団体、県の警察、県土木事務所、県交通政策室などで構成されていますので、幅広い見地から協議をすることとなります。

協議の整った案件が国へ許認可申請として挙げられるため、地域の運送業者である大井川鉄道の意見は、今後の本町の公共交通体系に大きな影響を及ぼすこととなります。地域において採算の合う事業でありますと、大井川鉄道も積極的に町民の足を確保する交通サービスを継続していたことは、容易に判断がつくところでございますけれども、モータリゼーションの普及、過疎化、少子化という社会的現象は、鉄道運送、バス輸送業においては、撤退を

余儀なくされたという認識であります。

このような中で、現在考えている南部地区の町営バスの見直しを年度末までに実施することを目標とし、大井川鉄道の考えを聞き、何が可能で何が不可能かの話し合いを継続していきたいと考えております。

具体的には、地域公共交通会議までに意見の調整を図るために、何度か大井川鉄道と話し合いを持ち、現在考えている体系に近い形で実現を図りたいと考えております。考える上においては、公共交通事業費、雇用、そして大井川鉄道の支援なども含めて、総合的に考えたいと思っております。

2点目でございます。9月30日で委託契約が切れる10月からの契約をするか、梅高へ回ることによる経費の増加はどのくらいかというような御質問だと思います。本年9月30日に1年契約の町営バス南部路線の委託契約が満了となります。バス路線対策委員会におきまして、現在見直しについて議論を重ねておりますが、国の認可を得るにはもう少し時間をかけなければならない課題がございます。当初は9月末までには見直し案を決定させ、10月から関係機関と新たな契約を済ませたいと考えておりましたが、現在契約を締結している業者と6カ月間の随意契約を締結して、本年度内は大幅な見直しを図らない路線で継続してまいりたいと考えております。年明けには新たな見直し案を決定したいと考えておるところでございます。

梅高回りにてどれくらいの増加かということでございますけれども、現在の走行距離にプラス梅高に回る距離の増加に伴う燃料費、サービス低下にならないタイヤの維持をするため、運転手の実働時間が50分増加することが主に増加要因であります。契約前でありますので、金銭的な、金額的な増加の詳細は現在算定中であるということで、御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。10番。

10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

1点再質問させていただきたいんですけども、6カ月間今の運行を延期をして大幅なその間の変更を行わないということで、それは同感できると思うんですけども、もう一つ答えの中に課長の答弁の中に、デマンドタクシーを用いたこれからの見直しをどのように考えているかということでは、現在バス対策委員会で担当の方から示された案を考えて、現在その案の形で大鉄との了解を得たいというか、協議をしていきたいというふうに答えられたと思うんです。だけど、担当の人は本当にバス対策委員会を開くたびに、ものすごく緻密な計画、実態調査、調べて出してくださるわけですけども、本当に頭が下がるわけですけども、それでも現在の案のままでは私はなかなか大鉄との理解というか、了解は得られないのではないかと、それより当初住民の方から要望があった大鉄の駅にタクシーを置いてもらって自宅までとか、必要なところへ連れていってもらいたいと、そういうことを大鉄さんにどれくら

いでやれるかという協議をなるべく住民の足を確保したい、利便性を向上させたい、それから大鉄の利用も進むようにしたいという観点で協議をしていくことが私は重要ではないかと思うんです。大鉄だけが事業者ではないよと、新しい住民の人たちの取り組みというか、参入も進めなければいけないという意見も一方ではあるかもしれませんが、まず大鉄の了解がなければ公共交通会議通らないということであれば、大鉄さんとのそういう住民の利便性を最も対応できる方法を大鉄さんと協議していくということが重要ではないかと思うんですけれども、今のままの案で考えている形ということについて、やはりそのままいくのかどうか確認させてください。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 方法ですけれども、委員会の方で内容を説明した中で、現在の方法でいくということをもっと考えております。ただ、いろいろ折衝する中で、今議員がおっしゃったように、いろいろな方法といたしますか、提言が逆にあるのではなからうかと思えます。それは委員会の方にお諮りをしまして、検討するような方向で足の確保ということに対して積極的に意見を取り入れて協議をしていくとそんな方向で進みたいと考えております。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 委員会でも私も議会から委員に出させていただいているものから、なかなか運行についての協議というのはやりにくいというか、そういう時間的な制約もあってなかなか突き詰めた協議ができない状態ですけども、先ほど言ったような提案もしたいと思えます。

そして、もう既に今の考えている形ということでは、壱町河内路線とか南部路線とか、やませみ号の路線を廃止してデマンドタクシーに変えたいという、そういう形になっているわけですから、そこのところではやはり住民の方からまだ定期的なバスがなくなることに對する不安、タクシー1台、要するに委員会ではタクシーを1台で運行しよう、デマンドタクシーを1台で対応しようということですけども、この広い町内を1台のタクシーでそういうバス路線を廃止した地域の住民の人たちが本当に今よりサービスが低下することにならないかどうか、そこところをやはりきちんと対応していかなければいけないと思えますので、そのことに対して見直しもあり得るのかどうか、課長にお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 先ほど申しましたとおり、あらゆる角度で検討する中で、一番ふさわしい運行形態を模索していきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 鈴木君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第40号、川根本町営バス条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長(板谷 信君) 日程第7、議案第41号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第41号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、児童扶養手当の支給対象をこれまでの母子家庭のみから父子家庭の父まで広げるため、児童扶養手当法の一部を改正する法律、平成22年法律第40号が平成22年8月1日に施行されることに伴い、児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令、平成22年政令第144号が平成22年6月2日に交付され、同年8月1日から施行されることから、これに準じて消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものでございます。

一部改正の内容としましては、消防団員等公務災害補償条例附則第5条第7項中に、今回改正される児童扶養手当法第4条第2項の関係各号を引用する箇所がありますので、法律の改正に伴い、附則第5条第7項第1号中の「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加え、これにより、児童扶養手当と消防団員等に係る年金たる損害補償との受給調整の規定を新たに父子家庭の父まで広げようとするものでございます。

児童扶養手当と消防団員等に係る年金たる損害補償との受給調整について補足いたします。

児童扶養手当とその他の公的年金等の受給調整については、児童扶養手当法の中で児童扶

養手当の消極的支給要件を定めて調整をしています。

例えば、父が国家公務員で公務により死亡し母子家庭となった場合、公務災害補償として遺族に支給される年金は、子供がいることによって加算されるため、このような母子家庭世帯には児童扶養手当を支給しないことにより調整します。しかし、消防団員等に係る損害補償の給付については、児童扶養手当法の中で調整対象とされていないため、消防団員等公務災害補償条例の中で支給調整をするよう規定しております。

これまで母子家庭における支給調整のみを規定してきましたが、児童扶養手当法の改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったため、父子家庭における支給調整を新たに規定することが必要となり、結果、本議案の上程に至っているところでございます。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（板谷 信君） 日程第8、議案第42号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定について

てを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第42号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定について、説明をいたします。

別冊の川根本町過疎地域自立促進計画、平成22年度から平成27年度版をごらんください。

この計画は、平成22年4月1日からの6カ年間の時限立法であります過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成22年度から平成27年度の6年間の計画について、御審議をお願いするものであります。

今回、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、過疎地域自立促進のための特別措置として、地域医療の確保、生活交通の確保、集落の維持及び活性化等の住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業などを新たに計画に盛り込むことができるようになりました。

また、過疎市町村における計画を策定する場合には、過疎地域自立促進特別措置法の第6条の規定により、市町村の議会の議決が必要ということで提案するものでありますが、計画策定に当たりましては、あらかじめ県と協議を行う必要がありますので、既に協議を行い、了承を得ておりますことを御了承ください。

それでは、川根本町過疎地域自立促進計画について説明いたします。

この計画におきましては、過疎地域の自立促進の基本的な事項、産業の振興、交通通信体系の整備・情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健福祉の向上及び増進、医療の確保、教育の振興、地域文化の振興、集落の整備、その他地域の自立促進に関し必要な事項を定めることとなっております。

別冊の計画の内容につきまして説明いたしますが、まず1ページからは、基本的な事項としまして、町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況及びそれらを踏まえた町の自立促進の基本方針について記述したものであります。

旧中川根町、旧本川根町とも、昭和56年4月の追加公示により過疎地域の指定を受けて以来今日まで30年間、まちづくりのための様々な過疎対策事業を実施し、住民生活の利便性は着実に向上してきておりますが、まだまだ実施・改善していかなければならない課題や、住民からの要望なども多く残されており、十分な水準には達していない状況にあります。

しかしながら、今後も町の状況は少子高齢化が進行し、人口は減少していくことが予想されると同時に、合併算定替えによる交付税等の財政支援も平成27年度から減少し、平成32年度には優遇措置がなくなるなど、依存財源に頼る当町にとって厳しい行財政運営が求められています。

このような状況を踏まえ、川根本町が自立していくための方針としては、総合計画の基本方針に沿ったものとし、美しい自然と豊富な資源を守り育て、町の主要産業であるお茶と観光を今まで以上に活用する方法で、だれもが安心して快適に過ごせるまちづくりを目指すこ

とを基本としております。

医療・保健・福祉の分野では、これまでに経験のない少子高齢社会を迎え、それぞれの分野が連携する中で、だれもが生きがいを持ち、生き生きと暮らすことのできる地域社会を目指します。

また、住民の生活のための基本となる国道・県道、あるいは町道・農道・林道といった道路の整備はもとより、情報通信基盤の整備を促進し、生活の利便性を高めていくこととしています。

産業と観光の分野においては、地域の主要産業であるお茶と林業の振興は、最重要課題であると認識し、産業の基盤整備はもとより、富士山静岡空港や新東名の利活用及び奥大井南アルプスマウンテンパーク構想などと連携した産業・観光の振興を目指します。

さらに、自然の活用という意味においても、本州唯一の原生自然環境保全地域の自然環境を守り、川根本町の自然が多くの人々のいやしの空間となるようなまちづくりを進めていきたいと考えています。

このほか教育の面においては、未来を担う子供たちのため、地域の特色ある教育を推進していくことや、生涯にわたって学び、自らを高め心豊かな人を育むふるさとづくりを進めていくこととしているほか、まちづくりはこうした多くの町民の皆様が主権者であることを基本とし、町民と行政の協働によるものであることを方針としております。

以上のような基本方針を具現化するための計画期間は、現行法の期限である平成22年度から平成27年度までの6年間とするものであります。

次に、各項目における具体的な現況と問題点及びその対策と実施計画につきましては、9ページ以降に記述をいたしております。

まず、産業の振興ですが、農業におきましては、農地の流動化をはじめ、総合的な茶業振興策を推進し、生産面では、高品質茶を安定供給するために地域農業単位に整備した共同緑茶生産加工施設の再編を進めていくとともに、緑茶を加工した新商品の開発や川根お茶街道を通じたPR、市場調査・研究のほか、持続可能で安心・安全な農業の構築、耕作放棄地を再生するための対策、インターネットや道の駅等を活用した農商工の連携による6次産業化を図るなどの基盤整備を進めていきたいと考えております。

林業につきましては、林道の開設・改良を推進し、山林の保育及び生産作業の合理化、生産コストの削減を図り、収益の向上を目指すと同時に、荒廃した山林対策として作業道の開設を補助し、間伐を重点的に推進して優良材の生産に努めます。あわせて、森林認証の普及啓発や木材の活用促進に努めるなど、様々な機会をとらえて森林の持つ有益な機能や必要性を多くの方々に情報発信し、林業への理解を深めていただきたいと考えております。

商業につきましては、近年多様化している消費者ニーズに対応できる品ぞろえのある店舗づくりや、周辺の景観にマッチした商店街環境整備を検討していくほか、地場製品の販売を促進するイベントの開催などにより、交流人口における消費者をターゲットとした商業活動

の展開を図っていきたいと考えています。

工業につきましては、これまで同様に若年者雇用型の企業の誘致に努めるほか、地域に密着した地場産業の振興のための農林産物の確保を中心とした起業を促進を図り、町内企業の連携や分業を推進するとともに、地域の中にある企業の経営者との懇談の機会を広げ、雇用の促進を図ることとしています。

観光につきましては、当地域を川根地域まるごと博物郷として長期的、安定的に運営するための人材育成や組織づくりに取り組むほか、奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想を生かしたエコツーリズム、農林業をメインとしたグリーンツーリズムなどを推進するための人材育成や、町内外の観光施設のネットワーク化、地域資源を多面的に楽しめるレクリエーション地域の構築、SLやアプト式鉄道などの他の地域には資源を生かした広域的な観光ルート及びそうした環境を資源とした産業の開発などを進め、多くの人々が交流する活気と魅力あるふるさとのイメージの定着化に努めていきます。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、14ページから記述がありますが、まず道路につきましては、国道362号や青部・上長尾バイパスの完成を促進し、早期に全線一次改良を図るほか、歩行者の安全確保のための歩道設置とユニバーサルデザイン化についても整備を進めていきます。

また、町道の改良・舗装につきましては、集落間や公共施設を結ぶ路線については、計画的かつ重点的に改良を行っていくほか、茶園や山林の管理をはじめ、観光や生活道路的な側面を持つ農道や林道につきましても、積極的に整備を進めていきます。

電気通信施設等につきましては、災害時の情報伝達手段としての同時通報無線のデジタル化を図り、個別受信機の設置による送受信環境の改善を図ります。

また、2011年7月の地上デジタル放送への完全移行や、ブロードバンドの進展などに対応するため、テレビ難視聴地域対策、ラジオ放送の受信状況改善、インターネット接続環境の整備など、デジタルデバイドの解消を図り、情報通信の利用促進や普及に努めます。

地域間の交流につきましては、物理的交流を促進するため、富士山静岡空港の利活用や、国道・県道の整備促進をはじめ、集落間道路の整備、観光レクリエーション施設整備などを総合的に組み合わせて対応していきます。特に観光レクリエーション施設の相互連携につきましては、エコミュージアム構想や川根お茶街道、地域文化をとらえた日本風景街道などを展開していきます。

当町においての地域住民の交通手段は、自家用車が主となりますが、高齢者や児童生徒の交流を図ることを目的とした公共交通機関の充実を図ることが必要です。大井川鉄道は、本町の主要交通機関ですが、大井川鉄道を補完するため、町営バス運行における路線見直しや、デマンド運行、車両の増強等を図っていきます。

また、特に高齢化が著しい当町におきましては、高齢者等の外出を支援するため、外出支援サービス事業のますますの整備強化を進めていく必要があると考えています。

次に、生活環境の整備ですが、26ページからの記述になります。

まず、水道事業につきましては、良好な水の安定供給を図るため、町営施設の整備を計画的に推進するとともに、既設簡易水道施設の老朽化に伴う改良や、小規模集落の水道施設についても、順次近代的な施設への更新を進めていきます。

下水処理施設につきましては、当町のように集落が分散している地理的条件下では、全町的な規模での下水道の整備は困難なため、家庭単位での対策が効率的であり、合併処理浄化槽の設置を推進していきたいと考えております。

廃棄物処理施設につきましては、平成18年4月から本格稼働した田代環境プラザにより、環境負荷に配慮した直接溶融炉方式で処理されています。また、ごみの収集方法や減量化につきましては、計画的なごみの分別収集を進めるとともに、リサイクルを推進することを近隣市町と連携しながら進めていきます。

し尿処理につきましては、川根地区広域施設組合の施設を平成15年度に更新し、運用を開始いたしております。

これらの環境問題につきましては、廃棄物の排出量を減らしていくことや、排出する方法などにつきましても、より一層の住民の皆様への啓発や育成・支援が必要と考えています。

消防・救急施設につきましては、島田市の年次整備計画に沿って負担金を支出していくなど、施設や機器の更新を進めていきます。

また、地域の非常備消防につきましても、集会施設などを災害時の避難所として機能させるため、計画的に整備を進めるほか、災害時の情報伝達としての防災行政無線システムの整備を進めていきます。

公営住宅につきましては、多様化したライフスタイルに配慮した整備に努めるとともに、今後のUIターンを視野に入れた整備を検討していきたいと考えます。

次に、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進についてであります。31ページからの記述になります。

当町の高齢化率は、平成22年4月1日現在では40.9%となり、高齢者福祉は少子化対策とあわせ、当町の最重要課題の一つになっています。

高齢者の福祉につきましては、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に基づき、介護保険サービスや福祉・保健サービスの提供及び関連施設整備を行うほか、介護保険制度の見直しによる新しい予防給付対象者へのサービスの充実や、介護保険サービス非該当者支援についても配慮していきます。

また、緊急通報システムの設置促進による独居高齢者の安心の確保や配食サービス事業による食の自立支援と高齢者の見守り体制の強化及び外出支援サービス事業による高齢者の移動手段の確保など、自立した生活支援を図ります。

児童福祉につきましては、少子化への対策が急務となっておりますが、次世代育成支援行動計画に基づき、児童福祉施設や児童厚生施設等の充実を図ると同時に、地域子育て支援拠

点等で提供するさまざまな子育て支援サービスの拡充を進め、子供のいる家族が安心して暮らせる環境整備を進めます。

次に、医療の確保につきましては、33ページからの記述となりますが、地域の特性を考慮した医療機関の整備、保健医療従事者の確保・育成を図るとともに、総合的な医療供給体制の整備に努め、あわせて医療機材の設置についての助成等を行っていきます。

また、健康相談、健康講座による予防対策にも努め、各種予防接種の助成拡充や、へき地患者輸送手段の確立を図ってまいります。

次に、34ページからの教育の振興ですが、まず遠距離通学児童生徒の安全な通学手段を確保するため、スクールバスの更新や通学援助費の支給を行っています。しかし、今後は児童生徒数の減少に伴い、学校統合の必要性についても、検討すべき時期を迎えていると考えています。

社会教育の分野につきましては、町文化会館及び地区の集会施設等を核として、各種講座等を開催し、町民の文化意識の高揚を図るとともに、各種のスポーツ施設を整備し、スポーツを通じた交流を深めることを推進していきます。

地域文化の振興等につきましては、37ページからになりますが、ここでは川根地域まると博物郷構想や川根お茶街道推進基本構想、さらには大井川流域を軸とした日本風景街道を中心に、川根地域の文化や歴史などの魅力を広く伝えていくため、川根地域が一体となった取り組みを進めていきます。

また、町内には多くの国・県等指定の無形文化財等がありますが、町全域への呼びかけや学校教育を中心とした取り組みにより、継承者の確保を目指すとともに、衣装等の更新を進めていきます。

なお、県立川根高等学校と地元の4つの中学校による連携型中高一貫教育が行われており、地域の子供たちの生きる力の育成に力を注いでおりますが、小中高が連携した学校教育を実現するために、県立川根高等学校の存続を強く要望してまいります。

町内には図書館施設がないため、山村開発センターや町文化会館の図書室機能を補完し、町民の読書推進を図るため、町内の小・中・高の図書館を相互に貸借できる図書ネットワークシステムのさらなる活用と資源の共有化を図っていく考えであります。

次に、39ページから記述があります集落の整備ですが、合併により34の集落組織となり、その再編の必要性があるものの、それぞれに歴史等があって多くの課題が残されていますが、生活基盤としての道路網の整備とともに、地区住民の皆さんの意見を十分にお聞きした上で、再編整備を行う考えであります。

さらに、住民参加型の地域づくり事業を展開し、コミュニティ活動を通じた集落活性化のための自助努力の意識高揚を図るほか、若者や都会からの移住希望者のための受け皿づくりを推進し、空き家対策・分譲などの対応も検討してまいります。

最後になりますが、その他地域の自立促進に関し、必要な事項につきましては、40ページ

の記述のとおり、現在当町は過疎の町であり、人口が減少して地域の活力は減退をしてきております。しかし、人口が少ないということは、それだけ個人個人の地域での役割が増え、活躍の場が多いということでもあります。

こうした過疎地域での自立を考える場合、住民の参画は不可欠であります。この地域を知り、魅力を発信し、地域づくりに参画する人材を育成するため、千年の学校等の事業の展開や、地域住民が自ら企画した事業等への支援を行い、地域間交流を図っていくと同時に、地域の自立促進を図ってまいります。

また、後継者の育成や若者の定住化を図るため、都会の独身女性を対象とした縁結び事業を展開し、さらに都市部の若者を山村協力隊員として受け入れを行うなど、都市と山村の交流促進や定住人口の増加及び地域の活性化に努めます。

その他、国際交流の推進を図り、人的交流に置ける人材育成や経済的交流における地域振興を図っていきます。

以上、川根本町過疎地域自立促進計画を策定いたしました。

よろしく御審議いただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

本案については、質疑、討論、採決は、定例会の最終日 9月22日に行います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

再開は未定です。終わり次第大会議室で全協を行いますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前 10時 12分

再開 午前 11時 55分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、ここで午後 1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時 55分

再開 午後 1時 00分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

(第2号)

議長(板谷 信君) 日程第9、議案第43号、平成22年度川根本町一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第43号、平成22年度川根本町一般会計補正予算、第2号の概要について、説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,617万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億792万5,000円としたいというものであります。

第2表では、債務負担行為について、新たに事業を追加したいものです。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいというものであります。

今回の補正は、千頭温泉調査業務等に係る温泉事業特別会計への繰出金、林道災害復旧事業費、クリーンエネルギー機器導入促進事業補助金及び住宅リフォーム推進事業補助金の追加が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般13ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は144万4,000円の増額です。これは、赤石太鼓車両更新に係る旧車両の売却収入を赤石太鼓基金への積立金及び役場本庁舎の修繕費を計上するものです。

第2項企画費は649万7,000円の増額です。これは、環境対策としてのクリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金、町営バス南部路線の見直しに伴うバス停表示の修繕費の追加及びまちづくり費においては、財源の更正であります。

第3項徴税费は194万3,000円の増額です。これは、軽自動車税申告業務一元化に伴うシステム改修費について負担割合の変更に伴う増額分の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は93万9,000円の増額です。老人保健特別会計の精算に伴う繰出金を計上するものです。

第2項児童福祉費は63万円の増額です。これは静岡安心子ども基金を活用した地域子育て創生事業を利用し、藤川の子育て支援センターへ木製ベンチを設置するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は209万4,000円の減額です。予防費は、当初子宮頸がん予防ワクチン接種について、償還払いを予定し、扶助費に計上しておりましたが、2つの医療機関と委託契約ができたため、一部を委託料へ変更するものです。健康増進費は、生活改善センターの冷蔵庫の購入と検診業務等へ国県の補助金が追加されたための財源更正です。診療所管理費は、いやしの里診療所事業特別会計の補正によるものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は523万7,000円の増額です。これは、農家台帳の変更による管理システム改修費、数量調整円滑化事業、耕作放棄地再生利用緊急対策事業の追加

と、本年度の茶凍霜災害に係る利子補給金を計上するものです。

第2項林業費は850万円の増額です。これは林道八木線をはじめとした林道2路線の測量設計及び工事費を計上するものです。

第7款商工費、第1項商工費は2,044万9,000円の増額です。これは6月にも追加させていただきました住宅リフォーム推進事業補助金の増額と千頭温泉休止に伴う接岨峡温泉からの温泉運搬費用を3月までの実施分を追加及び千頭温泉調査業務に係る温泉事業特別会計繰出金を計上するものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は135万円の増額です。これは、沢間中央支線2号の分筆登記等の経費の追加です。

第2項道路橋りょう費は1,260万円の増額です。これは、町道家山線舗装維持修繕工事と町道地名中央線改良工事について、過疎対策事業債を活用し、増額するものです。

第3項河川費は500万円の増額です。これは、本年度実施した排水ポンプ点検において発生した修繕費と境川流木処理をはじめとした河川管理に伴う重機借上料を追加するものです。

第9款第1項消防費は181万9,000円の増額です。これは静岡地域消防救急広域化へ向けた運営協議会設立準備会負担金と南部地域同報無線屋外機バッテリー交換費用を追加するものです。

第10款教育費、第2項小学校費は32万6,000円、第3項中学校費は3万9,000円の増額です。これは要・準要保護児童生徒就学援助費の増加による追加を計上するものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は1,150万円の増額です。これは平成21年度からの繰越明許であります林道平田線において被害が拡大したため、本年度分として追加するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第9款第1項地方交付税は4,141万6,000円の増額です。本年7月に普通交付税が決定し、本町分は23億8,483万5,000円の交付となります。今回は支出の不足分を計上するものです。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は34万2,000円の増額です。これは、健康増進費における女性特有のがん検診推進事業への補助金として交付されるものです。

第14款県支出金、第2項県補助金は1,619万8,000円の増額です。これは民生費は子育て支援センターの木製ベンチ設置に係る補助金、衛生費は健康増進費における歯科保健対策事業への補助金、農林水産業費の中山間地等直接支払推進費補助金は対象地測量事業へ、数量調整円滑化事業費補助金は関係事務費へ、農地制度円滑化事業費補助金は農家台帳システム改修事業へ、耕作放棄地緊急対策事業費補助金は多面的機能を持つ農地推進確保対策事業へ交付されます。消防費は、静岡地域消防救急広域化運営協議会成立準備会負担金へ、災害復旧費は、林道平田線災害復旧工事へ交付されます。

第15款財産収入、第2項財産売払収入は60万円の増額です。これは赤石太鼓車両更新に伴

う旧車両の売払収入です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は49万8,000円の増額です。これは、前年度の介護保険事業特別会計への一般会計繰出金について、実績に基づき繰入金として精算するものです。

第19款諸収入、第5項雑入は592万5,000円の増額です。これは、軽自動車税システム改修費、2010中国上海万博博覧会出展助成金及び耕作放棄地再生利用緊急対策事業交付金は、多面的機能を持つ農地推進確保対策事業へ交付されるものであります。

第20款町債、第1項町債は1,120万円の増額です。これは町道地名中央線改良工事にかかるものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

本年の茶凍霜害について、平成22年度災害分を川根本町災害対策資金利子補給事業としてお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

町道地名中央線改良事業に係る過疎対策債を1,120万円追加し、起債限度額を7,470万円に補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。6番、原田君。

6番（原田全修君） 原田でございます。

本日の一般会計補正予算につきましては、さきに通告をしてありました当初の計画であった中国市場の開拓ですね、これは歳出の2款2項3目まちづくり事業費、市場開発調査研究予算、ここの中の当初の計画であった中国市場の開拓を国内市場の開拓に変更する理由及び市場開拓戦略の中の平成22年度の位置づけについて何うというふうに通告をさせてもらってありましたが、先ほどの全協の中で原案につきましては、修正があるという行政の方からのそういう説明の中で、今回中国市場の開拓を国内市場の開拓に変更するところまでは、今回は補正としては出せない、出す時期ではないという判断がされたということで、これは了解をいたしました。しかし、この件につきましては、今後課題として残るわけであり

ます。そして、私は今回これについて質問する予定であったわけなんです、今後この課題が残されるということとあわせて、川根茶の市場開発調査研究という研究なるものが、実は平成22年度の単年度で終了するものではなくて、平成22、23、24年の3カ年で3,000万円という計画がされていたのだということ、これは平成22年4月以降本年度が開始された以降に知ったわけであり、こういったことで、今後の市場開拓戦略というものをどのようにしていくのかということをやはり根底に我々が認識をしていないと、今後のこういった審議に

もなかなか難しいところが出てくると思いますので、3カ年3,000万の予算といいますか、計画が後ろにあるという、それをどのように2、3年間を進めていくのかというようなその点についての説明をしていただければということで、当初の質問の予定を変えて質問にかえさせてもらいたいと思います。お願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 原田議員の質問にお答えをいたします。

当初中国市場を中心としたお茶の市場開拓ということで計画をしたわけですが、経緯につきましては、議員も御承知のとおり、議員の議論、あるいは茶業関係者等の御意見を伺う中で、必ずしもその中国が優先すべき市場ではないというような判断もいたしております。そういう中から国内を中心として、もちろん海外も将来の市場として念頭に置いていくわけでありまして、そういう中で今回の補正の中でお願いをしていこうということでございますけれども、ここの部分については、今回の全協のお話の中で議員からお話のあったとおりの経過を経てきたわけでありまして、

過疎計画の中に3年間最大1,000万円ずつということで、3年間の茶市場の開拓、調査、研究ということでの事業費が載っている、これをどう進めていくかということでございますけれども、まず基本的に最初の部分で幾分つまづきかけておりますので、そういう意味で時間をかけてもう少し慎重に練ったらどうだというようなことからきょうに至っておりますので、そういう中でプロジェクトチームをつくって、町を挙げてのプロジェクトとして進めていこうとしているわけでありまして、基本的になぜその茶業の振興について町があえて不得手な流通の部門に手を出すのかということでございますけれども、まず基本的に茶業というのは、まず生産者があってその部分農業があるわけでありまして、農業といえますのは、土地の保全といえますか、国土保全そういう大変重要な役割を担っているわけでありまして、森林が荒れる、農地が荒れるということになりますと、町民の暮らしの安全、安心を確保するという部分にも大きな支障を来すということで、基本的には農業としての茶業、これを何とかこの地域に残していきたい、そしてこの大井川上流の川根という地域の風景を構成するとともに、観光の皆様方にも茶園の広がるこの沿線をアピールしていきたいという思いがあります。そういうことで、農家が生きていくためには何をしてお茶が売れる状況、そういうものをつくっていかねばならないだろうというふうに思います。

そういう中から、茶の流通拡大、販売拡大のための調査研究を進めていきたいということで進めてきているわけでありまして。残念ながらその進め方について皆様方の御理解をまだいただくところに至っていないわけですが、これからプロジェクトチームの中でその部分、3年間ということの中で計画を立てて進めていきたい、そう思っています。

いずれにしても、この川根から川根茶がなくなるという事態は、大変な、大きな重大なことだというふうに思っております。何としましてお茶を守り、お茶のある川根地域をアピールしていくことが今課せられた行政の中でも大きな仕事だというふうに思っております。そう

いう意味合いでこれからもお茶の、あえて流通ということでございますけれども、茶業関係者、茶業組合ですとか、あるいはいろいろな組織がございますので、その皆様方、あるいは御意見も伺いながら進めてまいりたいというふうに思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 今の町長のお話ですと、改めてこれからの3年間を計画の期間として慎重に進めていきたいというような表明がありました。さかのぼって3月8日の予算審議のときには、行政側のほうも非常に強い決意で、中国等戦略的市場開発調査研究事業についてということで説明がありましたし、非常な情熱を持って行政主導で進めていくというような意思表示があったわけなんですね。今回やや挫折しかかっていると、きょうはその提案があるわけではないんですが、中国市場をもう一度どうしようかというところで、再検討してみるということになるかと思うんですが、そういったようなことも含めて、中国等という当時言っていたのは、アメリカ、あるいはそのほかの諸外国含めた海外市場戦略ということを考えていたということなんですが、これから今後12月になるのか、いつになるのかわかりませんが、補正が挙がってくるときにはそういったところをやはり意識した上で提案がされると思いますので、今のうちに腹づもりといいますか、その辺のところをお聞きをしたいと思っております。

6月にスタートしたというプロジェクトチームなんですが、その中では当面3年間の目標は川根茶ブランドの確立とするという、そういう目標を立てられた、そして平成22年度は、川根茶、川根本町の認知度を高めることに設定したということで、明らかに当初の中国戦略とは方向転換をしてくるだろうというふうに思っております。

そういったことで、これからのやり方についてもやはり行政主導で行っていくのか、そのところをもう一度確認をさせていただきたいなということでもあります。3年間の目標、川根茶ブランドの確立、この辺のところも、もしもうちよっとわかるようで、具体的なものがあるようでしたらこのプロジェクトのチームリーダーであります、副町長でも結構でございますので、参考までにお聞かせ願えたら幸いです。

以上です。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまの御質問の中に3年間というか、その中で川根茶の今後の取り組みという中の御質問であります。当然この川根茶、今まで営々と築いてきた、先代の築いてきたこの川根茶というのは、やはり私は世界に誇れるそういう財産だというふうに思っております。その財産をやはりブランドとして世界に発信していくという、当然国内もそうですけれども、そういうことは必要であろうかと、ただブランドとして発信しただけでは何もならないものですから、そこはやはり売れるお茶にしていかなければならないし、それが例えば2万円であれば2万5,000円であるというふうにより高く売れていくと、そういう

礎というんですか、そういう方向に向かっていかなければならないし、そのためにはやはり最終的に行政がということではなくて、流通される方々が最終的にはそこで強い意識というんですか、そういうものと努力を持ってされなければそれは成功しないことでありますので、まずは行政はそういう切り口をしていかなければならないし、そしてあとは広報へ回って支援をしていなければならないというふうに考えております。そういうようなことをプロジェクトチームの中でも話し合いをさせていただいたと、今回はちょっと性急であったということで、大変反省はするところでありますけれども、これは継続的にやはり粘り強く検討していかなければならないというところであります。

以上です。

議長（板谷 信君） 6番。

6番（原田全修君） 今、副町長の説明を聞きましてやや安心したところがあります。行政主導で進めるんだという強い意思表示が3月8日にはされたわけなのですが、やはり今チームリーダーの副町長がおっしゃったように、行政というのはやはり仕掛け、仕組み、そういったようなものは確かにつくることの必要はあると思うんですが、今お話しの中にありましたように後方支援という言葉、これは非常にいい言葉だろうと思っておりますが、ぜひ民間主導といいますか、民間活力をまず使った政策をぜひつくってってもらえるような指導、支援をお願いしたいと思っております。

前回、私お話しさせてもらいましたようなこの地域には、やはり若手経営者で本当にこの地域のこの川根茶にこだわりを持って何とかやっていこうではないかというこだわりのお茶づくりをするメンバー、チーム、あるいは日本一のお茶づくりを目指す従来の川根茶の名声を何が何でも保っていこうとする、頑張りをしてくれている若い人たちがいるわけですので、こういった人たちの力こそぜひ結集して、新しい国内市場戦略というものを組み立てていただけるようお願いしたいなと思っております。それについての何かコメントがあるなら教えていただきたいと思えますし、そうでなかったらこれで私の質問を終わります。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 先ほど言いましたように、まさしくそういうところがこれからの地域、この地域川根地域を興していくときには重要なことだと思えますし、それがいわゆる協働ではないかというふうに思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

何だか皆さんは納得している状況で、私にはキツネにつままれているようでわからないわけですが、先ほど全協を開いて、まちづくり事業費の財源更正だけにして、8節から後の部分は予算組み替えをするのではないかというふうにそういう話で終わったのではないかと感じていたんですけれども、結局このままこの補正予算で審議して議決するということ

なんですね。

議長（板谷 信君） 答弁しますか。その部分でいいですか。

10番（鈴木多津枝君） いや、ほかにあるんですけども、そこをまず聞かないと。

議長（板谷 信君） 全部一遍に言わないと、もうあと質疑許せんよ。

10番（鈴木多津枝君） そうですね。

そのところをまず最初に確認したいと思います。

それから、通告した質疑の順に従って質疑を行いたいと思います。

まず、13ページの2款1項9目で庁舎管理費、11節修繕料84万4,000円が本庁舎の修繕費だということで、私事前にいろいろほかのことは聞いたんですけども、ここを聞き落としたものですから、どういう修繕なのか説明を求めます。

それから、13ページの2款2項3目まちづくり事業費で、県から入る上海万博出展助成金、財源更正のところでですけども、240万7,000円は、上海万博等訪問経費277万7,000円のうち助成金対象経費となる分だという説明があったわけですけども、上海万博等訪問経費277万7,000円というのは、当初予算のどこに計上されていたのか、財源更正することですので、はっきりさせていただきたいと思います。

それから、最初に聞きましたのは、通告には8節から13節の委託料までのことを質疑通告をしてありますので、そのところの答えがいただけないと質疑をしたものか、取り下げたものかというのがわからないわけですけども。

議長（板谷 信君） それではここだけ後でいいよ。

10番（鈴木多津枝君） では、後で追加していいという議長の明言がされましたので、そこは飛ばします。

17ページですけども、6款1項4目の地域農政総合推進事業費、19節多面的機能を持つ農地推進確保対策事業費補助金210万円ということですけども、この補助の内容についてお聞きいたします。

それから、次の6款1項5目の茶業推進対策費、19節で茶災害対策資金利子補給金9万7,000円が出ているんですけども、お茶の凍霜害被害者への支援ということで、ほかに考えているのかどうかお聞きします。

それから、次の続いて6款2項5目の林道費850万円の増額なんですけども、測量設計委託料で240万円、八木線と蕎麦粒線で、工事請負費610万円の方は蕎麦粒線と飯山線の工事請負費だという説明だったんですけども、これについて工事の必要性ですね、八木線は民家があるんですけど、ほかのところについてはこの道路について林道ですので、民家は問題ではなくて、隣家のほうの要望があったのかどうか、そういう説明をお願いいたします。

それから、18ページの7款1項3目観光費の282万円の増額ですけども、これは千頭温泉へ接岨温泉から源湯運搬を延ばすための3月末までに必要な費用の計上の補正だということですけども、委託料が当初192万6,000円に対して163万8,000円の増額で、当初額より補正額

の方が15%少なくなっていますが、車両借上料は当初76万5,000円に対して補正が102万円ということで、増額ということで、これは当初予算より3割以上も車両借上料が増えていますけれども、同じ期間の延長にしてはどうしてこのようなばらつきがあるのか説明を求めます。

それから、20ページの8款3項2目の河川維持費ですけれども、重機借上料で460万円の増額について、250万円は箇所づけなしで予算計上ということですが、あとの210万円は境川線の流木処理とか、土砂の運搬、排除などだと思いますけれども、そのための重機借上料とのことだったんですけれども、境川線のこの210万円、重機借り上げにしてはどれくらいの期間なのか、土砂の量とか排除する量をどれくらいに見積もっているのかわかりませんので、何か金額的には多いのではないかと思いますので、積算根拠をお聞きいたします。

以上です。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） それでは、一番最初の御質問のところで説明させていただきます。

今回予算を提案させていただくという中で、当初予定しておりました企画費のまちづくり事業費につきましては、こちらの行政側としても非常に性急であったということと、また詰めの部分ということで非常に反省するところも多いという中で、今回この8節、9節、11、12、13節の予算補正については取りやめさせていただくという中で、ただこのまちづくり事業費については、2010中国上海万博博覧会出展助成の歳入の財源更正のみとさせていただくというものでございます。

なお、この予算の説明資料の方は後ほど差し替えをさせていただくと、議案については、減数項目ではございませんので、財源更正という形で御了解をいただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 13ページの2款1項9目庁舎管理費の修繕料の84万4,000円は、本庁舎の何の修繕かとの御質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けると4つになりまして、第1点目は、庁舎駐車場の修繕でございます。続きまして、第2点目は、庁舎の浄化槽の修繕がありまして、これに伴う補正でございます。3点目は、庁舎防災設備の修繕でございます。最後でございますけれども、緊急修繕対応用に補正予算を計上し、合計84万4,000円でございます。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 17ページの6、1、4ですが、地域農政総合推進事業費、19節多面的機能を持つ農地推進確保対策事業費補助210万円の補助内容とはということですが、これは耕作放棄地再生利用緊急対策事業費補助金でありまして、地区は奥泉地区の耕作放棄地約30アールへ紙の減量となるミツマタの植栽を計画しております。この事業は補助率は国2分の1、県4分の1、町4分の1の10割補助になります。内容的には、荒廃した茶園を刈り払

い、伐根、粉碎、耕起、整地、土壌改良までの経費を見込んであります。

それから、6、1、5の茶業推進対策費ですが、凍霜害の支援のほかに考えていることはありませんかということですが、現在のところ茶災害対策資金利子補給のみですが、近隣市町と協調しながら、その他の支援策を考えていきます。

なお、一部報道で島田市の追加支援策が報じられておりますので、島田市の担当とも協議させていただきまして、支援するかどうかも含めて川根本町としての支援策を考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、6款2項5目の林道費、測量設計委託、八木線と蕎麦粒線、それから工事請負費の蕎麦粒線と家山線、これらの工事の必要性の説明をという御質問でございましたけれども、最初に測量設計委託の林道八木線でございますけれども、施工箇所は白沢温泉もりのいずみ、この駐車場からバンガローの管理棟付近までの区間になりますが、この間の前後は既に改良済みでございますけれども、この区間につきましては、未改良で幅員も狭く、車両のすれ違いも困難な状況でありますので、通行の安全を図るために改良工事を実施したく、今回測量設計を行うというものでございます。

次に、林道蕎麦粒線の測量設計委託でございますが、林道蕎麦粒線は皆さん御存じだと思いますけど、山合いのダム等を結ぶ林道でございますして、施工箇所につきましては、7月16日になりますけど、路面が一部陥没いたしまして、4日間ほど通行止めとなった箇所でございます。この陥没の原因につきましては、路肩コンクリート擁壁の根もとから土砂が流出したということによるものでありました。現在は応急工事を実施し、通行可能となっておりますけれども、今後同じような被害を防止するということで、コンクリート擁壁の根もとを固める工事を施行したいと思ひ、今回測量設計委託費を補正するものでございます。

それから、工事請負費の蕎麦粒線と家山線でございますけれども、蕎麦粒線につきましては、先ほどの測量設計委託の実施箇所のすぐ近くになりますけれども、路肩にあります既設の構造物、これが一部沈み込みまして、現在片側通行の状態で行っており、安全な通行に支障が出ているといった状況でございます。この付近では国の直轄治山や森林管理所の治山事業等が現在行われておりまして、大型の車両も頻繁に通行いたします。また、これから紅葉の季節を迎えまして、一般観光客の車両も多数通行いたしますので、これらの車両の通行の安全を図るため、工事を実施しようとするものでございます。

それから、林道家山線でございますけれども、林道家山線は久保尾地区から島田市川根町を結ぶ路線でございますして、通勤道路としても多くの利用者がある交通量の多い林道となっておりますけれども、舗装の傷んだ箇所が複数箇所ありまして、車両の通行に支障がありますので、安全を図るため舗装工事を実施しようとするものでございます。

それから、この工事につきまして地区からの要望があったのかという御質問もございませ

たけれども、林道八木線の改良工事と家山線の舗装工事につきましては、地元からの要望がございました。

それから、8款3項2目河川維持費で境川の210万円、これの積算根拠はという御質問でございませぬけれども、今回の補正は平成19年の台風によりまして、普通河川の境川に流出をいたしました流木処理にかかわるもので、場所は境川ダム上流になります。この積算根拠ということでございませぬけれども、今回処理しようとする流木につきましては、根がついたままの杉、ヒノキ等で、大小合わせて約150本ほどになります。210万円の積算の内訳ですけれども、この流木の処分場までのトラックへの積み込み、運搬費用、それから処分場での処分費、これを含んだ金額でございませぬ。

以上です。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 18ページですが、7、1、3の観光費、この中で車両借上料が同じ6カ月分ですが、差が生じているのはなぜかその御質問ですが、今回の補正は温泉の運搬業務を3月まで実施する計画でありまして、今までの経費を精査したところ、10月以降分が不足ということになりまして、今回補正をお願いするものです。

車両借り上げにつきましては、借り上げにつきましても10月以降6カ月分102万円をお願いするものですが、当然ながら前期分も同額が必要となり、不足を生じますが、現在節内での運用でできるという判断のもと、このような予算を計上させていただきました。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。10番。

10番（鈴木多津枝君） 今の温泉運搬の車両借上料なんですけどね、一昨日ですか、金曜日ですね、課長に電話で同じような説明を聞いたわけなんですけども、もう少し丁寧に説明してくださったと思ったんですよ。今の説明ではなぜ車両借り上げの方が同じ期間なのに3割も増えていて、委託料の方は精査してこれだけ当初予算半年分みたけれども、それだけかからなかったというか、様子を見て減額が今度は半年ではできる見通しになったということなんですけれども、車両借り上げの方をもう少し丁寧に説明をしていただきたいと思います。

それから、一番最初の庁舎管理費の修繕料のところなんですけども、修繕料の内訳で本庁舎の駐車場というのが入っていたんですけども、駐車場はまだ整備してそんなに年数たっていないし、どういう修理が必要になったのか、何か壊れたのかどうか、そのところの説明を求めます。

それから、先ほど最初の質問のときに、まちづくり事業費のところの8節から13節についてという質問も通告しているがと言ったんですけど、これは議決要件には入っていないので、この議会が終わり次第、ここのところをすべて削除する説明書を、資料を提出してくれるということで理解していいか確認をいたします。

それから、次の17ページの6、1、4ですけれども、多面的機能を持つ農地推進確保対策事

業費の内訳なんですけども、奥泉地区のグループの人たちが耕作放棄地対策というか、事業をやるということで、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で、要するに10割の補助だという説明も、これも事前に聞いたんですけども、そのときも電話でこれは何月議会だったか、昨年の8月の議会にいただいた耕作放棄地調査結果についてという資料があるんですけど、そのところで4ページに耕作放棄地減少対策事業への予算の補助率というのが書かれているんですけども、100%というのはいないんですね、ここには。事業費の補助率としては10分の7というふうにほとんど10分の7になっていますし、その上に書かれている農地維持確保推進対策事業費では、定額というふうに書かれていて、ほかに要綱か何かで100%ということが示されているのか、その100%つくということはやりやすいことだからいいことなんですけども、今回だけ特別ということではなくて、これはきちんと町の制度としてこういう10割の補助があるんだよということなのかどうか、この点を確認したいと思います。

それから、その次の茶業推進対策費の利子補給9万7,000円ということなんですけども、非常に少ない金額で、総額0.75%の利子補給ということで計算すると、この借り入れ額は1,300万円ぐらいになるんですか、ですけれども、お茶やっている人たちが借りることも怖くて借りられないよという声を、苦しくても借りることもできないんだという声も入ってきます。そういう中で、今課長さんが事前のレクチャーやったときに島田市のことを言いましたら、先ほど島田市と協議して当町もどういうふうに追加支援を、島田市が出してあるものですから、それについて協議をして考えていきたいということなんですけども、島田市では肥料代、農業用水の使用料、それから市税の徴収猶予という、このところはおっと思うような支援策なので、行う方針を示して、総額でこの追加支援策で5,000万円を見込んでいるという、今回の補正には利子補給だけなんですけども、市長の話が新聞記事に載っていました。

当町も借りる力もないよと言っているお茶農家の、町長が先ほども言われましたように、本当にそういう生産者を守っていかないと農地、国土というか、保全もできていかないわけですから、何とか利子補給だけではなくて、島田市に準じたというか、これが当町の茶農家の人たちに待ち受けられた補助かどうか、支援かどうかわかりませんので、例えば今雨が降らなくてとても茶畑が乾燥していると思うんですよね。私はお茶のこと全くわかりませんが、これだけお天気が続けばお茶の木だって芽が出るときに霜で、冷害でやられて、またこの日照りでというと非常に傷んでいるのではないかと思います。来年度の成果も本当に心配しているのではないかと思いますから、そういうときに例えば水をもっとかけられるようにプールの水利用ができるようにするとか、何かそういう支援なども考えるべきではないかと思うんですけれども、行政は、なんか島田と協議してと、島田と足並みをそろえてということ、島田というか、近隣と足並みをそろえてということをやられていますけど、自分のところで自分の町の茶農家を守るという姿勢から、こういう支援も考えていますという説明、答弁はないんでしょうか。再度お聞きいたします。

それくらいをお願いします。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） それでは、最初のまちづくり事業費、総務費、企画費の予算のところですけども、御質問の中にありましたように、8節から13節については、提案をしないということでありますので、その御質問の中にもありましたように、資料の方は差し替えをさせていただくということに御理解いただきます。

なお、議案については、議案項目については、款項が議決項目でありますので、そちらには影響しないので、そのままということであります。

以上です。

議長（板谷 信君） 総務課長。

総務課長（西村太一君） 先ほどの私のお答えに対してちょっと詳細が報告されていないということがございますので、庁舎駐車場の修繕でございますけれども、職員駐車場がございますけれども、そこの路面に陥没が見つかりまして、その陥没したところの修繕を考えております。これは質疑にはなかったのですが、庁舎の浄化槽の修繕、これにつきましては、浄化槽の放流管の一部破損が見つかりましたので、その修繕を考えております。それから、庁舎防災設備の修繕につきましては、消防設備点検時におきまして改善指導が若干ありましたものですから、それを修繕をさせていただくということと、あとは緊急修繕対応ということで、既にもう早急にやらなければならない件が2件ほど出ているので、その分を今回84万4,000円を補正をさせていただくということになっております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 鈴木議員の耕作放棄地の補助事業の要綱なんですが、21年の8月当時は町単独の多目的関係の補助要綱でありまして、それ以降、国・県の耕作放棄地対策関係を載せた交付要綱、川根本町耕作放棄地再生利用対策事業費補助金交付要綱ということで、22年の2月8日告示第9号で示してあります。その内容というのは、町単独事業に国・県の補助事業、それをつけ加えまして、先ほど言いました10割補助という耕作放棄地の障害物除去事業、土壌改良事業、営農定着事業、それから施設等保管整備事業、これを追加させていただいております。

それから、凍霜害の関係ですが、島田市の支援策ですが、肥料・農薬年間予約供給額に対する助成が一つでありまして、農業用水の使用料の助成、それから市税の徴収猶予、そういった助成が入っておりますが、肥料・農薬等なんですが、県の方でも肥料・農薬の減肥料、減農薬等を打ち出している中ですから、支援することがいいかどうかというようなこと、また肥料・農薬支援については、被害程度の把握というか、そういうこともなかなか難しいところもあります。それから、肥料商からの肥料の購入等をしている農家もありますので、なかなか不公平感が出るようなことがあってはいけませんので、十分島田市とも検討して決めたいと思っております。

それから、島田市の牧之原畑地帯総合整備土地改良区にかかる事業に市が助成するというのですが、町の方にはそういう農業用水の使用料はありませんので、現在中川根中のプールの横に給水スタンドを設置して利用してかん水作業を行っておりますが、当町は県営の中山間事業で給水スタンドの整備を行っております。中川根南部地区が整備済みが3カ所あります。それから、中川根中北部地区これが6カ所本年度から整備を予定しております。それから、奥大井地区整備済みが4カ所ありまして、今年度以降2カ所追加整備をする予定でありますので、まだこのほかにも要望等があれば支援をさせていただきたいなとそういうふうに思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今の凍霜害に対する支援の関係でございますけれども、今の課長からお話のあったとおり、それぞれ例えば共同工場であったり、個人工場であったり、何か応援しようとするところとそこで不公平感が出るというような部分があったりして、なかなかいろいろ検討しながらも形になってないわけですが、島田あたりも今回このようにいろいろな形で新聞等を見ますと、形が出てきたということで、私たちの町も誠に島田市というのは私たちの町と境界を接しているわけ、隣接する町でございますし、川根茶という共通のお茶の現場ということでもありますので、できるだけそこら辺は島田市並みにはやっていきたいというふうに思っています。

それから、町税の関係でございますけれども、被害を受けてなかなか大変だという状況でもございますので、島田市にもありますように、分納ですとかいろいろな形で対応していきたい、必要があれば国保税等についても今後検討していきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 18ページの観光費の関係ですが、もう少し詳しくということですが、車両借上げの当初予算につきましては76万5,000円ですが、これは予算計上するときに稼働日数で計算をさせていただき、計上しております。ですが、借上げの車両につきましてタンク等を備えつけてあるために返すときに外して返すというようなことなんです、それも不可能ということで、毎日借りるということになりまして、本来ですと6カ月で102万円ほどかかります。25万円ほど不足するわけですが、現在のところ節内での運用ができるということで判断をして、10月以降分6カ月分を計上させていただきました。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。10番。

10番（鈴木多津枝君） あと2点確認、1点ですか、まちづくり事業費の最初の13ページ、2款2項3目の上海万博出展助成金の財源更正、組み替えなんですけれども、当初予算のどこに計上されておりましたかという質問に対しての答えをちょっと私しっかり聞いてなかったと思うんです。申し訳ないですけど、もう一度お答えをお願いしたいと思います。

それから、もう1点、お茶の凍霜害被災者への支援について、本当に町長からとても心強い答弁がありまして、本当にこれ、島田市に足並みをそろえるというのではなくて、お茶が町の基幹産業であり、観光なんかの面でも茶原が本当にきちんと耕作されているということがとても大事な町ですので、茶農家、生産農家が続けられるようにぜひ励ましの支援をやっていただきたいということを申し添えて、1点だけ質問を最後にさせていただきます。

議長（板谷 信君） 最初の質問だけでいいだね。企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 上海万博等訪問経費の277万7,000円は、当初予算のどこに計上されていたのかという質問でございますけれども、当初予算の説明資料にもあったように、友好都市推進事業ということで、499万3,000円でありましたけれども、その中で利用するというような事業の推進を図りたいということについては、5月の全員協議会の席上だったと思いますけれども、その中で流用させていただいて事業を推進させていただきたいというようなことで、御理解をいただいたと私は認識しております。499万3,000円の中の内訳として、今回の事業についてですけれども、旅費が200万円、需用費が100万円ということで、300万円あるわけですが、その利用した事業費で上海万博の訪問経費ということで、活用をさせていただいて事業を行ったということです。ということで、流用をさせていただく中で、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） ほかに質疑。8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 8番、中澤です。

今回の補正予算の中には千頭温泉の予算が入っておりました。私も少し住民に説明のできないことがありますので、通告をしておいたわけですが、先ほど全協で行政の方から説明がございましたので、十分理解できるのではないかと思いますので、通告の点はやめますが、ただ1点確認のためにお聞きしたいと思います。

千頭温泉、中央温泉研究所で調査していただきまして、6月の補正予算で240万の予算を使ったわけですが、そうした中に報告の中に、非常に湯量が少なくてもろもろの手段をしているときに湯が出なくなるという危険があると、そういう指摘を受けました。そして、総合的に見て千頭温泉は非常に難しい状況にあると、そういった説明があったわけですが、そうした中で、今度新たに温泉の洗浄と揚湯試験をやるという予算が出たわけですが、当然ながら加入している人たち4件の人たちですが、この人たちにこうした状況を先ほどの全協でも言いましたが、ちゃんと説明をして、そして行政の方で場合によっては断念しなければならなくなるかもしれないというようなことも当然考えるということでありましたが、その点を一度確認したいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 千頭温泉の関係でございますけれども、基本的には温泉管理条例の26条にうたってもございますけれども、温泉を廃止する場合ということについて、その受給者

側の責めに負う部分、要するに温泉は引いてあるけれども、現に使ってありませんとか、1号から8号まででしたか、いろいろ書いてあるんですが、廃止する場合については、その受給者の事情しか書いてないわけです。というのは、温泉が温泉である限り、今の契約では供給し続ける義務が町にはあるというふうに基本的に思っています。ただ、前回の調査と、それから今回また改めて清掃を含む調査ということで、工事まで入れてないわけですね。ということは、調査をしてその結果、必ずしも温泉が供給できる体制になるのかどうか、不確実な部分があって、あえていきなり工事費でとらないで分けた部分があるわけです。それは、皆様方の段階的な御理解も得ていかなければならないし、当然万一、温泉としての要するに温泉法でいうところの温泉、成分がある一定以上含まれているということと、温度が25度を保つ、そのいずれかが満たされていないと温泉として認められないわけでありますので、温泉としてその温泉法に合わないものはもう既に温泉ではないわけでありますので、そうなりますと、それは現実的にはこの温泉管理条例によっても供給できない話になってくるというふうに思っていますけれども、現に温泉としてその成分なり、温度なりを満たされるものがあるとするなら、これは何とか気持ちとしては供給を続けていきたい、そういう思いで今回の調査に乗り出すわけですが、それが温泉でなくなる状況が仮にあるとするなら、そこでしっかり説明をしなければいけないと思いますし、今それと問題になってくるのは、費用対効果といえますか、余りそこにこだわるべきでないというような御意見もございましたが、一応現在の利用状況を見てみますと、入湯税で宿泊者の数から類推するしかないわけですが、共同浴場の場合は入湯税をもらっていませんので、旬さんの場合には数に入っていません。

そういうことで、何としてもあそこに投資するお金に考えて、それに見合うなかなか収入というまでにはいかないわけですが、少なくともその温泉に来ていただく、お客さん誘致のための営業活動、そういうものはしっかりやっておく、そして、来ていただくことによってそれが周囲の施設に波及する、そういうことがどうしても大事な要素にもなってくると思いますので、そういうところも含めて、最悪の場合には断念せざるを得ないということもあり得ると思いますので、そういうことも含めてしっかり説明をしながら進めていきたいというふうに思っています。

基本的には何とか継続していきたいというのが本音でございます。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） いろいろこれは旧本川根時代の事業でありましたので、私たちいろいろわからないものですから、そうしたものが私を含めほかの議員の方にもわからないところが多かったものですから、いつまでもこれを、お湯を皆さんのところへやらなければならぬという義務責任を負ったまま町でやらなければならぬものかと、そうした心配をして、何とか何か記録に残るようなもの、あるいは契約書とかそうしたものがほしいなというようなことはありました。そうしたところで、この質疑は町長の言葉をちゃんとここで残したいと、そういったことで質疑をいたしました。

質疑を終わります。

議長（板谷 信君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、平成22年度川根本町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号 平成22年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第2号）

議長（板谷 信君） 日程第10、議案第44号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第44号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,791万8,000円としたいというものであります。

これは平成21年度療養給付費等の精算と国保の各種業務を行う共同処理システムの新システム移行に伴う改修費等に係る補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は42万円の増額です。これは平成23年度から原則、レセプトがオンライン化になります。今回国保中央会が開発している標準システムを47都道府県

が一斉導入することで導入費用の低減や多種多様なデータの活用が図られることから、この新システムへの移行に伴う本庁のシステムの一部改修費用を計上しました。

第2項徴税費は73万5,000円の増額です。これは本年3月、失業者の国保税について、給与所得を100分の30として算定する改正を行いました。この改正に伴うシステム改修費です。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は60万円の増額です。これは21年度実績確定に伴い、療養給付費負担金、老人保健医療費拠出金について、返還が生じたことによるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保4ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は115万5,000円の増額です。これは総務管理費及び徴税費においてのシステム改修費について、特別調整交付金により全額補助するものであります。

第9款繰入金、第2項基金繰入金は60万円の増額です。これは21年度の実績確定に伴う超過交付金返還金について、支払準備基金を取り崩して対応するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、平成22年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 4 5 号 平成 2 2 年度川根本町老人保健特別会計
補正予算（第 1 号）

議長（板谷 信君） 日程第11、議案第45号、平成22年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第45号、平成22年度川根本町老人保健特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236万9,000円とするものであります。

これは前年度の老人保健の実績に基づき、支払基金交付金、国庫負担金、県負担金についての精算するための補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の老保4ページをごらんください。

第2款諸支出金、第1項償還金は93万9,000円の増額です。これは前年度精算によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の老保3ページをごらんください。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は93万9,000円の増額です。これは今回平成21年度の医療費を負担割合ごとに算出し、精算するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、平成22年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第45号、平成22年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第46号 平成22年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第12、議案第46号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第46号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,370万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,260万7,000円としたいものです。

これは前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金についての精算が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、財源更正です。

第7款諸支出金、第1項繰入金は49万8,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は1,320万9,000円の増額です。これは前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は350万8,000円の減額です。これは前年度繰越金の全額計上によるものです。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,721万5,000円の増額です。前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、平成22年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第47号 平成22年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第1号）

議長（板谷 信君） 日程第13、議案第47号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第47号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、歳入歳出それぞれ3億1,450万円としたいものです。

第2表では、地方債の限度額の変更をお願いするものです。

今回の補正は、財源更正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

簡水5ページをごらんください。

第2款水道事業費、第2項水道建設費は、財源更正です。地名簡易水道整備事業に係る起債対象事業費の拡大による起債の増額です。

第3款公債費、第1項公債費も財源更正です。

第2款の一般財源減額分を公債費に充当し、基金を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水4ページをごらんください。

第6款繰入金、第2項基金繰入金は420万円の減額です。

第9款町債、第1項町債は420万円の増額です。これは地名簡易水道整備事業に係る過疎対策事業債及び簡易水道債の増額と、それに伴い基金を減額するものです。

第2表地方債補正につきましては、簡水2ページをごらんください。

地名簡易水道整備事業に係る過疎対策事業債及び簡易水道債を増額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、平成22年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

補正予算（第2号）

議長（板谷 信君） 日程第14、議案第48号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 議案第48号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算、第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,362万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,447万4,000円としたいものであります。

今回の補正予算は、現在休止しております千頭温泉調査業務等の補正です。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

温泉4ページをごらんください。

第2款温泉事業費、第1項温事業費は1,362万9,000円の増額です。これは千頭温泉源泉の孔内の洗浄、揚湯試験調査費を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

温泉3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は1,362万9,000円の増額です。今回の補正事業に係る一般会計繰入金を計上しました。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

千頭温泉の洗浄及び試験調査委託料が1,362万9,000円ということで見積もって、これを一般会計の繰入金で行う補正予算の中身なんですけども、7月の調査で管内がものすごく汚れていて、6年間で35mも沈殿物が沈積している可能性があり、洗浄する必要があるということや、ポンプの機種、高額なポンプをどれをつけたらいいかということや、設置位置を決める、設置位置、高さによっては温泉としての温度が保てなくなるということで、その位置を決めるのに揚湯試験を行うというのが今度の1,362万9,000円の委託の主な中身だと思うんですけども、この試験を行った結果、湯量や温度などでよい結果が得られなかったらどうするか、また、ポンプをつけ替えたりしても数年で故障する可能性が大きいということも言われているわけですから、今後どれくらいまでこういう故障を繰り返しても続けてもいいと町長は考えておられるのか。先ほどの一般会計の繰出金のところで中澤議員が質問されたのに対して、町長は、温泉の要件が満たされるならば続けられるようにしっかりと対応したいというふうに答えられましたし、お客様に来ていただくことによって周囲にも経済的波及効果が発生すると、だから何とか継続したいというふうに言われたものですから、全協のどこ

るでの説明では、利用者を旅館で4件、旬さんもあるわけですが、旅館ではないですけれども、そういう人たちへの説明を行って、断念、温泉使えない場合もあるんだよと、状況によっては、それも納得していただくということが、全協ではほぼ了解されていたような気がするんですけども、先ほどの答弁では、そういうことがまたほとんど消えてしまったという感じがするものですから、そのところを町長はどのように考えているのかお聞きいたします。

それと、町長が先ほど中澤議員の質問に対して言われた温泉法では、温泉が温泉である以上は、受給者の義務しか書かれていないというふうに、町の温泉管理条例ですか、書かれて、その受給者の、町の温泉管理条例で受給者の義務しか書かれていないということですか。受給者の義務というのはどういうことなのかお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 条例の内容については、今手元にありませんけれども、副町長が持っていますので、またその部分については改めて御説明を申し上げます。

今の御質問で前回の全協とニュアンスが違うというふうに言われました。決してそういうつもりではございません。ただ今回の調査をやるのに当たって、私自身としては、できれば今後とも温泉としてあそこが使えるような状態になればいいなという思いを持っていることは間違いございませんけれども、必ずしもそういう結果が出るとは限りませんので、万一温泉として温泉と呼べない状態というのは、成分がないとか、温度が、成分がないというのは今の段階で、仮に湯温検査をやって、いろいろな成分が出てきたという事態になれば別なんですけど、多分今でも単純温泉ということで、温度のみで温泉と言われているわけですよ。温度が25度以上に上がらないということになれば、必然的に温泉でなくなるわけですよ。その事態には廃止せざるを得ないというふうに千頭温泉については、一つは考えています。ただ、その場合とそれから先ほどの温泉を維持していく上で、ランニングコストがかなりかかると、その部分に財政が耐えうるのかという問題がまた別にあると思うんですよ。ですから、そういう現在の千頭温泉が持っている弱さといいますか、その説明を恐らく千頭温泉の受給者の方は全くわかってない状況ではないと思うんです。

ただ、彼らにしてみれば少なくとも一刻も早く回復してほしいという願いを持っていることは間違いのないわけですが、今後町がその千頭温泉として維持していくことが財政等との問題、あるいは地域その他もろもろのバランスといいますか、関係等々照らし合わせてみて、そこで余りにも過大な投資になるというようなことであるならば、その状況も説明して、場合によっては断念せざるを得ない、そういう状況もあり得るだろうというふうに思っています。

したがって、今回その調査をということで、段階を分けてやってきているというのは、本来ですと、復旧のための、復帰するための工事費を計上すればいいわけですが、検査のための委託料ということでの計上でもありますので、そこで判断をするわけでありまして、です

から、その検査をするに当たって、事前に利用者の方々にもいろいろ御説明を申し上げたりするということは、当然必要になってくるというふうに思っています。

議長（板谷 信君） もう1つのどうしますか。答えられますか。商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 先ほどの供給側の権利と申しますか、これは川根本町温泉管理条例の第26条に供給の処分という形でうたっております。これにつきましては、次の各号のいずれかに該当する行為をした者に対しましては、管理者は供給の停止又は許可の取り消しをすることができるということで、1つ目に、温泉を無断で他人又は他の法人に譲渡し、又は分湯したとき。2つ目に加入金、使用料を指定期限内に納付しないとき。3番目に使用料の不正を図ったとき。4つ目、勝手に供給装置を装着又は移動し、引湯施設に弊害を及ぼす行為をしたとき。それから、5つ目が立入調査を拒み、妨げ又は忌避したとき。6番目が温泉が使用廃止の状態にあると管理者が認めたととき。7つ目が温泉が異なる用途にしたとき。8番目、その他この条例に違反したときとなっております。

次に、管理者の管理義務ということで、16条にうたっております。読ませていただきますと、受給者は供給装置の使用について、善良な管理を行い、万一供給装置に異常が認められた場合は、直ちに保全の措置をしなければならない。2項として、受給者は供給装置を他の施設と連結して使用することにより、温泉の汚染又は温度の低下等をさせてはならないというふうにうたっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 町の供給義務というのはそこにはないですよね。それを聞いたかっただんじゃないですか。受給者の義務じゃなくて、町が条例で供給する義務を定めているのかということ。

商工観光課長（羽倉範行君） 26条の方は受給者側の関係です。

議長（板谷 信君） 受給者ってあれなら、供給者じゃないら。供給者が町でしょう。

商工観光課長（羽倉範行君） 供給の処分ということですので、相手方がこういった場合は供給者側が利用を取り消しますよという条文です。

議長（板谷 信君） 供給者である町が供給しなければならないという規定がどこにありますかというのを10番議員が聞いたもので。

はい、10番。

10番（鈴木多津枝君） 議長が大変温かい思いやりをして答弁を促してくださったんですけども、要するに町長は受給者の義務しか書いていないというふうに答えられたんですよね。それが先ほど今、羽倉課長が読み上げた、いわば違法行為に近いような行為をしたようなときは停止ができるよ、お金、使用料を払わなかったとか、無断で他人に又貸ししちゃったとか、やってはいけない行為をした場合は停止ができると。それと温泉が使用困難と供給側が判断したときも供給停止ができるということを今課長は言われたということで、供給側の供給者の義務というのは特にうたってなくて、こうやって条例にはちゃんと供給停止もあり得

るという規定になっていると思うんです。

だから、その点で先ほど町長が答えられました、当然調査をやる前には使用している人たち、加入者の人たちに状況説明をされるということですけども、温泉が温泉の要件を満たしていれば供給したいということは、この温泉に限っていうと、こういう工事を故障したたびに工事をやれば、やった後は温泉の要件はほぼ満たすわけですよ。そのためにクリーニングをやったり、ポンプをつけ替えたり、これに合うふさわしいポンプをつけ替えようというわけですから、だから温泉の要件がなくなるということは、ほぼないのではないかと思うんです。よっぽどそういうことをやっても、温泉に手を尽くしても、温泉の要件がなくなりましたということがあったら、もちろんそれは停止できるわけですけども、供給が困難な場合、使用が困難と判断した場合には、供給側と使用者との協議は当然行えるものだと私は思うんですけど、町長はどのように考えておられますか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ですから、それは先ほどから申し上げているように、供給困難な状況が起これば当然廃止、いわゆる廃止せざるを得ない状況ですね。起これば当然話はできますし、ストップせざるを得ないということになると思います。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） そのことを私たちはもっと突き詰めて確認をしたいわけなんです。利用者とどこまで話し合いをするのか、どこまで説明をするのか、要するに断念もあり得るというのは、温泉が温泉としての要件を満たさなくなったときに断念もあり得るのではなくて、行政として供給が非常にいろいろな波及効果とか、経済的な費用対効果とか考えて、それからこれからのしばしば起こることが予測される余りいい温泉ではないと、そこにこれ以上お金をかけることも非常に難しいよという、そういう話し合いをされる、それでも今回はとにかくとりあえずというか、徹底的に調査をして、やはりポンプをつけてくみ出してほしいかね、それがもう何年も使うわからないような温泉なんだよということを、はっきり言ってそこに工事まで入れると6,000万以上のお金がかかるかもしれないわけですね。そういうものが必要なんだよという説明をされるのか、温泉供給されている人たちも、いや約束なんだからそれくらいのお金かけても当たり前だと言われるのかどうか、そのところを行政と温泉を使用されている方たちも町民の一人一人なものですから、温泉がなければ本当に経営が営業がだめなのかどうか、ほかに温泉やっていない旅館もたくさんあるわけですから、そういうことも含めてもしやめるとしたらどれくらいの補償を町がやる考えがあるかとか、そういうことも含めて話し合いをされる覚悟があるかどうかをお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど来申し上げていますように、当然そういうことも含めてお話しをしていきたいというふうに思っています。ただ、判断する場合に町の判断だけでもいかないう部分、きっと法的な部分もきっとあり得ると思うものですから、そこら辺も確認しな

ればいけないし、そういう意味で慎重な言い回しをしているんですが、やはり町の財政ですとか、行政全般の中で判断しなければならないそういう問題も恐らく出てくるというふうに思っていますので、そういう意味でいろいろな角度から検討して対処していかなければならないというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今回の質問に補足質問ということになりますけれども、例えばですね、町長の言われる25度の温度を保つということは、それは今現在620mぐらいらしいですけれども、それが検査していったら700m、あるいは800mにいかないと25度が保てないと、そういう状況も予測ですけれども、考えられるわけですよ。そういう面も含めて、もう1回この前の240万ちょっとかけた検査の結果も踏まえて、4件の受給者とお話のときにですね、そういうある程度の1,000mまでいっても25度を無理して出して、それに合うモーターをポンプをつけるのかというような問題も出てきますので、そこら辺も先ほど言われましたけれども、財政的な勘案もするということでございますけれども、確認というか、お話の中でしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） そういうことも確認しながら進めていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第48号、平成22年度川根本町温泉事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第49号 平成22年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第1号)

議長(板谷 信君) 日程第15、議案第49号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第49号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算、第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ119万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,179万4,000円としたいものであります。

これは現在内科、心療内科、神経科を行っていますが、患者数の増加により診療内科での十分な対応が困難な状況となっているため、その対応のための補正が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は103万6,000円の増額です。これは、患者数増加により診療内科を受診される患者に時間的に十分な診療が困難な状況であるため、臨床心理士、レイキセラピスト各1名を非常勤臨時職員として補充し、診療の充実を図るもので、その報酬及び旅費を追加するものであります。

第2款医業費、第1項医業費は15万8,000円の増額です。これは、現在使用している心電計が購入時から15年経過し、故障への部品対応ができないため、購入まで機器を借り上げる費用を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は216万4,000円の減額です。これは前年度繰越金の増額によるものです。

第4款繰越金、第1項繰越金は335万8,000円の増額です。これは前年度繰越金を全額計上するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、平成22年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

- | | | |
|-------|-------|--------------------------------------|
| 日程第16 | 認定第1号 | 平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第2号 | 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第3号 | 平成21年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 認定第4号 | 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第20 | 認定第5号 | 平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第6号 | 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第7号 | 平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第8号 | 平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について |

議長(板谷 信君) 日程第16、認定第1号、平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第23、認定第8号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長。

会計管理者兼出納室長（山田俊男君） それでは、認定第1号から認定第8号まで一括御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。決算書の一般1ページからごらんください。

歳入であります。

1款町税は、収入済額13億5,525万円で、前年度対比8,781万9,000円、6.1%の減となりました。軽自動車税は0.9%の増となりましたが、その他の税は減でありました。不納欠損額は111万4,000円、収入未済額は5,356万1,000円であります。

2款地方譲与税は、収入済額6,308万円で、前年度対比420万2,000円、6.2%の減となりました。自動車重量譲与税、地方道路譲与税等であります。

なお、2009年4月道路特定財源制度廃止に伴い改称された地方揮発油譲与税は1,018万2,000円でした。

3款利子割交付金は、収入済額327万円で、前年度対比54万5,000円、14.2%の減となりました。

4款配当割交付金は、収入済額108万8,000円で、前年度対比27万円、19.8%の減となりました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額60万1,000円で、前年度対比1万7,000円、2.9%の増となりました。

6款地方消費税交付金は、収入済額8,532万8,000円で、前年度対比427万8,000円、5.2%の増となりました。

7款自動車取得税交付金は、収入済額2,397万9,000円で、前年度対比1,619万4,000円、40.3%の減となりました。

8款地方特例交付金は、収入済額1,677万2,000円で、前年度対比534万6,000円、46.7%の増となりました。地方特例交付金及び特別交付金の増によるものです。

9款地方交付税は、収入済額26億547万6,000円で、前年度対比7,662万8,000円、3.0%の増となりました。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額145万円で、前年度対比13万3,000円、10.1%の増となりました。

11款分担金及び負担金は、収入済額が3,174万1,000円で、児童福祉費負担金に収入未済額が170万6,000円あり、前年度対比71万5,000円、2.2%の減となりました。

12款使用料及び手数料は、収入済額6,588万2,000円で、前年度対比153万1,000円、2.3%の増となりました。飲料水供給施設給水使用料130万2,000円等の増があったものの、住宅使

用料で収入未済額が137万5,000円となっております。

13款国庫支出金は、収入済額8億4,125万円で、負担金、補助金及び委託金で、地域活性化・生活対策臨時交付金や地域活性化・経済危機対策臨時交付金等々により前年度対比6億6,623万2,000円、380.6%の増となりました。

14款県支出金は、収入済額6億4,790万円で、前年度対比1億5,393万5,000円、31.1%の増となりました。県補助金及び委託金等の増によるものでございます。

15款財産収入は、収入済額3,614万6,000円で、前年度対比303万4,000円、7.7%の減となりました。収入未済額が37万2,000円であります。

16款寄附金は、収入済額39万円で、前年度対比63万7,000円、62.0%の減となりました。ふるさと納税寄附金であります。

17款繰入金は、収入済額3,743万2,000円で、前年度対比1億159万2,000円、73.0%の減となりました。

18款繰越金は、収入済額1億7,098万円で、前年度対比3,389万円、24.7%の増となりました。

19款諸収入は、収入済額1億3,264万3,000円で、前年度対比1,707万3,000円、11.4%の減となりました。貸付金元利収入、受託事業収入及び雑入等の増減によるものであります。収入未済額が171万4,000円となっております。

20款町債は、収入済額3億8,690万円で、前年度対比1億1,820万円、23.4%の減となりました。

収入合計65億756万3,000円で、前年度対比5億9,170万7,000円、9.9%の増となりました。不納欠損額111万4,000円、収入未済額5,873万円であります。

続いて、歳出を説明いたします。

3ページをごらんください。

1款議会費は、支出済額6,376万4,000円、前年度対比512万2,000円、7.4%の減となりました。

2款総務費は、支出済額11億1,875万円で、前年度対比7,108万円、5.9%の減となりました。総務管理費、企画費が主なものであります。

3款民生費は、支出済額10億995万8,000円で、前年度対比6,318万4,000円、6.6%の増となりました。社会福祉費、児童福祉費等であります。

4款衛生費は、支出済額5億7,112万円で、前年度対比464万1,000円、0.8%の増となりました。保健衛生費及び清掃費であります。

5款労働費は、支出済額186万5,000円で、前年度対比19万6,000円、9.5%の減となりました。

6款農林水産業費は、支出済額7億2,150万5,000円で、前年度対比2億6,441万5,000円、57.8%の増となりました。美しい森林づくり基盤整備交付金事業費等がその要因であります。

7款商工費は、支出済額2億7,121万9,000円で、前年度対比2,767万1,000円、11.3%の増となりました。

8款土木費は、支出済額2億2,257万7,000円で、前年度対比5,918万9,000円、21.0%の減となりました。

9款消防費は、支出済額2億7,566万3,000円で、前年度対比4,299万8,000円、13.4%の減となりました。

10款教育費は、支出済額5億7,098万5,000円で、前年度対比1億585万5,000円、22.7%の増となりました。地域活性化、経済基金対策臨時交付金による校舎等改修工事費等でありませ

す。
11款災害復旧費は、支出済額4,954万3,000円で、前年度対比3,442万1,000円、227.6%の増となりました。

12款公債費は、支出済額9億5,830万8,000円で、前年度対比8,121万3,000円、7.8%の減となりました。

13款予備費の支出済額の計上はありませんが、84万8,000円の流用をいたしました。

支出合計58億3,526万4,000円、前年度対比2億4,038万8,000円、4.3%の増となりました。翌年度繰越額4億6,963万8,000円、不用額は3億6,226万5,000円であります。

歳入歳出差引額は6億7,229万9,000円でありました。

次に、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書国保1ページからご覧ください。

歳入ですが、1款国民健康保険税は、収入済額1億7,617万円で、前年度対比1,679万8,000円、8.7%の減となりました。不納欠損額は193万8,000円、収入未済額は3,726万9,000円であります。

2款使用料及び手数料は、支出済額8万7,000円で、前年度対比4,000円、5.1%の減となりました。

3款国庫支出金は収入済額1億9,893万6,000円で、前年度対比1,313万2,000円、6.1%の減となりました。国庫負担金及び補助金であります。

4款療養給付費交付金は、収入済額4,956万7,000円で、前年度対比4,374万2,000円、46.8%の減となりました。

5款前期高齢者交付金は、収入済額2億9,017万9,000円で、前年度対比218万3,000円、0.7%の減でありました。

6款県支出金は、収入済額4,571万4,000円で、前年度対比137万8,000円、3.1%の増となりました。

7款共同事業交付金は、収入済額7,913万4,000円で、前年度対比917万1,000円、10.3%の減となりました。

8 款財産収入は、収入済額34万円で、前年度対比34万8,000円、50.5%の減となりました。

9 款繰入金は、収入済額6,309万6,000円で、前年度対比178万8,000円、2.9%の増となりました。一般会計繰入金、基金繰入金であります。

10 款繰越金は、収入済額 1 億3,179万1,000円で、前年度対比410万3,000円、3.2%の増となりました。

11 款諸収入は、収入済額187万3,000円で、前年度対比112万5,000円、150.4%の増となりました。延滞金加算金、預金利子等であります。

歳入合計10億3,689万2,000円、前年度対比7,698万6,000円、6.9%の減となりました。不納欠損額193万8,000円、収入未済額3,726万9,000円であります。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款総務費は、支出済額2,483万円、前年度対比146万5,000円、5.5%の減となりました。

2 款保険給付費は、支出済額 6 億800万9,000円で、前年度対比5,547万5,000円、8.3%の減となりました。

3 項移送費の支出はございませんでした。

3 款後期高齢者支援金は、支出済額 1 億2,241万5,000円であり、前年度対比687万円5.9%の増でした。

4 款前期高齢者納付金は、支出済額34万8,000円で、前年度対比19万2,000円、123.7%の増でした。

5 款老人保健拠出金は、支出済額1,809万9,000円で、前年度対比337万6,000円、22.9%の増となりました。

6 款介護給付金は、支出済額4,592万8,000円で、前年度対比159万6,000円、3.3%の減となりました。

7 款共同事業拠出金は、支出済額9,284万5,000円で、前年度対比485万1,000円、4.9%の減となりました。

8 款保健事業費は、支出済額1,110万4,000円で、前年度対比5,000円、0.04%の減となりました。

9 款基金積立金は34万円で、前年度対比34万8,000円、50.5%の減となりました。

10 款公債費は、支出がありませんでした。

11 款諸支出金は、支出済額1,190万5,000円で、前年度対比704万3,000円、144.8%の増となりました。

12 款予備費は、支出済額の計上はありませんが、293万2,000円の流用をいたしました。

歳出合計 9 億3,582万8,000円で、前年度対比4,625万8,000円、4.7%の減となりました。不用額は 1 億4,207万5,000円あります。

歳入歳出差引額は 1 億106万4,000円あります。

次に、平成21年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明いたし

ます。

決算書老保 1 ページをごらんください。

老人保健制度は、平成20年4月から後期高齢者医療制度に制度改正があり、歳入歳出合計とも減でありました。

まず、歳入ですが、1 款支払基金交付金は、収入済額67万4,000円で、前年度対比6,932万6,000円、99.0%の減となりました。

2 款国庫支出金は、収入済額296万4,000円で、前年度対比4,006万7,000円、93.1%の減となりました。

3 款県支出金の収入額はございませんでした。

4 款繰入金は、収入済額67万5,000円で、前年度対比939万円、93.2%の減となりました。これは一般会計からの繰入金であります。

5 款繰越金はございませんでした。

6 款諸収入は、収入済額164万1,000円、雑入で前年度対比127万5,000円、348.3%の増となりました。

歳入合計595万5,000円で、前年度対比 1 億2,830万3,000円、95.5%の減となりました。

次に、歳出を御説明いたします。

1 款医療諸費は、支出済額134万9,000円で、前年度対比 1 億1,707万4,000円、98.8%の減となりました。

2 款諸支出金は、支出済額460万5,000円で、前年度対比1,123万円、70.9%の減となりました。

歳出合計595万5,000円で、前年度対比 1 億2,830万3,000円、95.5%の減となりました。不用額は204万2,000円であります。

歳入歳出差引額はゼロ円であります。

次に、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を説明いたします。

後期高齢者医療 1 ページをごらんください。

歳入ですが、1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額7,408万3,000円で、前年度対比24万9,000円、0.3%の増でした。収入未済額は56万3,000円でありました。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 2 万円、前年度対比 1 万5,000円、336.1%の増でありました。

3 款繰入金は、収入済額2,455万3,000円、前年度対比157万9,000円、6.8%の増でした。

4 款諸収入は、収入済額6,000円で、延滞金と預金利息であります。

5 款繰越金は、収入済額 8 万5,000円であります。

歳入合計9,874万8,000円、前年度対比192万6,000円、1.9%の増でありました。

続きまして、歳出であります。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額9,868万6,000円で、前年度対比196万1,000円、2.0%の増でありました。

2 款諸支出金は、支出済額 2 万3,000円、繰出金で前年度対比 1 万1,000円、105.0%の増でありました。

歳出合計9,871万円、前年度対比197万3,000円、2.0%の増となり、不用額は1,801万5,000円、歳入歳出差引額は 3 万8,000円でありました。

次に、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を説明申し上げます。

決算書介護 1 ページをごらんください。

1 款保険料は、収入済額 1 億4,910万3,000円で、前年度対比1,903万6,000円、14.6%の増となりました。不納欠損額 9 万3,000円、収入未済額は276万1,000円であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 2 万5,000円で、前年度対比 1 万円、65.1%の増となりました。

3 款国庫支出金は、収入済額 2 億5,296万1,000円で、前年度対比2,980万1,000円、13.3%の増となりました。

4 款支払基金交付金は、収入済額 2 億8,277万1,000円で、前年度対比1,256万8,000円、4.6%の増となりました。

5 款県支出金は、収入済額 1 億4,732万7,000円で、前年度対比1,679万2,000円、12.8%の増となりました。

6 款財産収入は、収入済額 9 万4,000円で、前年度対比 5 万2,000円、35.6%の減となりました。

7 款繰入金は、収入済額 1 億5,092万8,000円で、前年度対比998万円、6.2%の減となりました。

8 款繰越金は、収入済額61万円、前年度対比1,141万2,000円、94.9%の減となりました。

9 款諸収入は、収入済額 8 万5,000円で、前年度対比 5 万7,000円、40.1%の減となりました。

歳入合計 9 億8,390万7,000円で、前年度対比5,670万5,000円、6.1%の増となりました。不納欠損額 9 万3,000円で、収入未済額276万1,000円であります。

続きまして、歳出ですが、1 款総務費は、支出済額3,067万3,000円、前年度対比95万2,000円、3.1%の増となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費であります。

2 款保険給付費は、支出済額 9 億1,090万7,000円で、前年度対比4,108万3,000円、4.5%の増となりました。介護サービス等諸費や特定入所者介護サービス等費であります。

3 款財政安定化基金拠出金の支出はございませんでした。

4 款基金積立金は、支出済額 9 万4,000円で、前年度対比 5 万2,000円、35.6%の減となりました。

5款地域支援事業費は、支出済額2,192万円で、前年度対比591万円、36.9%の増となりました。

6款公債費の支出はありませんでした。

7款諸支出金は、支出済額309万5,000円で、前年度対比779万3,000円、71.5%の減となりました。繰出金及び償還金であります。

歳出合計 9億6,669万1,000円で、前年度対比4,009万9,000円、4.3%の増となりました。不用額は1,921万5,000円であります。

歳入歳出差引額は1,721万6,000円であります。

次に、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書簡水1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金は、収入済額37万円で、前年度対比32万円、46.3%の減となりました。

2款使用料及び手数料は、収入済額 1億1,905万3,000円で、前年度対比 5万6,000円、0.04%の増となりました。不納欠損額33万6,000円、収入未済額958万円でありました。

3款財産収入は、収入済額97万3,000円で、前年度対比19万6,000円、16.7%の減となりました。

4款繰入金は、収入済額 1億782万6,000円で、前年度対比1,221万円、10.1%の減となりました。一般会計繰入金及び基金繰入金であります。

5款繰越金は、収入済額84万3,000円、前年度対比270万2,000円、76.2%の減となりました。

6款諸収入は、収入済額149万2,000円で、前年度対比35万1,000円、19.0%の減となりました。

歳入合計 2億3,055万9,000円、前年度対比1,572万3,000円、6.3%の減で、不納欠損額33万6,000円、収入未済額958万円となりました。

次に歳出ですが、1款総務費は支出済額3,104万3,000円、前年度対比741万6,000円、19.2%の減となりました。

2款水道事業費は、支出済額6,254万1,000円で、前年度対比1,652万2,000円、20.8%の減となりました。

3款公債費は、支出済額 1億3,095万4,000円、前年度対比303万9,000円、2.3%の増となりました。

4款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計 2億2,453万9,000円、前年度対比2,089万9,000円、8.5%の減となりました。翌年度繰越金額は1,971万4,000円、不用額は1,734万円であります。

歳入歳出差引額は601万9,000円であります。

次に、平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書温泉 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額413万4,000円で、前年度対比74万円、15.1%の減となりました。収入未済額が88万4,000円であります。

2 款財産収入は、収入済額 1 万2,000円、前年度対比 1 万4,000円、54.2%の減となりました。

3 款繰入金は、収入済額1,485万円で、前年度対比588万4,000円、28.3%の減となりました。一般会計繰入金であります。

4 款繰越金は、収入済額21万2,000円、前年度対比26万8,000円、55.8%の減となりました。

5 款諸収入は、収入額がございませんでした。

歳入合計1,920万9,000円で、前年度対比702万8,000円、26.7%の減となりました。収入未済額88万4,000円であります。

次に、歳出であります。

1 款総務費は、支出済額868万2,000円、前年度対比22万5,000円、2.5%の減となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額1,041万3,000円で、前年度対比667万6,000円、39.0%の減となりました。

3 款基金管理費は、支出済額 1 万2,000円で、前年度対比 1 万4,000円、54.2%の減となりました。

4 款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計1,910万8,000円で、前年度対比691万6,000円、26.5%の減となりました。翌年度繰越額は1,000万円、不用額は177万円でありました。

歳入歳出差引額は10万円であります。

次に、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

決算書診療所 1 ページをごらんください。

1 款診療収入は、収入済額3,766万8,000円で、前年度対比609万4,000円、19.3%の増でした。外来収入及びその他診療報酬収入であります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額16万5,000円で、前年対比18万4,000円、52.6%の減でした。

3 款繰入金の収入額はありませんでした。

4 款繰越金は 1 万2,000円であります。

5 款諸収入はありませんでした。

歳入合計3,784万6,000円、前年度対比921万4,000円、19.5%の減でありました。

次に、歳出でございます。

1 款総務費は、支出済額2,883万5,000円で、前年度対比1,261万3,000円、30.4%の減でありました。

2 款医業費は、支出済額565万1,000円で、前年度対比5万2,000円、0.9%の増でした。

3 款諸支出金の支出はありませんでした。

4 款予備費も支出がありませんでした。

歳出合計3,448万7,000円で、前年度対比1,256万1,000円、26.6%の減でした。不用額は561万2,000円でありました。

歳入歳出差引額は335万9,000円であります。

以上、簡単に決算の概要を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 次に、平成21年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたいと思います。代表監査委員、柳原義六君、お願いします。

代表監査委員（柳原義六君） 平成21年度の一般会計及び特別会計の決算審査について報告をいたします。

審査期日は、7月26日から30日の5日間で、川根本町役場第一会議室において審査を行いました。また、現地調査も最終日に行いました。

この意見書というものの一番最後のページに54ページに総括として載せさせていただきましたが、21年度一般会計及び特別会計決算について、関係課長及び担当者の出席を求め、慎重な審査を行いました。

総合的な意見としましては、3つ挙げてあります。町税及び国保税の収入確保はもちろんのこと、使用料、手数料、分担金、それから負担金の収入確保に万全を期すること、2つ目が町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見きわめながら、有効かつ適切な運用を期すること、3つ目に、事務事業の見直し、事務の改善合理化、効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること、総体的に平成21年度決算について、事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要、あるいは町民のニーズの多様化に対応するため、各課連携を密にして行政推進を図るとともに、職員の資質の向上、行政事務処理の効率化を推進されたい、歳入において、滞納繰越分を除けば町税をはじめ使用料等は高い収納率であります。

なお、事業実施に当たり、国・県補助金及び町債等有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表する次第でございます。

しかし、一般会計、特別会計の歳入未済額が1億978万8,000円、前年比672万6,000円の増となり、毎年増加累積されております。不納欠損額については、348万3,000円で、前年の約半額であったが、滞納繰越分の町税及び使用料等の整理、解消について、今後特段の努力を強く要望いたします。

今後義務的経費をますます増加することが予想される一方、町税等の自主財源は減少傾向にあるので、行政改革を含め、今後の財政運営には格段の配慮をされたい。

なお、担当者より提出されました決算資料は、まことに当を得たものであり、限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加え、総括といたします。

なお、詳しい報告書はお手元に配付しました審査意見書をもってかえさせていただきます。以上です。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は認定第1号から認定第8号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第8号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しました。

日程第24 認定第9号 平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏
協議会歳入歳出決算の認定について

議長（板谷 信君） 日程第24、認定第9号、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長、お願いします。
会計管理者兼出納室長（山田俊男君） 認定第9号の御説明をいたします。

平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について、過日監査委員の審査を受けましたが、その意見書を添付し、議会の認定を求めるものであります。

なお、島田・榛原地区広域市町村圏協議会につきましては、平成21年度末をもって解散しましたので、地方自治法施行令第5条第3項の規定を準用し、3月31日をもって打ち切り決算とし、旧管理者であります島田市が決算の調整を行い、構成市町それぞれに監査及び議会の認定に付するものであります。

以下、決算の概要について申し上げます。

決算書は1ページに歳入歳出決算を、歳出明細書は2ページに記載してあります。

また、別紙の決算参考資料も添付されておりますので、ごらんください。

歳入合計26万8,231円、歳出合計26万8,231円、差引残額は0円であります。

歳入につきまして御説明いたします。

1項分担金及び負担金の収入済額は17万4,000円で、島田市・吉田町と本町の1市2町の負担金でございます。

2項諸収入の収入はございませんでした。

3項繰越金の収入済額は9万4,231円であります。

次に、歳出であります。

1項総務費、1目事務費は26万8,231円で、主な支出といたしましては、1節報酬は、監査委員2人分の報酬2万1,000円、12節役務費は10万1,148円で、そのうち空港を活用した観光客誘客を目的として、福岡市のコミュニティFMで観光PR放送等を実施した広告料として9万8,648円が主なものでございます。19節負担金、補助金及び交付金は、ふれあい合唱祭実行委員会への補助金13万円等13万5,000円でありました。

2項予備費の支出はございませんでした。

以上、決算の概要を御説明申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（板谷 信君） 次に、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会会計の決算審査の結果について代表監査委員から御報告をいただきたいと思っております。代表監査委員、柳原義六君。

代表監査委員（柳原義六君） それでは、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算審査の結果について報告をいたします。

審査の対象は、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算で、平成22年8月12日木曜日に川根本町役場会議室において審査を行いました。

この審査に当たっては、当協議会の歳入歳出決算書及びその附属資料について、計数の確認を行いました。また、予算の執行状況、事業の実施の状況については、関係課の職員から

説明を求め、審査を実施いたしました。

審査の結果、決算書等の資料はいずれも関係法令に準拠し作成されており、その計数は正確であり、また予算の執行についても、適正であると認められました。

なお、詳しい報告は、お手元に配付いたしました審査意見書をもってかえさせていただきます。

以上です。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これから質疑を入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第9号、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第9号、平成21年度島田・榛原地区広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

散 会

議長（板谷 信君） お諮りします。

特別委員会開催等の都合によって、9月8日から9月21日までの14日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、9月8日から9月21日までの14日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

散会 午後 3時33分

平成22年第3回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成22年9月22日(水)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第42号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 3 認定第 1号 平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 2号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 3号 平成21年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5号 平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 8号 平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第12 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	中野暉君	2番	太田侑孝君
3番	山本信之君	4番	中田隆幸君
5番	小藪侃一郎君	6番	原田全修君
7番	森照信君	8番	中澤智義君
9番	市川昌美君	10番	鈴木多津枝君
11番	高畑雅一君	12番	板谷信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤公敏君	副町長	小坂泰夫君
総務課長	西村太一君	企画課長	森下睦夫君
税務課長	筒井佳仙君	福祉課長	柴田光章君
生活健康課長	西村一君	産業課長	鈴木一男君
建設課長	大石守廣君	商工観光課長	羽倉範行君
教育総務課長	羽根田泰一君	生涯学習課長	中澤莊也君
会計管理者 兼出納室長	山田俊男君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大村敏正

開議 午前 9時09分

開 議

議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。なお、説明員として町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（板谷 信君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

9月7日から15日まで決算特別委員会を開催し、平成21年度一般会計及び各特別会計決算の認定審査を終日、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（板谷 信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、小藪侃一郎君、市川昌美君、原田全修君、太田侑孝君、中澤智義君、鈴木多津枝君、高畑雅一君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁するようにお願いします。

5番、小藪侃一郎君、発言を許します。5番。

5番（小藪侃一郎君） 5番、小藪でございます。通告した件を町長にお伺いいたします。

今年の夏は各地で最高気温を示し、乾燥した天気が続き、異常気象でありました。異常気象による影響で、この地域の農業、お茶にマイナスに影響しているようで心配であります。農業だけでなく、観光、地場産業、商工業も、経済の不透明さも加わり、本当に厳しい環境に置かれております。毎日毎日の生活が不安定の中で、現状維持ができないとの声が聞こえてきます。夏の暑さとは反対に、浮世の風は極めて冷たいわけであります。現実を直視した川根本町住民生活第一の町政が求められます。

さて、中国等市場開拓調査・研究の流れを検証することが次のプロジェクトにつながると考え、質問に入ります。

今年年明けごろからびっくりするような話が聞かれるようになり、即座に対応し、調べを

始めました。佐藤町長のトップダウン事業の中国・龍泉市友好都市推進事業と川根茶の中国等販路開拓調査・研究事業でありました。

3月の定例議会では、私は中国龍泉市友好都市推進事業は、静岡県と浙江省が28年にわたり友好都市提携をしている中で、人口8,500人弱の川根本町と人口28万人の龍泉市との提携推進に危惧と不安を訴えました。中国等販路開拓調査・研究事業につきましては、私は2カ月にわたり調査した資料をもとに伺いました。皆様御存じのとおりであります。翌日の新聞報道により、たくさんの町民から力をいただきました。その後も町内外からも中国に詳しい茶業者からも情報をいただき、川根茶を中国において販路開拓する調査・研究は無謀だと、さらに確信をしました。議論白熱の末、執行は関係者、そして議会の理解を得られた上で執行するというので、6対5で予算承認されたのであります。

6月の議会では、中国等外国より国内での販路開拓事業を主張しました。その6月議会での答弁は、庁舎内で副町長を本部長とする企画課、産業課、商工観光課でプロジェクトを立ち上げる旨の答弁をされました。その後、8月31日の議会全員協議会で中国等販路開拓調査・研究の1,000万円は、事業の更正をすると説明がありました。中身を見ると、事業費を組みかえる手法で、拙速で取ってつけたような粗削りの内容でした。8月7日付の新聞で知った町内の皆さんから、たくさんの電話や記事のファクスをいただきました。説明した事業が、当初予算消化のための事業の組み替えだと私は感じました。

中国等販路開拓市場調査・研究事業について、執行者はどのような関係者に、いつ、どのような説明をされたのか、関係者の意見はどうだったのか経緯と、9月定例議会に補正予算で組み替えを1度は提案したものの、実質的に取り下げた理由を伺います。

次に、各地区で説明会が行われている情報通信基盤整備事業について伺います。

ブロードバンド関連の技術的見地については、この部門に詳しい原田議員にお任せいたします。私は、住民目線で質問をいたします。

町は、各地区で川根本町情報通信基盤整備事業の住民説明会を開催しております。私も地元で説明会に参加しました。光ファイバー網の整備の必要性の説明かと思いきや、全世帯を対象にした告知放送端末機の説明が主であると感じ取りました。そこでは、文字や映像を使って確実に情報をお届けする、2番目として、在宅福祉支援として見守りや健康相談を行う、3番目に、町内通話無料のテレビ電話の利用、交通機関の運行情報、防災情報の提供と説明しておりますが、この事業計画で説明されているテレビ電話告知放送が住民、町民にとって役に立つものか、必要なものかを検証しようと、同じ問題意識を持つ4人で調査隊を組んで、8月25日に、以前、行政視察で村役場の担当者からよいものだという印象の説明をお聞きした山梨県南部の道志村に行っていました。

今回は村に設置されて約1年経過した村民の声を聞き、住民が喜んでいれば川根本町でも設置できるかなと思いつつ、聞き取り調査を朝9時半から午後4時半まで道志川の上流、中流、下流と移動しながら、1人30件をノルマに計120件のアンケート13項目と聞き取り調査

をしてきました。

テレビ電話告知放送は必要との計画で各地区説明会を開催しておりますが、町長はどのように住民に利用されるイメージを描いておられるのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） ただいまの小藪君の質問に対し、町長の答弁を求めます。佐藤町長。

町長（佐藤公敏君） おはようございます。

それでは、小藪議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、3月議会におきましては、茶業関係者、住民の声を聞き、産業課で実施しましたアンケート結果を踏まえ、精査することをお約束いたしました。そして、6月議会において申し上げたとおり、茶業関係者、住民の方のお声も確認しながら、市場開発調査・研究事業プロジェクトチームの立ち上げをいたしました。アンケートの結果を踏まえ、静岡県立大学経営情報学部、岩崎邦彦先生から川根茶の現況と課題、今後の方向性の報告をいただき、明快で鮮明なブランドイメージの構築、ブランド認知の向上、川根ならではの個性的な製品戦略、地域そのもののマーケティング、異業種との連携について御意見をいただきました。プロジェクトチームにおいては、この結果を踏まえ、国の内外において有効な市場開発調査・研究の検討を6月、7月、8月にかけて行ってまいりました。

まず、川根本町が自信を持って国内外に誇れる産物である川根茶のブランドを確立することが大切であり、消費者側において川根茶の明確で鮮明なブランドイメージが構築されていないアンケート結果を受け、川根茶のこうありたいという姿を定義し、皆が共有し、産地が一丸となってイメージアップを図ることが大切であるとの認識に立ち、平成22年度においては川根茶、川根本町の認知度を国内外に発信することを目標に掲げ、改めて事業内容を見詰め直しました。

その内容は、まず町内の宿泊施設、観光施設において、訪れた観光客に川根の最高級のおいしいお茶を飲んでいただき、また、おいしいお茶の入れ方も学んでいただき、お茶購入、観光のリピーターになっていただくための呈茶の研究です。そのための茶箱セットの購入、宿泊施設の従業員の方の研修等の提案をいたしました。また、関東圏においての川根茶の認知度が掛川茶よりも低かったことを受け、新しい試みとして、観光、自然、川根本町の特産物、当然その中に川根茶のPRも含め、川根本町をまるごと発信していくもので、東京の有楽町のイベントスペースをお借りして、お茶、観光のPRを展開しようとするものです。あるいは、国外に目を向けるとき、手始めに、昨今多く日本を訪れる観光客に着目し、どういうルートで観光をし、どこでどのようなお土産を購入していくかの調査を行い、川根茶のPRに有効な場所を選定し、試験的なアンテナショップの開設を行い、お茶の販売、呈茶を行い、その反応を研究しようというものなど、5つの提案をさせていただきました。いずれも町内のお茶関係者あるいは観光の関係者等々、住民の力をいただきながら皆で事業の展開を図っていくものであります。

議員の質問に戻りますが、なぜ直前に取り下げたのかとの質問であります。

去る8月31日の全協で提案させていただいた内容は、8月に議会でお示しすることを目標にプロジェクトチームで検討した内容であり、全協で御指摘いただいたとおり、関係団体との調整、最終的な詰めは甘さは否定できないものでありました。何とかあと半年の間で事業を実施していかなければならないといった思いが、時間的余裕がない中で、ある意味で焦りとなって十分に精査されないままの状態の上程しようとしたものでありました。一緒に川根茶を、川根本町を盛り立てていただくはずの関係者の方々の御理解を求めるといった段階も踏まずに進めることは、この事業の成功にはつながらないだろうという判断から、提案を取り下げたものであります。

今後、内容の精査、関係者との調整、意見交換等を行いながら、またその結果を議会にもお知らせし、皆様とキャッチボールをさせていただきながら、再度提案をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、テレビ電話機能つき告知放送についてということでの御質問でございます。

告知放送の設備としましては、センター設備に管理機能を持つ親局、サブセンター設備に子局を設置し、学校施設や各地区1カ所に簡易放送機能を持つ端末機を設置する計画です。

例えば、各地区に設置する簡易放送端末からは地区全体への放送が可能となります。これは、今まで緊急的に地区内へお知らせしたい場合の電話などでの言い継ぎにかわるイメージで、音声と映像による放送を考えています。また、住民説明会の中で細かいグループ分けによる放送が可能としていますが、これはセンター、サブセンター設備からの放送になります。1日程度の時間的余裕さえあれば、それらを利用して文字情報を加え、例えば役員だけへの放送にも御利用いただければと考えています。

町からの告知放送としては、音声以外にも文字や映像を利用して、耳が遠いお方へもわかりやすく情報を提供したいと考えています。

また、一世帯一世帯へのお知らせも可能なことから、医療福祉関係では福祉施設からの細やかなお知らせや乳幼児の予防接種などのお知らせを、学校関係では学区、学校保護者、学年別のお知らせなど、細かいグループに分けてのお知らせを考えています。

高齢者福祉への利用イメージとしては、告知放送やテレビ電話を利用した健康相談の実施や簡単な見守りができるのではないかと考えています。将来的には、介護用品や日用品の買い物支援などへの利用を想定しております。

告知放送は、行政からの情報伝達手段として有効なものであり、今後一層重要視しなければならないと考えています。このため、不在や聞き流しによる伝達不備がないよう、特に高齢者が多い当町の事情により、音声以外にも文字や映像を利用して情報を伝えることは効果的と考えております。この告知放送端末機の本来の目的は告知の部分であり、テレビ電話の部分は附属的なものであります。しかし、この通話料金無料テレビ電話機能がつくことで、高齢者同士の会話やかけ声が進むのではないかと考えました。耳が遠いお方へも、メモの表

示や手話などで意思が伝われば安心するというところもあろうかと思っております。しかし、この告知の方法や機種の選定については、説明会での住民の方の反応や庁内部でも再検討の必要性を問われております。議会に対しても比較検討する資料を提示し、御意見をいただきたいと思っております。

以上、最初の回答をさせていただきます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 冒頭言ったように、中国市場開拓調査・研究事業を検証いたします。

3月から、予算提案されてから、中国等市場開拓調査・研究事業をテーマに関係者、組織団体等に何回ぐらい会合を持ったのか伺います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） これは、私の方から呼びかけて業者の方に寄っていただいたとかということではありません。3月から4月にかけて、茶業関係者のいろいろな団体がございませけれども、ちょうど通常総会、そういう時期が重なっておりました。まさに、そのときに3月30日の凍霜害ということもありまして、凍霜害の話題と、それから茶業全体を取り巻く最近の状況、そして3月議会で提案されました中国等市場調査の関係、議論がいろいろございましたので、そういう折の中でいろいろ皆様方の御意見を伺う機会を持ったということでございます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） といいますと、この中国等市場開拓調査研究・事業をテーマにした会合は特に持っていないということでございます。

それから、6月議会の答弁の中でプロジェクトチームの事業内容を検討するということがしたが、プロジェクトチームで何回会議を持ったのかお伺いします。本部長。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまプロジェクトチームで何回会議を持たれたかという御質問でございますが、先ほど答弁の中にもありましたように6月から8月に会議といたしましては4回、それから持ち回り会議を1回、最終的なまとめということで、これは集まっておりますけれども、これも持ち回りということで計6回でございます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） そのときの会議とかメモはあると思いますけれども、どんな流れで先ほど町長が答弁されたようなものになっていったか、簡単でいいですから、お願いいたします。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） まず最初に、6月25日にプロジェクトチームの発足についての意義等を周知をさせていただきました。最初の会議ですね。その中で課題等も挙げさせていただきました、今後のスケジュール等も組まさせていただきました。

7月16日に、次におきまして、先ほど町長答弁等の中にもありましたように、今年度の農業の凍霜害状況と、それから農業所得の現況ということで平成15年から21年までの間の農業所得の移行状況、それからお茶に関するアンケート結果ということで岩崎教授からのアンケートの内容等、これについての課題等の報告と、それについての意見交換をしまして、それから、その後において川根茶ブランド力の強化等についての意見交換をさせていただきました。出席者は、先ほど言いました町長の中にもありましたように、3課におきます私を含めて11人でございます。

次に、7月23日におきましては、その前において各提案等を出すように指示をしておりましたものですから、7月16日にも一部提案がございましたけれども、これは再精査をする必要があるということで、7月23日にもう一度各プロジェクト案を出させまして協議をいたしました。その中で、8月5日にその提案の中をまた再精査、23日においては10以上の提案がございましたものですから、その中から実行可能なものとか、またこれからの期間等の考慮の中で5項目ぐらいに絞ろうという形の中で協議をし、8月5日まで経過しました。

それから、8月13日から16日においては、それを担当において提案者等に持ち回りをさせまして、それから私の方へ提案をさせ、またもう一度返すという方法をとっております。

最終的には、担当セクションのところ、8月23日に最終のまとめということで私がもう一度項目チェックをしまして担当に返したという経過でございます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今、会議の内容が大ざっぱに説明されましたけれども、何か8月に入ってばたばたといったような感じもいたしますが、プロジェクト本部長である小坂副町長は、それを自信と責任を持って町長に提案したということでよろしいでしょうか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 当然、内容についてはプロジェクトチームの中で精査いたしましたものですから、その内容については自信を持って提案をいたしました。ただ、先ほど町長答弁にもありますように、やはり関係機関とのところでその調整等、意見交換とか、そういう部分が非常に不足している部分ということは一抔の不安を持ちながら提案をしたものでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 一抔の不安を持ちながら本部長が町長に提案したわけでございますけれども、それが8月31日に全員協議会に提案されたもので、町長はプロジェクトチームに再検討あるいは指示または追加の提案とか、そういうものは行った形跡があるのかどうかを伺います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） プロジェクトチーム、十分な時間ではなかったかと思いますが、チー

ムとして練り上げてきたものだというふうに思っておりましたので、予算を御承認していただいた後、なお細部を詰めていく必要があるだろうということは思いましたけれども、上がってきたものをそのまま上程させていただいたということでございます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 8月31日の全員協議会で事業費の更正という形で、今お話しになられた流れの中から、町長が冒頭の答弁で述べられておりましたような計画が出されてきたわけではありますが、振り返ってみますと、3月の予算審議あるいは3月議会で一生懸命中国、中国、富裕層、富裕層と説明されてきたものが、8月31日全協で国内の茶市場調査に変化したわけです。改まったといいますか、外国から国内に変化した理由を一部説明されておりましたけれども、決定的なものといいますか、これは国外ではだめだというようなものがあつたかなと思うんですけれども、理由を説明してください。外国から国内に変わった理由です。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 国外がだめだという判断はいたしておりません。日本の国内が人口が減少していく、しかもお茶を愛飲される世代から人口が減少していくという、これから十数年を考えてみますと、なかなかお茶の需要を国内だけで増やしていくというのは難しいだろうと。

そういう中で、海外でも日本食がブームになっている中で、お茶もそれにセットで売っていけば売れていく可能性があるというふうに感じておりますので、中国も含めて海外の市場をあきらめたということではなくて、3月の議会以降、皆様方が中国という市場は余りにもいきなり難しいのではないかという御意見等を承る中で、まず近周りから攻めていこうということで、決して海外もあきらめたというわけではなくて、国内、近周りから、まず町内にお茶の持っている文化ですとか、あるいはお茶の作法ですとか、川根茶をより有効にツールとして活用していくために、まず温泉等に来ていただくお客様にいいお茶を、川根茶なりのおもてなしをしていきたい、そういう中でお茶のブランド化を図っていきたいということから、要するに攻める方向を少し、皆様方の意見も取り入れながら、まず近周りから攻めていこうと、そういうふうに切り替えていったということでございます。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今のお話ですと、初めから3月の予算の上程の時期にそういう国内ということであってくればよかったわけでありましてけれども、とっぴに中国というものが出てきて、皆さん、私も含めて驚いたわけでございます。外国から国内販売に移行したことは評価できることでありますが、国内に切りかえて茶業振興協議会あるいはまちづくり観光協議会、川根本町内の茶商組合、そしてまた町内のやる気のある人材等が参加する集団を構築して、民間活力を引き出すような施策にすべきだと考えております。

川根本町の現状を考えると、地に足をつけた事業にすべきであると思います。そして、お茶や観光を中心に商工業者に波及効果ができるような、川根本町が元気になるプロジェク

トになることを提案いたします。これからの対応をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今、小藪議員おっしゃられたとおり、今回の提案に当たっては当然いろいろなお茶の関係者の声も取り入れたつもりではいるわけでありませうけれども、そのプランを練っていく過程で、もっと具体的にそういった方々に参画をいただいてこなかったということ、それから議会の皆様に対してももう少し説明がなかったということ、そういう反省点がございますので、プロジェクトチームで今後練っていただくわけですが、その中にいろいろなお茶の関係者の皆様方、消費者も含めて、そういう方々の御意見を伺いながら、限られた期間でございませうけれども、そして議会とのやりとりも進めながら、皆様の御理解が得られるような形のプランをつくっていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今おっしゃられたようなことを住民にわかりやすくメッセージとして出すために、22年度予算で中国等市場開拓調査・研究事業という項目で予算を1,000万とっておりますけれども、それが当初の中国等の表紙はそのまま、中身が日本国内向け事業に組み替えられるわけでありませうので、財政法第32条、そして川根本町財務規則の第2節第12条2項の（2）の「当該予算計上の目的に反する流用」をしてはならないというものに抵触しかねないのであります。中国等市場開拓調査・研究は減額補正して、プロジェクトで提案される案件を新たに補正予算を組んで、わかりやすい会計処理で住民にメッセージを出すべきだと思いますけれども、お伺いいたします。町長、お願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 正直申し上げて、会計の規則の細部について存じ上げておりませうけれども、今の予算の中で組みかえというんですか、そういう中でやっていくことも私はあり得ていいのではないかなというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） それでは新たな住民へのメッセージにならないと私は申し上げておるんです。例えば、国外の中国で富裕層に販路拡大の調査をするという、例えばの話ですけれども、中国航空便の旅費等を要求して、それが認められたお金を国内の新幹線を使って東京都内で一般消費者あるいは外国から来られているお客様の調査をしようとしたわけです。明らかに事業内容の目的変更ではないかと、そんなふうに思うわけがございます。お伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに、中国等ということ当初申し上げてまいりましたし、中国が一番大きなねらいということに当初なっております。しかし、これはお茶の消費拡大ということが大前提でございまして、今回のお示ししましたものについても、将来やがて中国につながっていく部分を半分残しての、国内に訪れる中国人を含めた観光客の動向を見きわ

めながら今後の対策を練っていくというような御提案でありましたので、そういう意味で組みかえというような形をお願いをしたわけであります。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 先ほど財務規則の第12条関係で流用関係ということでの御質問がありましたものですから、一応ここで確認をさせていただきますけれども、第12条関係は、いわゆる議決を経た後の流用、節であれ何であれ、流用をした行為についてのことでありまして、今回のように議決を経るという形の中ではその項目には当たらないというふうに御理解をいただきたいと思うんですけれども。いわゆる流用項目についてがそういう事項になってくるといことで、あくまでも議会を経ての議決行為でございますので、組み替え更正は。そのように御理解いただきたい。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） その点については、また勉強しますけれども、今、町長は中国も国内もお茶の消費拡大については変わらないから、このままでいいんだと、そういうようなことでもございましたけれども、お茶の消費拡大というのは目標ですよ。それで、予算を使うというのは目的を実行するための予算なんです。だから、目標は同じでも、国内と国外では明らかに違うと思うんですよ。その辺、いかがでしょうか。

目標達成のために実行する行為の目的が違っていったら、これはやはりまずいのではないかと。しっかり住民に、中国は一たん隣に置きまして、国内でやりますよという補正予算を組んだほうがわかりやすい、そんなふうな感じがいたしますけれども。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 小藪議員にとっては、それが極めてわかりやすい方法なんだろうというふうに思います。しかし、先ほども申し上げましたように、今回提案したものは、1,000万のうち500万については町内といいますか、国内をターゲットにしておりますし、それから残りの部分については海外をも含めたものであります。そういうことで、まず国内から攻めていこうということの中で、将来目指すものは基本的には海外をも市場として求めていこうという中での話でありますので、それはいいんだろうというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 同じような答弁になると思いますけれども。5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 何か極めてわかりにくいんですけれども、半分中国等と外国のことも残しておくというようなことで、先ほど町長が答弁されました、日本に訪れている外国のお客様にも調査をしたいと、そういうようなことでもございましたけれども、私もいろいろ調べましたら、もう既に日本政府観光局で訪日外客消費動向調査、こういうものを相当詳しく調べた本がございます。これを私、わざわざ買いましたけれども、これに300万をつけてあるような予算だったものですから、先ほど申されたように、ちょっと拙速な事業計画で取り下げたということであると思います。

では、次の質問に移りますけれども、昨日の新聞報道で尖閣衝突、県訪中団に影、同行中

止とありました、ふじのくに3776についてお伺いします。

これは、当町でも予定されておりますけれども、静岡県ふじのくに3776友好訪中団の事業は、これは参加は行政、民間を問わず1人3,000円の県の補助がありますが、県が音頭取りをして静岡県日中友好協議会が事業推進を図り、静鉄観光サービスが企画、運営、実施する4泊5日の旅行であります。訪中団に佐藤町長、議長の板谷議員、それから議運委員長の山本議員の3名が参加するものでありますが、町長トップダウン事業、龍泉市友好都市推進事業のこともあり、当然龍泉市に足を運ぶと思っておりますが、限られた時間の中で龍泉市の様子を感じ取ってきてほしいと思っております。

訪中についてお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今の御質問は、訪中に当たってどういう考えで行くかということでございますか。

これは、基本的には静岡県知事が3776訪中団ということで今回計画した事業の一環でございます。その中で、今回といいますか、10月に第3弾として訪中するものについては、既に中国と友好関係を締結している市町、そして今、友好関係を結ぼうとして進めている市町ということで、その中に川根本町も龍泉との、県のこれも勤めもあってのお話でございますけれども、友好を進めていこうということで取り組んでいるということでの参加要請もございまして、参加するというものでございますので、そして、その中でレセプション等の中では龍泉の方とお話し合いの機会もあるのかというふうに思っておりますけれども、今回特に龍泉を訪れようということは考えてございません。

それは、今まで3月に職員が伺っておりますし、そして8月の訪中の際にも高畑副議長、それから中澤委員長にお願いをいたしまして龍泉に行っております。そういうことで、龍泉との交流の関係というのは、こちらが一方的に何回も何回も訪れるというものでなくて、こちらが行ったら向こうにも来ていただく、そういうかわりの中で進めていくべきものだというふうに思っております。そういうことで、今回は県で勤めるといいますか、組んだスケジュールの中で視察等を行いながら行きたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今の答弁ですと、龍泉市には行かないというようなことでございますけれども、友好団は1日目は移動にかかりますけれども、2日目、Aコースは日系進出企業の視察や経済シンポジウム、Bコースは静鉄観光の旅行社らしい物見遊山的な杭州市内見学となっています。その夜に浙江省主催の歓迎の宴があるようですけれども、そこで顔合わせをするというような、今、お話ございました。3日目、4日目は杭州市近郊の風景名勝地の見学と上海万博の見学であります。

この中に、自分は今、申込書を持っておりますけれども、申込書の中には個別交流コースも選択できて、その行程も静鉄で手配してくれるという申し込みです。時間が足りなければ

1日延ばしてもいいわけで、現場重視を言う町長の意気込みがあれば、町の予算を使うんですから、友好提携推進事業の予算を使うんですから、町民だれしも当然龍泉市を訪問すると思うんです。訪問するのが当たり前と、そんなふうと思うんですけれども、今の答弁では行ったり来たり何かありましたけれども、この申込書は7月20日に締め切られたものです。これは、先ほど申しましたように県が音頭取りをして、行きましょよ皆さん、ということで日中友好協議会が事業推進を図っております。県の外郭団体であります。

7月20日にこの申込書を出した時点で、それまでに龍泉市とのかかわり合いをそんなに重く見ていなかったのか、あるいは自分が行って現場を見てこようという気がなかったのか、日程的なものもあるかと思えますけれども、その辺お伺いいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 今の友好の関係で10月11日から15日まで行くわけですが、その中で3日目の行程の関係で議員からお話が出ております。

3日目の行程につきましては、今、関係する龍泉市の方との、その日にお会いをして交流をするというような方向で進めているわけですが、静岡県と日中友好協議会の両機関を通じて今、交渉中でございますので、とにかく3日目については何らかの形で可能な範囲で交流をするというような予定を現在は組んでおります。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今のお話ですと、やる気がそんなにないのではないかと、そんなふうにとられて心配でございますけれども、今度の3776の訪中団には13の市町が参加いたしますけれども、その中で公費負担をしないという市は5市です。2分の1負担が1つ、公費負担するところは8市町でありますけれども、そのいずれの中にも各提携都市を訪問するを含めて、8市で全額公費負担であります。川根本町は、先ほどのお話ですと3日目の予定はまだ未定だということでございますけれども、歓迎の酒席で龍泉市長の顔合わせだけで公費、税金ですね、負担をどのように住民に説明されるのかお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 公費負担の件ですけれども……。

（「町長、お願いします」の声あり）

議長（板谷 信君） まず、企画課長に説明させます。

企画課長（森下睦夫君） 公費負担の件ですけれども、近隣市町、島田とか菊川でしたか、近隣市町については公費の負担はどのようになっているかということで確認をしたところ、町で負担をするというようなことで確認をしております。

議長（板谷 信君） 小藪議員に注意申し上げます。議員の方から答弁者を指名しないように。議長の仕事がなくなってしまうので。町長、どうぞ。

町長（佐藤公敏君） 今回の訪中でございますけれども、先ほども申し上げましたように、知事の声かけということもございまして参加する市町が多いわけでありまして、今回

県の依頼を受けて日中友好協議会により行程を組んでいただいた、その中に川根本町も参加させていただくということでございます。協議会においても、あくまでも視察研修ということで行程を組んでいるということで協議会の方からの御説明もいただいております。

12日は浙江省主催の交流会に出席をし、龍泉市の方々とお会いすることにもなっております。13日は普陀山という国家級風景名所、国も指定されており、観光を主要産業としている川根本町にとっては、まさに視察研修としても大切な場所だというふうにとらえております。

また、先ほど課長の方から申しあげましたように、龍泉市との交流の日程も今、協議会と相談しながら考えているということでございますので、それがどうなるのかちょっとわかりませんが、それにしても観光の視察ということで研修になるというようなことから、当然公費負担は問題がないのではないかとこのように現在のところ思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪さん。

5番（小藪侃一郎君） ちなみに、静岡市は34人派遣されますが、公費負担はなしでございます。磐田市も副議長1人ですけれども、なしです。掛川市は8人の議員がお出かけになりますけれども、公費負担なし、私費、政務調査費も使わないという資料があります。下田市もなしです。伊豆も公費負担はありません。それから、袋井市は2分の1公費負担するというところでございます。島田市は今のところ公費負担ありで、友好都市の湖州市へ訪問するという資料が手元にあります。よく考えて、税金の使い方も、住民目線からしますと不安定な使い方をされてほしくないというのが住民目線であろうかと思っております。

次に、残り10分ということですので、川根本町情報通信基盤整備事業についてお伺いいたします。

説明会を終わって、各地区の説明会を聞かれた方からいろいろお話を伺う機会もありましたけれども、在宅支援としてテレビ電話で見守りや健康相談をやるようしておりますが、高齢者等福祉は人対人、顔を合わせての心対心が必要だと思う、あるいは同法無線のスピーカーを家の中につけてくれた方がよい、説明会は端末機のセールスのように思う、特に必要ない、あるいは回覧板で顔が見えて世間話ができて、そのほうがよい、地域コミュニケーションは顔と顔、ふだん着対ふだん着が大切ですよ、携帯でもテレビ電話は使わない、心配ならのぞいてくださいと、このような町民のお話がありますが、どのように感じておられるかお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まさに、人と人、心と心のおつき合いが一番大事だというふうに思っております。しかしながら、昨今の地域の現状を見たときに、必ずしもそれがスムーズにしているのかということを考えてみますと、なかなか隣近所にも顔を出さないというような例が増えているように思っております。したがって、基本的には人対人、心対心ということだと思っておりますけれども、それを補完する意味合いで、こういうシステムも必要ではないかというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 今まで各地区で、まだ全地域済んでいないと思いますけれども、説明会をされておられると思うんですけれども、延べと申しますか、今まで開いた会場は何人ぐらいの人数が説明を受けましたでしょうか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 開催回数ですけれども、17回開催をしております。延べ人数が378人ということで、約400人ということで御理解をいただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） この説明会の資料を、会場に行けば手にすることができると思いますけれども、各地区区民が、住民がこの事業を理解しているかどうか、これが各地区の区長さんは大変気になっているわけでありまして、地区によっては説明会資料を取り寄せて、それと理解度をアンケート調査されているところもあります。その調査も追い追い出てくると思いますが、こういう調査結果を参考にするかお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現在、説明会を開催しております。そして、今400名弱の出席があったということで、現在この説明会を今後まだ開催する地区が幾つかございます。そういう中で十分、出席者の数も1割に満たないというような状況でございますので、町民の方々にしっかり説明ができたかと言われれば、理解をまだ皆様方が得るという段階には至っていないということでございますので、説明会が終わった段階で再度意向調査、そういうものは進めていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） 先ほど冒頭で申し上げました道志村の調査結果を、大ざっぱですけれども、ちょっと紹介させていただきますけれども、役場地区情報とどのぐらい見ますかというアンケートに、「たまに見る」が63%で、「毎日見る」が34.5、「見ない」が2.5%でございました。役場との双方向の話をしますかという問いには、92.5%が「双方向の話はしない」と、こういうことでございます。告知放送テレビ電話はこれからも必要ですかという問いには、「要らない」というのが62.4です。お年寄りの見守りに役立っていますかという質問には、前と変わりませんということで特段の効果もないように見受けられましたけれども、その中から住民の声を拾って74件まとめて資料につくりましたけれども、その中には、例えばプライバシーが保たれない、周りに聞こえる、画面をのぞかれる、うっとうしいというような意見から、道志村はつけてしまったけれども、あなたたちの町は絶対つけない方がいいよという忠告もございました。年寄りを使わないよ、小学生の子供の遊び道具になっているというのが現状らしいです。そして、初めの2カ月ぐらいは興味本位で使っていたけれども、だんだん使われなくなったということでございました。

一方で、子供のバレーボールの連絡は助かるとか、女性はかかってきた電話に出るとき、

自分の顔や髪、化粧が気になって嫌だというような、いろいろな意見もいただいております。役場の告知放送は垂れ流しで、回覧板や近所の人のお話で重要なことは確認するくらいということでございます。

ちなみに、月100円だが停電だとアウトだよと。当町の進めているのは月1,000円ということでございます。100円でも嫌だというのがこういう意見となって出てきていると思います。

時間も迫ってきましたけれども、そういうようなことで、本当に考えなければいかんなどというような事業だと思います。

静岡県のしずおか光ファイバ整備構想は平成19年から23年度までですが、県の予算を使うのは今しかないというばかりに拙速、強引な展開は、結果的に住民のためにならない、そんなふうな考えを持っております。5年前の計画構想を取り入れる川根本町通信事業は、まだまだ検討する必要があると思いますけれども、23年にこだわるのかどうかお伺いいたします。議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現在のところ、検討してきた中で、今の提案しているシステムがいいのではないかとということで進めてきております。したがって、町としては、23年度に県の補助金も終わるということでありますし、それから合併特例債、これも利用できる期間に限りがあるということの中で、できれば御理解がいただけるものなら進めていきたいということで現在取り組んでいるところであります。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） そして、私は大手通信会社の開発部長ともお話をさせていただきました。そのお話の中で、テレビ電話告知放送は昔あった有線放送の検証をしてみればわかると思うと、こういうことになりました。そして、光有線施設については、無線通信技術はすさまじい進展をしている、特に端末機器は目を見張るということで、機能が進展して操作は簡単になっているという意味にとってきましたけれども、端末機は目を見張る発展をしている。インターネットは高速移動通信網、移動機器ですね、ついて調べているかということなどをその中で感じました。

総務省の光の道構想が出てきた現在、税金の無駄遣いにならないように、川根本町通信整備事業は、進展目覚ましい現在、ブロードバンド環境にあっては研究・検証をすべきであると思います。民間人を含めた川根本町通信事業検討委員会等をやるべきだと考えております。先ほど町長答弁でそういう補助金を通してやりたいんだということでありましたけれども、結果的にその設備したものが無駄なものに終わってしまうとなると、住民にとっても不幸なことでございます。

一番最後の、民間人を含めた川根本町通信事業検討会等を考えられるかどうか、よろしくお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 今回の設計の予算につきましては、やはりこれも3月議会の中でいる

いる議論する中で、基本設計と詳細設計と2段階ということで、現在、基本調査を終わっての中間といたしますか、その段階での皆様方の御意見を伺う機会ということで説明会を行っておりますし、それから今後意向調査も行っていきますし、その中でこの町にとって最もいい情報基盤、この情報基盤の整備そのものはこの町がこれから生きていく上で大変重要な課題だというふうに思っておりますので、そういう中でこの町にとって一番いいものを考えていきたい。

そして、現在のところ、今進めているものがあるということなので我々伺っておりますので、それを提案してきているわけでありましてけれども、必ずしも皆様方の御意見がそうでないとするなら、皆様方の反対を押し切ってまで進めるものではないというふうに思っておりますので、そういう中で最もいい方法を考えていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 5番、小藪君。

5番（小藪侃一郎君） これが最後となる、時間が来ましたがけれども、先ほど言いました新たなプロジェクトが成功するように、ちまちまと検証してまいりました。それから、道志村にも調査に行ってまいりましたが、参考にしていただき、つくったものが無駄なものにならないように、いずれにしても税金を使ってやるわけですから、慎重な取り扱いをお願いしたいと思います。

以上で小藪、終わります。

議長（板谷 信君） 答弁いいですね。

5番（小藪侃一郎君） はい、いいです。

議長（板谷 信君） これで5番、小藪君の一般質問を終わります。

9番、市川昌美君の発言を許します。

9番（市川昌美君） 事前に通告しました一般質問を行います。9番、市川でございます。よろしく願いいたします。

平成22年9月定例会が9月7日に開催され、初日の条例改正をはじめ、補正予算に続いて平成21年度一般会計及び特別会計の決算審査が特別委員会に付託され、中6日間行われました。一般会計予算額66億6,716万7,950円、決算額58億3,526万4,476円、歳入歳出の差引残高6億7,229万9,327円の予算が余ったこととなります。特別会計も、老人保健を除いた各会計が残高を残しており、一般会計と特別会計の合算で8億9万6,768円の余剰金を残しております。予算の余りが大き過ぎて異常な決算です。当初予算の見積もりが甘かったのか、素案の作成に確実な裏づけがなかったのか、歳入では国・県の内示の確認をしていなかったのか、いずれにしてもこのずさんさに声もありません。

予算上程前の町長のヒアリングはどうだったのか、これは大切なことです。配分の公平性をやられるのは、このヒアリングしかございません。特に、国民健康保険については、年度末に22年度予算で保険料の値上げか基金の取り崩しかが論議されましたが、約1億円以上の余剰金が出てしまっております。

経常収支比率は21年度、減税補てん債と臨時財政債を含めて87.4、75%以下が一応安心な目安とされておりますが、これで大丈夫でしょうか。

農業所得を見ても、平成15年は5億1,250万あったものが平成22年度約9,400万、約6分の1、断末魔の聲が聞こえてまいります。総所得も21年度約8億円減少。最悪のところまで来ております。

町税の未納額も増えています。町・県民税約3,321万、固定資産税2,700万、軽自動車税110万、国保税3,600万、合計9,796万、このうち21年度約2,200万円、特別会計を算入すると、とんでもない数値になります。

決算の話はこれくらいにしますが、町長、長野県の下條村を知っていますか。人口4,000人、この町の半分ぐらいの小さな村ですが、村長の名前が伊藤喜平、元中小企業の経営者で、村をよくするため、村議会議員を3期務めて、1992年、村長になりました。産業構造の変化による人口の減少、こうした現況に歯どめをかけるべきと何度もかけ合ったんですが、当時の役場はただ国や県からの通達をもとに、現状に対して何の危機感も抱かず、ゆったりと仕事をしていればよいという感覚が支配的でした。

まず、職員の意識改革と人員削減。村長になると、行政では一番予算で多忙な1月に、あえて全職員を5人ずつ11チームに分け、飯田市のホームセンターに1週間ずつ物品販売の店頭立たせて、民間の経営の厳しさについて嫌というほど研修を受けさせました。結果、職員の意識は変わりました。平成4年、正規の職員数を51人から、町長、35人ですよ、35人。ここは160何人いるじゃないですか。結局、経費のかかるものは人件費なんです。皆、全体の奉仕者の使命感を持ち、頑張っております。

次に、資材支給事業。村民を説得するには半年かかりましたが、軽微な土木事業は村民の手で、また若者定住促進で若者の住居が増え、集合住宅には子供がいるか、これから結婚する人が条件です。人口は35年ぶりに4,200人を突破し、出生率も2.12人、0歳から14歳の若年層も17.3と、長野県下1位。医療福祉保健センター9億3,000万円、客席500の文化芸能交流センター9億6,000万円、上水道設備30億円、合併処理浄化槽6億3,000万円、村立図書館7億5,000万円、それでも公債費残高は7億9,000万、基金残高は27億8,000万、町民1,000人当たりの職員数は8.91。時間の関係で切り詰めてしまいましたが、町長、いかがですか。この町ではできないですか。

それでは、質問に入ります。

ブロードバンド整備事業について。

この整備事業は、本町にとって今現在必要不可欠な事業なのか。各説明会での町民の反対、反発、事業の優先順位もさることながら、過去の失敗の反省を踏まえて撤回すべきではないか。

以上です。

議長（板谷 信君） ただいまの市川君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、市川議員の質問にお答えいたします。

冒頭いろいろお話がございましたけれども、ブロードバンド事業についての質問ということでございますので、それについてのみ、まずお答えをさせていただきます。

まず、この情報通信基盤整備事業ですが、合併時の新町建設計画の主要プロジェクトとして計画され、川根本町総合計画に引き継がれております。昨年度実施したアンケートでも、個人では51%、事業者では79%の方が光ファイバーの整備を推進すべきと答えられています。また、事業費が12億円以上かかることを提示した第2回アンケートでも、86%の方が町が事業主体となって情報通信基盤を整備することに賛同してくれております。これらの多くの方からの賛同の御意見があったことも事実でございます。

確かに、説明会においては一部の住民の方が、特にテレビ電話機能付きの告知放送端末について批判的な御意見を言われることもございますが、その御意見がすべてとは考えておりません。とにかく、まだ説明会を開催していない地区もございますので、できる限り多くの住民の方の御意見を伺っていきたいと思っております。

また、過去の失敗の反省からという御意見であります。具体的にどのことをおっしゃっているのかよくわかりませんが、国が進める光の道構想においても提言されております光ファイバーの整備や利活用は、今後の川根本町にとって重要なものと確信しております。

現在、町内にはADSLを利用できない地域もあります。特に、町内で最も観光資源に恵まれている、この地域からの情報発信は、町内全域の産業に大きな影響を及ぼすものと考えられます。全国的には光の道構想により光ファイバーの整備が進むものと考えられますが、民間事業者は採算性が高い地域から整備していくことは当然のことです。光ファイバー網の整備が実施できない場合には、近い将来、現在の町内におけるADSLが利用できない地域のように、県内で唯一光通信が利用できない地域になってしまうおそれは十分にあるかと思っております。再度検討すべきところは検討し、住民の方々の御理解を得て、慎重に計画を進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 最初に、県の4億の補助金があって、どうして国の補助金がないのかお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 国の補助金の関係で、補助金については19年度で終了という形です。利用できないと、このような状況です。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） それはわかっていたんです。要するに、IT戦略は平成元年から始まっていますね。そして、15年には4,900万世帯の全部をブロードバンドでクリアできるというのが目標だったんですけれども、それが100%できたとは考えませんが、大体15年

で一区切り。それから、この補助枠も、静岡県でも浜松と磐田はかなり入っていますけれども、19年から20年までですね。そうすると、全く。それで、今度は県の補助枠が23年度で終わるということは、ただ僕がこの前から言っておるように、古くて新しい話なんですよ、この話は。もうほとんど終わって、今度はその光ファイバーを使って利用する段階に国も入っている。その点、いかがですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに、情報基盤の整備につきましては、基盤整備の時代から利活用の時代に入っているというのは、これは国・県の施策を見ていると、まさにそのとおりだというふうに思っています。しかしながら、現実には情報格差を持ったまま、そういう地域がまだ全国の中にはあるわけでありまして。そういう中で、何とか情報基盤の整備を図っていきたいということの中から、現在この事業を提案している。しかも、23年度まではまだ県の補助金もいただけるということでございますし、私たちの町にとっては、合併に当たって新町建設計画に盛り込まれているということで合併特例債も使えるという状況の中での提案ということでございます。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） では、質問の切り口を変えてみます。

私は過去の失敗の例がわからないと言いましたね。旧中川根で有線放送の有線電話をやったときに、任意制にしたでしょう。だから、そのとき個別の未加入者は何件ありましたか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 有線放送の未加入者ということでしょうか。

（「個別の未加入者」の声あり）

企画課長（森下睦夫君） 当時は、旧中川根町の場合は2,000世帯ぐらいあって、90%程度は加入をしていたというふうに記憶しております。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） この担当課長が過去のことであっても、今まで恐らく部落単位の電柱の外のスピーカーで対応してきたんだと思うんですけども、ずっと長い間不自由してきましたね。屋外の放送は、台風のときは全く聞こえませんよね。そういうこと、これは住民の生活の一部なんですよ。だから、恐らく、私も地元の説明会へ行きましたけれども、全くまるっきり99%反対でしょう。そんなものはやめろと言われたじゃないですか。ということは、なぜかという、優先順位だ。

だから、よく今言っていますね、補助の期限があると。合併特例債も期限があるからと。10年ですね、あれ。でも、期限があるではなくて、合併特例債というのは、要するに合併が定着するために有効に、いわゆる生活環境の整備をする。これは大事でしょう。大人のおもちゃと言ったらおしかりを受けるかもしれないけれども、恐らく民間の業者がある程度工事して、メンテもすべてやってくれるという台数にはコンピューターの加入者は達していない

でしょう。達していないからやらない。

だから、光がすごく速いということを言っていますけれども、ヤフーのセールスマン、この辺のコンピューター、あれは光より速いことがあるそうですね。ということは、環境によって全く違う。家の中でも部屋によって違う、いわゆる効果が。その辺を含めまして、今、東京でやっています、技術的なことは原田先生がやられると思いますけれども、光より速いのが今度発足するという話をちょっと耳にしましたけれども、こういうハイテクのものは3年もたてば本当に廃棄物だというほどの日進月歩で、ですから、そういう意味で、議会の私たちにも説明していなかった端末機のテレビですか、7インチですよ。こんなものですよ。年寄りに対応できますか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 今、最後の方しかちょっとわからなかったですけども、端末機そのものが開発されたのは高齢者向きに利用できるということで、我々が提案をしている端末機、それはタッチパネル式の端末機ということで、高齢者の方でも利用できる、こんなふうに考えています。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 優先順位というお話がございました。確かに、現下の経済状況を考えてみますと、大変厳しい状況、切実な問題があることは確かだというふうに思っております。その切実な問題と、それから長期的に町をどうこれから考えていくかという問題、やはり二本立ての計画が必要なんだろうというふうに思っています。そういう意味で、情報基盤というのは目先の話というよりも、むしろもうちょっと長期的にこれの利用を考えていくべきものなのかなというふうにも思っております。

それから、今、補助金がある、合併特例債があるからやるというのではなくて、事業をやるうとしたときに、今そういう制度が使えるということでもあります。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 町長も甘いけれども、役場の職員も甘いですよ。ということは、例えば農業一つとっても、絶望的な状況なんですよ。それで、役場のブラインド越しに物を見ているから。どうして産業課とかそういう関係する人は出て、農地へ、長靴を履いてでも地下足袋を履いてでも行かないの。こんなところでへらへらしていたのでは。町民のためにみんな働いているじゃん。

だから、その辺を考えると、町長、僕らはこれ、別に反対するわけではないんですけども、結局、有線の個別配線になっていくと災害時に断線しますよね。そうすると、全くそこでストップですよ。その辺どう……。では、同報無線も残すんですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） まず、最初の方の切実な問題があるということは、先ほど申し上げたようによく理解しておりますし、それから役場の職員、これは品評会等の時期には現場に出

て、実際に茶畑の中に入って土日の休みもない状況で応援もいたしております。しかしながら、彼らは現場作業の職員ではなくて、これからの町の産業としての茶業、これの振興をどう進めていくのかという仕事が大事な要素になっているわけでありますので、そういう意味で、現在十分に機能していないという状況があるとすれば、これからしっかりその意識を持ってもらって頑張っていくように私としても努めていかなければいけないというふうに思っております。

それから、あとについては課長の方からお願いします。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 先ほどの件で、ちょっと訂正をさせてください。

国の整備補助金の関係で、私、19年度と言ったと思いますけれども、これを見ますと記憶違いで21年度で終了ということでございます。

それから、同報無線の関係は、そのほかのやっていますけれども、これは残していきたい、今の同報無線は残していきたいという考えでございます。

議長（板谷 信君） ほかにありませんか。9番、市川君。

9番（市川昌美君） それから、町長はブロードバンドのことについて答弁すると言いましたけれども、何で私が下條村を言ったかということ、偶然検索したんですよ、前に。それで、視察にこれを提出したけれども、取り上げられなかった。ところが、たまたま今度区長会がここをブロードバンドで訪ねているんです。その現状はどうなんですか。わかりますか。教えてください。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 通告いただいていないので、正直申し上げて勉強しておりません。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 今計画しているブロードバンドをやって、それで情報伝達は何をやっていますか。同報無線にしたでしょう。金がかかり過ぎるから。だから、私が言っているんです。

これ、公式に言っておきますけれども、追加投資は絶対ないねということ。ただ、こういう一つの機器を使うときに使用料が500かかったりするというのは不信感を持ちますよ、はっきり言って、ちゃんと決めたものを。それと同時に……。それが1つ。

議長（板谷 信君） 質問していること、わかりますか。企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 質問の内容がちょっとわかりませんので、端的にお願いしたいと思います。すみません。

議長（板谷 信君） もう一度質問してください。9番、市川君。

9番（市川昌美君） 下條村へ行ったときに、どういう現状を……。職員も行ったでしょう。だから、どういう現状だったか、とにかく光ケーブルがあるのに同報無線ですよ、伝達は。この村長ならやりますよね。追加投資が嫌だったんだね。だから、私がいつも、今こうやっ

て公式の場で言いますけれども、16億6,000万というものを出しましたけれども、では、あなた方が当てにしている中部電力とか国交省は、今、現状はどんな形でこういう積算を持っていますか。積算の中へ入っていますか。どういうふうに入っていますか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 下條村の件ですけれども、下條村が抱える情報通信基盤の課題というのも勉強させていただきまして、防災無線のデジタル化とか、テレビ地上波デジタルの時代への対応ということで、それからまたインターネットの利用環境の改善ということで事業整備したということでございます。

それから、川根本町が整備をしようとしている現状の中で、経費の関係は、必要な経費の中では電柱の使用料とか固定すべき経費の算出をして、年間では現状の3,000世帯の加入世帯、告知放送が3,000世帯に設置をしていただければなら収支はとれると。もちろん、地デジ放送の加入世帯とかインターネットの加入世帯等の積算をした結果、現状では収入収支が成り立つということで一応は計算をしております。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 当てにしている中部電力へも行ってきました。確たる返事はちょっともらえなかったんですが、オファーはあっただろうと。しかし、やはり私たちは情報通信屋ではないから、電気屋だから、だから、もし加入する場合に、傘下のものと、あとは故障したときの許容量ぐらいしかないだろうという返事だった。それは、国土交通省あたりもその辺があれではないかと思いますが、その辺の確認をしないと、こういう積算を出してきたって、これ、マンガだね。

だから、結局何かいいことばかり言って、役場の職員は業者のセールスマンみたいに、説明会に業者が来ているだもの。そんなばかな話はないでしょう。あなた方がやる。アンケートまで委託しているじゃない、あなたたちは。そんなことで、だから、何もわからないんだよ、ただ向こうの言うことを伝えているだけで。この辺を含めて、もうちょっと先進地でもどこでもでき上がったものがあると思うだよ、これ。7カ所か8カ所あるよ、全国で。ちょっと歩いたって、それで金使ったなんて私たちは言いませんよ。ちゃんとやって、16億もの金を使うだったら、使うなりにちゃんと精査して、まず担当者がきちっとしたものを持っていかないと。どうも見ていると、役場の方、説明員の方々はその場が通ればいような感じだけれども、そうではなくて、今までずっとこういう形でやって、だから、有線放送なんかの掌握もしていない。それでは、まるっきり伝達のあれもブロードバンドもへちまもないじゃんね、実際のところ。

だから、その点、もう少しきちっとした数字、今、既設のものが使えるときの積算と使えないときの積算と。だから、国土交通省なんかは電柱を使っていますけれども、大鉄なんかは古いものですから、要するに崩壊地とか崩壊しやすいところは、電柱からおりて全部地中へ埋めてあるんですよ。そうでないと、あれは断線しますからね。断線すれば、それで終

わりですからね。だから、防災には余りもたないんですよ、あれは、防災には。だから、それで個別に入れるとなれば、家がひっくり返れば断線してしまうということで、もう少し、ただ業者任せではなくて、役場の職員も勉強してくださいよ。私も全く何もわからなかったけれども、一応ああだこうだと言って勉強させてもらいましたけれども。

最後ですけれども、今度つくるものと、いわゆるADSL方式、この違いは何ですか。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 技術的な御質問のようですが、今回のFTTH、いわゆる光ファイバーは光ケーブルを使っての高速情報通信、ADSLのことかと思えますけれども、ADSLは電話会社が所有するメタル回線、金属回線ですね、これを使っての通信情報ということであります。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） これは本当に使用している人、いわゆるここはその使用量が少ないということで、余り差がないということが、これは今使っている人に聞くんですよ。それで、その辺が、私も専門的なことはわかりませんが、少なくともこれを担当している方、恐らくパソコンもインターネットもやっていると思うんですけれども、そういう方々がこういう機種等の対比というのを詳細に覚えておかないと、まるっきり業者の言いなりになってしまいましたね。だから、何となくうさんくさく思うんですよ、感じが。

その点を含めて、町長は先ほど、わずかな人間が反対していると言いましたが、とんでもない話ですよ。恐らく半分も入らないでしょう、任意加入だったら。僕の予想ではね。そうしたら、どうしますか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほど一部の方と申し上げました。わずかとは申し上げておりません。説明会等のその都度の内容については一応御報告を受けておりますので、かなり厳しい御意見をいただいているということは存じ上げております。

どうするかということでございますけれども、これから、今継続してやっている説明会を行いますし、そしてまた意向調査ということも、住民の皆様方のしっかりした御意見をもう一度確認するという意味で、意向調査も考えております。その上で次のステップに進んでいくということでございます。現在は、次のステップに行くための一つの段階として説明会を行い、それから調査も行おうということであります。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） ということは、このアンケートも2回とりますと言うけれども、これ、マインドコントロールだね。様式が違う。質問の内容が違うの。これでは一般の町民ではわからないわ。全然違いますよ。うそだと思ったら、手元があれば見てもらえばわかると思いますけれども、そうではなくて、単純なものでいいじゃないですか。パソコンで打って、つくればいいじゃないですか。何もかも任せてしまっているでしょう、委託で。特に、企画は

ほとんど委託だね、何もかも。ただ、それが悪いとは言いませんけれども、住民に回覧板でやると同じですから、自分らで、気心の知れた町民ですから、この人にわかりやすいようなアンケートでなければ、何回やっても同じですよ。

最後に、これは全戸に一遍アンケートをやってもらいたいと私は希望しますが、町長、どうしますか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 委託の関係は、意向調査等も含めて委託してございますので、その中で、当然町としての考えも入れながら調査を行っていくということであります。

それから、今回これから行おうとしております意向調査については、一応全戸にお願いするという予定であります。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） だから、説明会が悪いとは言いませんけれども、高郷地区あたりは出席者が少なく、別にアンケートをやったでしょう。だから、その辺が何か一貫性がないです。やるならちゃんとやればいいのに、だから、今、ある程度住民が、これはこうだよということが少しずつわかりかけてきた。でも、まだ、この前ちょっと瀬沢の方に聞いたら、大体反対の方向にはいるんだけれども、わからん人が多かったと。結局、ある程度老齢化の影響もあって、なかなかこういうものは僕らでも大変な代物なものですから、その辺をちゃんと説明の機会を多くして、町長も今度懇談会に行くと言ったら、そのときに企画課あたりも行って、10分か15分で、10分でもいいですから時間をもらって、広報に時間を割くようなことをやっていかんと、これ、とても何にもわからんうちにやってしまって、何だったでは、そういうことで済むような金額ではないでしょう、16億というのは。これは必ず、この16億というのは、必要ならばやらなくてはならないけれども、次の、ほかの課の事業に必ず波及しますよ。そんなに天からお金が舞ってくるわけではないですからね。

だから、そういうものを含めて、これは最後に、町長、まだ答弁しておりませんが、最後にアンケートを全戸やる気持ちはありますか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 最後のアンケートについては、全戸向けに、先ほど申し上げたように、やる予定であります。

それから、高郷地区で別のアンケートというお話がございましたけれども、これは地区で何かアンケートをとったようです。

議長（板谷 信君） 市川君。

9番（市川昌美君） どうですか。どのくらい賛成者がいましたか。それは今言えないですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 反対される方がかなりいらっしゃるということはわかりますが、現在

まだその賛否をとったわけではありませんので。しかも、説明の途中でもありますし、しかも1割に満たない方の出席という状況の中で、とても判断するということはまだできていないということです。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 私も時間で、このぐらいで最後にしますけれども、いろいろ先ほどの前議員の質問もございましたけれども、予算が通って、その予算を執行してしまって、今までそこら辺でずっとそういう形が癖になっていますけれども、これだけの大きい投資をしていくについては、結果と責任が伴いますからね。ですから、住民には本当に丁寧に、そんな余分なことはいいですから、説明してあげて、そして住民が一番望むものなら望む方向へ行ったらどうだというのが私の考え方なものですから、またこれから技術的なものは次の方で出てくると思いますけれども、これで私の質問を終わります。

議長（板谷 信君） これで市川君の一般質問を終わります。

次に、6番、原田全修君の発言を許します。6番。

6番（原田全修君） 6番、原田でございます。

市川議員の一般質問のテーマ及び小藪議員のテーマと同じ、川根本町ブロードバンド情報通信基盤整備事業計画についてただしていきたいと思っております。

私は、ブロードバンド基盤整備事業については、3月議会、6月議会に質問をしておりますが、核心のところでは明確な答弁が得られず、それを持ち越した全員協議会等での議論の場においても、時間の制約などで納得のいく質疑応答ができていないのではないかというのが私が思っている実感でございます。議員の大方の感想も同様であると思われ、現に本日4人の議員がブロードバンド事業について質問するというのが、その表れであると思っております。

本日、私は今までの質疑で納得ができていない事柄や6月議会以降の事業の調査・検討状況及び今後の対応の仕方等についてただしたいと思っております。ブロードバンド事業という難しい事業、この事業の性質上、これからの質疑には専門用語あるいは技術的な知見、こういったものを入れる場面が生じると思いますが、御了承いただきたいと思っております。

ブロードバンド環境は、文字どおり日進月歩の飛躍を続けておりまして、数年前では到底考えられなかった技術の粋を私たちは今、手中におさめることができるようになっております。

例えば、技術の粋、私が今手に持っております携帯電話ブロードバンドのアンテナであります。これはパソコンの横にUSB端子というのがありますが、そこへ入れるだけでもって、実は先ほどお話のありましたADSL以上の速度のインターネットサービスが受けられるような時代に今、なっております。かつては10年を一昔と言いましたけれども、ブロードバンドのような世界では5年、いや3年あるいは2年を一昔と呼ぶべきような時代に到来してきているというような現状であります。

私たちの川根本町でも、NTTによるADSLブロードバンドサービスが受けられなくて、ナローバンドと言っておりましたISDNバンドで我慢させられている地域がありました。寸又峡とか接岨峡あるいは壺町河内、文沢、こういったようなところ。ところが、平成22年度末には、ついこの前の3月末には携帯電話の基地局からの、このFOMAという携帯無線ブロードバンドなんです、これが可能になってきたということから、壺町河内でも寸又峡でも携帯電話の不感地域解消と同時に、全町で高速インターネットができるようになり、いわゆる情報格差、デジタルデバイドというものが解消されてきているということでもあります。

私の地域、瀬平区でございますが、私のパソコンは、2台私は持っておりますが、ADSLよりもFOMAの無線ブロードバンドのほうが格段にスピードが速くなっているということになっておりますが、近年には、先ほど市川議員の話の中にもありましたけれども、新しい規格の携帯ブロードバンドのサービスが始まることとなります。

これはLTEというんですが、後ほどこの話も出てまいります。新しい規格で、ロング・ターム・エボリューション、LTEという、こういう規格が登場してまいりまして、東京で今年中にサービスが開始されます。このLTE超高速無線ブロードバンドというのは、2014年に全国展開をする方向であるということでもあります。2014年、すぐでございます。この地域もその世界に入ってくるということでもあります。そして、超高速無線ブロードバンドとの、実は競争相手でありますもう一つのWiMAXというシステムがあるんですが、これは既に島田市とか菊川市ではサービスを展開しておる。このように、次世代携帯電話と言われておりました3.9世代携帯電話、移動体通信の時代に既に今、入ってきたというような状況であります。

そして、一方で川根本町が独自の基盤を構築したいとしておりますのは、数年前の代表的な地域イントラネット、これはほとんどもう死語に等しくなっておりますが、地域イントラネットの光ケーブルを張りめぐらせる方式でありまして、この光ケーブルを各家庭に引き込んで告知端末兼テレビ電話等を接続するFTTH、ファイバー・トゥー・ザ・ホーム、FTTHと称するブロードバンド基盤整備ということでありまして、実はこの超高速無線ブロードバンドのもう出発する時期に、有線系のブロードバンド基盤整備というものを川根本町では今から始めようと、こういうことでありまして、私の感覚ではブロードバンドの世界では一昔も二昔も古い方式をなぜ採用するのかというようなのが率直な疑問であります。

この光ケーブルと告知端末兼テレビ電話の組み合わせ方式を導入している自治体は、全国でも、先ほど話がありましたけれども、何力所かあります。この告知端末兼テレビ電話のメーカーの所在地であります島根県松江市では、松江市の中にあります島根町というところがこの方式を採用したのが第1番目であります。が、島根県の方へ確認をしてみますと、島根県庁の方としては、この松江市の島根町以上にこのシステムの拡大を図ることは考えていないということでありました。メーカーの所在県である島根県がこのような姿勢を出しているということが非常に不思議に思えたわけなんです、その理由がわかりましたのは、先ほど

小藪議員のほうからお話がありました、8月25日に有志議員で訪問いたしました山梨県の道志村のシステムを導入して1年後の住民の感想の声であったわけです。

先ほどの小藪議員から御紹介のとおりであります、一つの事例としましては、62%の人が、このような告知テレビ電話方式は不要だというような、そんな回答を得ております。静岡県内の市町村では、このようなブロードバンドの基盤整備の事例はなくて、近隣の島田あたりも、今後の超高速無線ブロードバンド環境を整備する必要があるという見解を持っております旧金谷町、旧川根町のエリアの対応としては、国の進める光の道構想と整合を図りながら対処していきたいということでもあります。

光の道構想には、先ほどちょっと触れましたLTEあるいはWiMAX、そして光ケーブル、こういったようなものをうまく使いこなして、地域に合った最小費用で最大効果を生む選択肢の提供をしていきたいと、こういうのが国の方針であります。光の道構想との整合については、極めて重要なことであると思っております。先ほど市川議員の質問の答弁に、町長は、長期的な展望で事業を考える必要があるということから、基盤整備が必要だということをおっしゃいましたが、まさにそのとおりであります、その選択肢を誤ってはいけません。これが町長としての最大の責務であると。

そしてまた、例えば光の道構想というのは、2015年ごろをめどに超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア、これは全国で10%ぐらいの世帯を示すものであるということをおっしゃいますが、川根本町は全域がその対象になりますけれども、この超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア解消に向けて、今、国が進んでいる。そして、民間の事業者は、先ほど言いましたように、LTEにつきましては2014年をめどに超高速無線ブロードバンドサービスを展開していこうという、もうすぐそこにこういったような新しい世界が待っているということでもあります。

本日の質疑に当たりましては、以上のような背景をもとに、町長の見解を伺っていききたいと思っております。

通告に従いまして、3つ、まずお伺いをしたいと思っております、1つとしましては、川根本町ブロードバンド基盤整備事業計画、これは議会との議論が不十分の中で、既に住民説明に入りました。どのような説明をしているのか、また住民の反応を現時点ではどのようにとらえているかについてお伺いをしたいわけですが、これは先ほどの2人の議員の中で回答がありますので、再質問の形の中で、また質疑をさせていただきたいと思っております。

次に、平成22年度に事業の詳細設計予算として4,900万円が計上されておりますが、予算執行は計画に対する住民の合意が条件であるとの議会との約束があります。住民の合意、これは住民の賛否というふうにとらえてよろしいと思うんですが、どのように確認するのか。先ほど意向調査をするというようなお話がありました。これは後ほどの、また質疑の中でお伺いをしたいと思っておりますので、割愛してもらって結構でございます。

3番に、総務省では2015年ごろを目途に、先ほど言いましたような超高速ブロードバンド

基盤の未整備エリアの解消を図ろうとしております。この光の道構想の実現のために、具体策が本年中に整理される計画で進められていると聞いております。当町の基盤整備事業は国の政策とどのように整合を図っていくのか、ここのところをまずお伺いをしたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） ただいまの原田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 原田議員には、日ごろ議会あるいはいろいろな場面を通じて、情報基盤整備に関して議論を広げていただいて感謝しているところであります。せっかくの議論の場を持ちながらも、私どもに技術的な知識がないために、納得が得られるような議論が展開できないということで、誠に申し訳ないというふうに思っております。

それでは、質問にお答えします。

一部割愛してよろしいということでしたが、こちらの方の準備した段取りもございますので、ひとつお答えさせていただきます。

住民説明会については、8月18日の地名地区から開始し、本日の時点で17会場22地区において実施いたしました。できる限り多くの住民の方に御理解いただきたいとの考えから、各地区の要望する期日に開催しております。そのため、他の会議等と重複し、私や副町長がすべての説明会に出席しておりませんが、担当課長等にお任せしているところでございます。

説明内容は、事業の目的、整備内容、提供するサービス、事業費等に関するものであり、議員の皆様も多くも御出席されておりますので、その内容については御承知のことと思われませんが、議会全員協議会等で説明した内容を簡略したものとなっております。説明会の時間は1時間30分を目安とし、町からの説明を40分程度とし、その後に質疑応答の時間を設けている状況であります。説明時間も40分という限られた時間です。また、住民の皆様に関係する部分をできるだけ簡略に説明しておりますので、詳細な部分まで説明しきれないところはありますが、基本的なところだけでも御理解いただくよう努力しているところであります。

住民説明会を通して感じることは、インターネット環境が比較的良好な地域では、現在の情報通信の状況にある程度満足されている住民の方が多いと感じております。また、中継局から遠距離になるに従って説明会への出席率も向上し、質問や意見を通じて町の計画に期待するものを感じております。しかし、全体的には出席者が10%にも満たないわけですので、住民への事業に対する周知が深まったとは考えにくいものがあります。今後とも説明会を進めていく中で、できる限り多くの方の御意見をいただくよう努めていきたいと考えております。

予算の執行に当たって、住民の合意はということでございますけれども、詳細設計業務を基本設計と詳細設計に分け区分し、まず基本設計で検討した事業概要を区長会や住民説明会

などで説明し、御理解いただき、その後、議会への説明を経て進めていくものと考えております。住民説明会においても、事業の実施には住民の代表者である町議会での事業予算の可決が必要であり、それが最終的な住民の判断となると説明をしております。事業全体への同意はそのように考えているところですが、詳細設計における住民の同意についても、議会での説明を経て事業概要について了承していただく、検討すべき項目はその後の詳細設計で見直していくという形で進めていきたいと考えております。

光の道構想とは、ICT、情報通信技術を最大限に活用して国民の生産性を高め、豊かな社会を実現することを目指したものであります。具体的には、2015年ごろを目途に、すべての世帯でブロードバンドサービスを利用する社会の実現に向けて、光の道整備、国民の光の道へのアクセス権の保障、ICT活用による豊かな社会の実現の3点について言及したものであります。原田議員の御質問については、3点中、特に光の道整備が関連すると思われるので、その点について、さらに説明します。

光の道の推進については、整備すべきインフラとして電子政府、教育、医療や各種エンターテインメント等の利活用を通じ、豊かな国民生活を実現するための基盤となることが求められ、将来を見通した国家目標として100Mbps以上のインフラを整備、普及すべき点としております。

また、想定される技術としてはFTTHが代表例であり、それ以外にも一部のケーブルや無線ブロードバンド通信システムが、現時点で想定される大容量のアプリケーションが求める水準を満たすものとして一定の代替的役割が期待できるものとされており、整備手段としては、公的支援を行い、民間企業による整備を主とするが、採算性の低い地域等については公設民営が想定されるとしております。

基盤整備を促進するため、行政、教育、医療等の公共アプリケーションによる利活用と一体となった超高速インフラ整備、光ファイバー網整備を行う地方公共団体等を支援するとの方針案も打ち出されております。実現のための具体策については、本年11月中にまとめられるということですが、現在の段階では町が計画する公設民営による光ファイバー網の整備は国の政策と整合性が図られていると考えているところであります。

以上であります。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） それでは、具体的に質問を続けさせてもらいますが、住民説明会では、大体概数を先ほど教えていただいたわけなんです、感覚としましては、年代層はどのようなものであったか、特に若者、若年層はどのぐらいの出席率であったのか、そして、その出席の状況あるいは出席率、こういったようなものを町長はどのようにとらえたか、まずその辺の感覚をお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 各説明会に出席しておりません。私の日程は既に決まっております、

8月という時期を目標に説明会を設定したということで、私のスケジュールとは別に設定をしたものですから、できるだけ出たいというふうには思っておりましたが、すべての説明会に出席できないということで、その出席者等の年代層等については、私自身しっかり把握しておりませんが、説明会を行って来て、いろいろな皆様方からの御意見を伺ってみますと、先ほどもちょっと申し上げましたように、現在ADSLが使える地域ですとか、あるいはまだ未整備の北部地域等については、かなり考え方に違いがあるのかなというふうに思っております。

全体として、活発に御意見を述べられる方の中には、今町が進めている整備の方向については異論を唱える方が多いかなというふうに思っています。しかし、若者の方の中でも、ぜひ光ケーブル、FTTH方式ですか、これを使った方式で進めてほしいという声も間違いなくあるということは感じております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 実は、FTTH、これを全面否定するわけではありません。これは全国の約9割の世帯といいますか、9割のエリアがほとんどNTTの光ケーブル、このサービスを受けている。ただし、利用率が3割だと。すぐそこへ光ケーブルが入っておりますけれども、3割ぐらいの人しか使われていない。これが課題だからということで、光の道構想にも大きくテーマとしてとらえられているわけなんですけど、実はこの川根本町という地域性というようなところを見たときに、やはり光、FTTH、光ケーブル、光ファイバーを張りめぐらせるということになりますと莫大な費用が必要だということで、16.6億円というような数字になるわけなんですけど、それほどまでの投資をしないでできる方法はないかというのが、実は政府が今考えている光の道構想の中で、先ほど言いましたLTEだとか、あるいはWiMAXだとか、こういったようなものがもう実用可能だということで出てきているんです。そして、これは若者が最もこれからここに關心を持っていくだろうというシステムでもあるわけです。

要するに、FTTHといいますと、ケーブルからパソコンにあるいは端末機につなげるわけなんですけれども、移動系電波を使ったものはどこでも、外でも家の中でも、2階から1階から自由に使うことができる。そして、お年寄り、iPadというような商品名で、今、アメリカのアップル社から出ている電気書籍とか、こういったような形の携帯端末というものがもう一般に普及してくるという時代になっているということから、これから我が川根本町が進んでいくべき道というものは、ブロードバンド環境整備は必要ではありますが、その方法として、光ケーブルを張りめぐらせる方法がいいのか、超高速無線ブロードバンドの方向へ行くのがいいのか、こういった一つの選択肢がまずは大きくあるんだろうと。あるいは、プラス、ハイブリッド方式ですね。プラス光ケーブルということも、これは地域によってはあるかもしれません。こういったようなところに若者は意識を持っているのではないかなと思います。

その辺のところの基本的な、一番の根っこにある部分、光の道構想とどう整合をとっていくのかということをおは聞いているわけです。ですから、光の道構想というものの本筋をしっかりとらえないと、単純に整合がとれているから、この事業は自信があるんだというような形で進められるということは、大きな間違いがそこにあるのではなからうかということでもあります。

光の道構想というものの行く末と申しますか、方法がやがて決まってくるわけでありまして。それが、先ほど町長11月ごろと言っておりましたけれども、まずはここを待つべきだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 現在、いろいろコンサル等の御意見も伺う中で、この地域にとって一番いい方式だということで現在のシステムを、まず説明会を開いているという段階であります。ただ、説明会を開いていく、それから意向調査をやっていく、そして議会の皆様と議論していく、そういう過程の中でいろいろな御議論をいただくわけでありまして、そういう中でよりよい方式があるものなら、そういうことも当然考えていかなければならない。これは、後々私たちの次の世代も含めて使っていくツールということになるわけでありまして、そのところについては、いろいろな形で御意見を伺いながら慎重に進めていかなければいけないというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 光の道構想でもう少し申し上げます。

実は、昨年、政権が交代して、この光の道構想というものがかなり前倒しになった。この可能性をおは実は推し量っていたわけなんです、自信を持って自分としても言えるようになったのは、実は8月になってからであるわけです。

実は、この光の道構想に関してパブリックコメントを7月から8月にかけて総務省がやりました。私もそれに応募いたしましたけれども、そういった中で、これはつい最近確定をしてきているというような構想でもあるわけなんです。ですので、こういった新しいニュースというものには常に関心を持っていただきたいということが1つあります。

ただし、この光の道構想というのは、ずっと前から検討もされてきたわけなんです、そういったようなものがありながら、実は住民説明会で使われた資料を見ますと、一番初めに、これからの通信事業の標準となる光ファイバー網を整備しますと断定をしているんです。標準となる光ファイバーを整備します。当町では、今後も採算性等の問題から、民間通信事業者による整備は期待できませんので、町が主体となって整備するものと。これは、確実に言い過ぎなんです。ですから、こういったような断定的な、あるいは政策誘導するような資料を住民の皆さんに配布して説明していますと、これは先ほど市川議員言われたようにマインドコントロールにほかならないという形になってくるんです。

こういったようなことは非常に気をつけなければならないと思うんですが、私はその説明

会の際に、こういったようなことを聞きました。説明会では、町議会は光ファイバーの整備を町が行う必要性は理解しているが、F T T Hの必要性の議論が分かれています。こういうような言い方を当局の説明者が言っている。あるいは、町民の80%はこの計画を承知しているというように、かなり断定的な、議会とか一つの町の雰囲気としましては、もうこの光ファイバーを張りめぐらしていくんだ、そして16.6億円、これはもう内々了解がされているんだというようなことを先に言うてしまうということになりますと、これは住民としては、しようがないだなど、こういうような感覚になっている。これが正直なところであります。これは、はっきり言って虚偽の発言であり、誘導発言であるような感じがするんです。フェアではないと思うんです。これを町長、どういうふうにお考えでしょう。そして、私は今後こういった説明は改めてほしいと思っています。いかがでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 議会でもいろいろな御意見を伺う中で、光ファイバーをすべて否定されているわけではなくて、F T T Hについては問題があるが、主要な部分については光ファイバーを敷設するというようなことで、その部分は大方御理解をいただいているのかなというところだというふうに思っています。そういうことから、説明会での資料にそういう表現になったのかなというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 実は、そのところが重要なことなんです。私は、この通告の中で、議会との議論が不十分の中で、既に住民説明に入っているというふうに申し上げているわけです。実は、私自身が3月議会、6月議会で、かなりこういったようなところで話をさせてもらっておりました。そして、回答も得ておりますが、それ以外の全協あるいは勉強会レベルの中では何も議事録も何も確認もされているわけではありません。いろいろな意見が飛び交っていただけの話であるわけです。

ですから、こういうふうに議会はもう承認あるいは承知しているんだよというようなものが全くないわけでありまして、ちょっと声の大きい人が言うと、それが何となくそういう雰囲気になってしまう、そういうような嫌いはあるわけなんです、そういう一つのところを取り上げて、光ファイバーを議会は理解はしているんだとか、そういう不用意な発言は絶対控えるべきだろうと思っています。もっといろいろな方法があるんだと。この住民説明会の資料も、ある意味ではこれは説明資料ですから、これを自信を持って進めるということになれば、この書き方で仕方ないかもしれませんが、ただし、先ほどのように過程の状態、まだどうなっていくかわからないような状態を言葉にしたり、あるいは文書にするということは問題があると思います。

この中で、実は、前置きが長くなってしまいましたけれども、そういったような断定をする中で、料金のところを目をやってまいりますと、料金体系が、インターネット利用料4,000円、これが一番高いといいますが、サービス料としては高いというか、位置づけられ

ているわけなんです、実はこのインターネット利用料、こういったようなところがこれから問題になってくるだろうと思っております、事業収支といいますか、これが。これは、先ほどお話があったように出発地点、16.6億円の事業をやる上において、4,000円、月額こういった料金では採算がとれるんだというようなお話がありましたけれども、実はこれはずっとこの施設が存在したときに、これですっといけるのかという、そのような計算をされているのかどうか。途中で、こういった設備は寿命といいますか、耐用年数、こういったようなものが出てくるわけなんです。そのときに、またさらに新たな投資が必要になってくる。こういったようなものも考えた上での料金体系になっておるのかどうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） この利用料の中で、通常の一般管理の費用、そういうものは出していけると。そういう中で、ある程度の修繕等については見込まれているというふうに判断しています。ただ、全体的な設備の更新ですとか、大がかりな部分については、また別な考え方もしていかなければいけないのかなというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） では、別の考え方ということを、そこのところに議論の中心を、これから当てていきたいと思うんですが、実は、これは町長もこの前から言われておりますように、これは社会資本であるんだから非常に重要なものであると、こういう認識をされている。

確かに、社会資本かもしれません。私は、社会資本であるからこそ、弱小の財政の川根本町が取り組むべき事業としては手に余ってしまうものだと思っておるわけなんです、だから国の政策に合わせなければならないという主張をするわけなんです、この社会資本という位置づけの設備は、ある意味では未来永劫に存在させるんだということになるわけです。

では、これから料金体系をどのように組んでいくかということになりますと、道路などは一たんつくりますと、あとは修繕、補修程度でかなりもちます。建物もそうです。ところが、ブロードバンドの施設というものは、例えば一番長くもって伝送路の光ケーブルが、この前、20年という話が企画課長の方からありましたけれども、そのぐらいだろうと思いますが、機械設備、ＩＣ関係とか、ああいったパーツ類はかなり寿命が短い。

そういったようなところを想定していったときに、どの辺のところでも第1回目の更新が出てくるのか、大体どのぐらいのお金がかかるのか、大体その計算はされていると思うんですが、その辺のところを教えてください。それによって、料金はどうあるべきかというところが生まれてくるわけなんです。そこの検討は既にされていると思います。お聞かせ願います。

議長（板谷 信君） 20年ぐらいの計画が欲しいわけですか、運用の。町長。

町長（佐藤公敏君） 現在、基本調査、基本設計の段階で恐らく大枠はつかんでいるというふうに思っていますけれども、年次的なものについての計画があるのかということについて

は、私自身承知しておりませんし、今、資料を提出ということもできない状況でございますけれども、インフラということで通常一般的に考えられるものは、利用料の中から捻出できる。ただ、設備の更新ですとか、そういうことになりますと、やはり毎年利用料の中から、ある程度の繰り越しをつくって積み立てていく、その中で対応し切れるものではないのかなと思います。

ただ、計画的にいつときに全体を直すということではなくて、計画的な中で改善を図っていくという努力をしていかなければならないと思いますし、そのときには一般会計から一般財源を使うということも、当然あり得るというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） かなりあいまいなお答えであるわけなんですけど、実はこういった事業を設計する上においては、一番基本的な、基礎的なところなんです。要するに、耐用年数はどのぐらいを見るかということなんですけど、実はこの前、こういった関連があるものから、平成21年度の決算審査のときに壱町河内、文沢の方へ新しい光ケーブルを入れて、この前、事業が完成いたしました。携帯電話不感帯地域の解消をするためにやった、あの施設はどのぐらいの耐用年数かと聞いたところが、光ケーブルは20年というお話があったんです。機械設備関係は6年という話がありました。実は、こういう設備はやはり6年ぐらいなんです。

それで、16.6億円の施設の設備の内容を見ていきますと、これは2月23日に私たちに配付された中間報告という、ブロードバンド基本方針策定業務を委託した業者、ビーム設計、ここがつくった資料の中で16.6億円の内容を見てみますと、そのうちの5.2億円が機械設備になるんです。要するに、寿命が短いものなんです。そっくり5.2億円を6年たったら替えなければいけないかということ、そうではないとは思いますが、しかし、そのうちの何10%かは更新をしなければならない。それで、さらに、やがて、例えば10年程度になりますと、これは全設備の更新はもうやむを得ない。こういう話になってきます。これはもう5億円はそっくり必要になってくるだろう。

こういう話を前提にこういう事業計画というものはしていけないと、4,000円は安いですよと言っても、実はこれは8,000円、9,000円ぐらいでないと事業は成り立っていかない、こういう形になるんです。こういったところを一つの、私、事例として申し上げました。当然、企画のサイドではこの辺は検討されていたと思ったんですが、まだですか。いつやるんですか。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 今お答えする中では、まだそこまで計算はしてございません。早急にやるということできたいと思います。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） 大きな課題が残りました。これは、先ほどの光の道構想、これとの整

合が必要だというのが、これもまた大きな課題でありますし、今度の料金体系あるいはこれからの設備更新に当たっての財源をどういうふうに確保していくのか、そして、それを料金にどう反映させていくのか、こういったような大きな課題が出たということを知っていただけたと思います。

時間がありませんので、最後の1つにしていきたいと思います。本当はたくさんあるんですが、これはまた12月あたりになるかもしれません。今回は最後ということで。

実は、市川議員の方からも先ほどちょっと触れられたんですが、行政防災無線というのがあります。これは、今までの当町の財政シミュレーションの中で、前々から平成27年度までに約10億円をかけてこの事業、防災行政無線のリプレースをやっていきたい。これは電波法に絡む話なものですから、どうしてもやらなければならない。これは全国的にどこの自治体でもやっていくだろうと思いますが、これが10億円。この財源は合併特例債を使っていきたい。ですから、合併特例債は7割が国ですから、ほぼ3割は町が負担をしなければならない。こうなってくるわけです。3億円です。

ここに告知端末というものが絡んでくるんです。告知端末機というのは、これは防災行政無線の同報無線ですね。同報無線の告知端末というのは人命にかかわる非常に重要な情報媒体ですので、今、まだ川根本町の3分の1の世帯が端末機が設置されていないということから、これが課題になっております。そして、10億円の防災行政無線のリプレースのときに、多分戸別受信機を全戸配布になっていくと思います。これが1つ告知端末、これは整備しなきゃならないものなんです。

しかし、ブロードバンド構想の中で告知端末機を設置していきたいと。これは、その一つの大きな理由として、町長、当時の企画課長の答弁にありましたように、同報無線の難聴対策として非常に有効な手段であると考えている。そして、これは住民の多くは賛同していただくと、こういうふうな答弁がありました。告知端末機が2セット設置されてしまうような事業が、実はこのブロードバンド構想なんです。実は、すぐ隣にある、ほとんど同時並行に進めていかなければならないような同報無線の防災行政無線の事業10億円と、このブロードバンド事業16.6億円、合わせて26.6億円の事業がほぼ同時に進行していくわけであるんです。そして、ほとんど両方とも約3割が町の負担になってくる。ざっと勘定しますと8億円です。こういうものがこの町の財政に確実にのしかかってくるんだということなんです。この点について説明をしていただきたいと思います。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいま同報無線のデジタル化というような御質問でありましたけれども、現在の同報無線、行政無線、それから消防無線については法的な規制があるという中で、当然これはデジタル化をしていかなければならないというふうに認識しております。ただ、同報無線については、放送エリア帯の関係上、法的な規制枠に入っておりませんので、現行の同報無線を継続して使っていくという、そういう方針であります。

議長（板谷 信君） 6番、原田君。

6番（原田全修君） その答弁は確実におかしいと思うんですが、同報無線の防災行政無線、これは財政シミュレーションにずっと登場してきております。そして、ついこの前も、後ほど審議のあります過疎地域推進事業、この中でも登場してくるわけなんです、これはもう既に計画として消してはならないものだろうと思うんです。ですから、10億円が若干安くともいいですか、工夫があるかもしれませんが、過疎地域促進計画の中ではこれが数字の上では8億円くらいに、確かなっておりましたが、いずれにしても8億ないし10億という、こういった同報無線、防災行政無線に関する事業費は用意しておかなければならない。何度も言いますが、平成27年までにはこういった事業がこの町にのしかかってくるんだということもしっかり承知しておかなければならないと思うんですが、違いますか。そして、それは私は大きな課題だろうというふうに思っております。

きょう、私は3つの大きな課題を取り上げさせてもらいました。最後の課題がそういうふうに私は認識しております。違うなら違うと言っていたきたいと思います。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） 同報無線については、確かに旧中川根のところで普及率3分の1ですか、まだなっていないという状況がありますけれども、いわゆるデジタル化というのは、指令局から各放送マイクまでのところ、いわゆる中継するところがデジタル化されていくということになりますけれども、これは現行の中でそういう規制がない中では、特別な支障はないと思っております。ただ、先ほど言った未整備のところは今後の課題になりますので、例えばFMラジオというんですか、これの周波数対応を調整するとか、そういう中でカバーしていくと。かえて、その方が移動帯としての活用が見込まれるのではないかというようなことも踏まえた中で、総合的に判断していければと思っております。

議長（板谷 信君） いいですね。許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにしたいと思います。原田君の一般質問を終わります。

続いて、2番、太田侑孝君、発言を許します。

2番（太田侑孝君） 2番、太田でございます。

通告どおり一般質問をさせていただきます。

私は、今回は主に行政改革と耕作放棄地、いわば耕作放棄茶園の問題、それから教育行政の大きく3点について質問をさせていただきます。

まず、行政改革でございますが、川根本町の行政改革というのは平成18年から22年度の5カ年計画で現在進んでおりまして、残すところ、あと半年という状況にあります。そういう段階にあるということと、今回のこの議会が始まるにつきまして、どうも全員協議会とか決算委員会の中で行革に対するやりとりの中で、行革委員会の経費は不要ではないかとか、それに対する行革の説明がどうも不安定のような感じがしまして、私も本当は行革ばかりやりたくないんですけども、また3回目をくどくどやらなければならないところに来ておりま

す。

そういったつもりでお答えいただきたいと思うのでありますが、まず、この4年半の行政改革の成果というものについて、どんなふうに、町長、考えられておられるのか、またその成果の取りまとめはいつごろ、どんな形で取りまとめようとしているのか、その点をお伺いしたいと思います。

行革の2つ目は、町が直営する6施設、これは御存じだと思うんですが、資料館やまびこ、文化会館、B & G海洋センター、音戯の郷、茶茗館、農林業センター、この6つなんですが、これは平成20年6月23日の第1回の行革委員会に当時の町長から諮問を受けて、行政改革推進委員会が延べ9カ月にわたり8回の委員会を開いて、1回の委員会も二、三時間かけて相当丁寧に各施設の運営状況や利用状況を聞き、また施設の管理担当者から状況を聞いて、資料を求めて、相当時間と綿密に検討を重ねてきた答申を出してあって、その答申に基づいて6施設の運営改善をお願いしたいと、こうなっているわけなのでありますが、どうも余りうまく進んでいないようでありまして、全協あたりで聞いてみましても、6施設の進捗状況がどうかという点も余り把握なさっていないような感じがしますので、この6施設の運営改善の進捗状況、多分1億3、4千万円、毎年一般財源から突っ込んでいると思うんですが、その辺が全然変わってきていないということで、進捗状況のとらえ方についてお伺いしたいと思います。

行革の3点目は、先ほど言いましたように22年度の、来年の3月末で終了します、5カ年が。その後、次期行政改革計画についての策定の意思があるのか、その辺はどのように考えているのかという点をお聞きしておきたいと思います。

その次に、大きな項目では耕作放棄地でございますが、先ほど市川議員からも話しましたように、農業所得の落ち込みが非常に減退している中で、また、今年は特に凍霜害の深刻な問題があり、あるいは緑茶の消費低迷があり、お茶が安いじゃないか、あるいはコスト高で不採算性が高くなってきているというようなことで、お茶農家の生産意欲がかなり減退してきております。そういった中で、高齢化も進んで、どうもお茶の2人刈りも、相方ができないものだから、できなくなってきたというような傾向が出てきております。さらには、猛暑が続きますと、夏の草取りも思うようにできなくて、草も伸び放題。最近では野芋のつも伸び放題ということで、茶園が相当荒れてき始めております。

今、来年の一番茶の支度として、この9月、10月は秋冬番を刈ったり、ならしに入るわけですが、これを境にして放棄茶園がかなり目立ってくるのが予測されます。茶の木というのは、1年ほうたらかしておきますと、肥料が効いていますから、多分1年間で背丈ぐらいまで伸びて、とてもみっともない状態で無残な状態になるということで、手遅れを大変心配するところでありまして、従来の耕作放棄地とは違った観点から、茶園の放棄についてどのように、迅速で、かつ適切な方策があれば打ち出していきたいということでございます。

3つ目の点は教育行政でございますけれども、町長も就任以来ほぼ1年たってきたわけですが、教育についての考え方を述べるという一般的な機会はなかなか少なかったと思いますし、また教育長も長く不在が続いておりますので、今回、この一般質問を借りまして、改めて町長に川根本町の小・中学校の教育方針について、その考えを伺いたいと思います。

もう1点は、来年4月から南部小学校の1年生、2年生で複式の学級編制による授業が始まります。保護者の皆さんも大変心配になっておりますし、地域の皆さんも、あるいは学校の先生も一部不安を持っている状態で、これは南部小にとどまらず、川根本町のすべての小・中学校にこれから四、五年先に起きてくることの前ぶれといえますか、そんな状況でございますので、これからどんな対応策をとっていかれるかをお伺いしたいと思います。

つけ加えて、教育関係で言いますと、今現在、小学校4校で305名ぐらいの児童がいます。中学校が2校で216、合わせて521名の児童・生徒が在学しているわけですがけれども、この不景気の中、一番元気で明るく頑張っているのは子供たちでございます。子供たちが頑張っている小・中学校に、ざっと勘定しましたら81名の教職の先生方がいらっしゃいます。しっかり授業をやり、学校を守って経営してくれておるといってございませぬけれども、できれば町長の教育行政についての中に子供や先生方へのメッセージも含めて御答弁いただけたらと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） ただいまの太田君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、太田議員の質問にお答えいたします。

まず、行政改革の成果はということでございます。

川根本町行政改革大綱集中改革プラン及び定員適正化計画は、平成18年10月に策定し、平成18年度から平成22年度の5年間を計画期間として、計画に沿った各課題の見直し、検証等を行い、各項目の改善を推進してまいりました。

21年度までに推進してきました主要なものは、行政改革推進体制の整備、指定管理者制度の導入、これは25施設、それから定員適正化計画による定員管理、18年4月1日職員数185人、これは18年ですが、22年4月1日現在158人、27人減となっております。定員管理適正化の推進に伴う組織の見直し、行政評価システムの導入、パブリックコメント制度の導入、会議の公開、会議録の公表、施設維持費の見直し、職員旅費の見直し、補助金等の見直しなどとなり、計画期間の効果額3億3,700万円の達成を目指して、前年度の目標額を上回る実績を達成してきており、平成21年度は目標額1億800万円に対し、実績約2億700万円となっております。また、職員研修の実施、静岡県などとの人事交流により職員の意識改革、人材の育成に取り組みの効果が出ているものと考えます。

次に、直営6施設の運営改善の進捗状況ということですが、平成21年2月、行政改革推進委員会から答申をいただきました町の公の施設、資料館やまびこ、文化会館、本川根B & G海洋センター、奥大井音戯の郷、フォーレなかかわね茶茗館、農林業センターの6施設

設について、答申後の進捗状況についてお答えいたします。

最初に、答申に沿って改善の取り組みが実施されてきております文化会館、B & G 海洋センター、農林業センターの3施設について、現在の状況を回答します。

この3施設は、答申において町が直営で運営することが適当とされた施設であり、文化会館におきましては、今まで自主事業として買い取りによる公演の開催方法を、23年度から事業パートナーを導入して事業推進を強化できるよう、10月から事業パートナーの募集を始め、本年中に事業パートナーを決定し、23年度から答申内容で実現できるように取り組んでおります。

B & G 海洋センターは、社会体育施設としての機能に加え、保健・福祉施設としての機能を担った施設として改善を進め、所管課である生涯学習課と福祉課、生活健康課とが連携を図り、幼児プログラム、成人・中高年運動教室等が実施されています。

農林業センターにおきましては、川根地域の農業振興に果たしてきた施設の役割が広く町民からの理解を得られるよう、町の広報とホームページにおいて事業内容の広報を推進しています。

次に、指定管理者制度の導入による管理運営で進めていくことが答申されました資料館やまびこと奥大井音戯の郷の2つの施設についてお答えします。

資料館やまびこにつきましては、施設の設置に至った経緯から、地元関係者との打ち合わせ等が行われてきておりますが、具体的な方針の決定までには至っておりません。

奥大井音戯の郷につきましては、観光目的のテーマパークとしても、社会教育施設としても、現状のままでの存続は困難となっており、魅力的な建物と立地の有効活用のため、施設の設置目的及び機能の再設計を必要としております。

答申後、有効活用の協議や参考となる施設の視察等を行ってきており、本年度内には新たな構想計画を作成する予定というふうになっております。本年度内と申し上げておりますけれども、もう少し時間がかかるということもあり得るのかなというふうに思っています。

次に、フォーレなかかわね茶茗館につきましては、川根茶の情報発信基地という設置目的を十分に果たしていないことと、現状では今までの直営による管理運営方式に明確な理由がないとの指摘がされました。答申後において施設の活用方法を関係者で検討していきませんが、方向性の決定には至っていないのが現状であります。

とりあえず、また考え方は後の質問の中であれしていきたいと思っておりますけれども、とりあえず進捗状況ということでお答えさせていただきます。

今後の行政改革の取り組みということでございますけれども、現在推進しています行政改革は、平成17年3月29日総務事務次官通知、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」及び平成18年8月31日総務事務次官通知、「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」の趣旨に基づき、川根本町として取り組むべき項目について川根本町行政改革大綱を作成し、平成18年度から22年度を計画期間として推進してきている

ところであります。

今後の行政改革の取り組み指針につきましては、現在、総務省から出されていませんが、町としては今後も自主的、主体的に行政改革の推進を図ることが必要というふうに考えております。本年度試行いたします行政評価外部評価の充実、集中改革プラン各項目の目標達成のために今後も取り組みが必要なもの、地域主権改革に対応していくための新たな課題を検討し、継続して取り組みを推進していくことが重要だというふうに考えております。

次に、耕作放棄地対策についてであります。

川根本町農業委員会が実施した耕作放棄地実態調査において、川根本町内の耕作放棄地である農地面積は現在約28ha、約600筆を確認いたしました。

この耕作放棄地対策は、本町のみならず全国的な課題として検討されております。耕作放棄地の発生要因である生産性の低さ、土地条件の悪さ等の解消に向けての取り組みとしては、茶園の改植補助、自力作業道の開設補助等を実施しておりますが、耕作放棄地の背景には高齢化やお茶の価格低迷、権利関係、周辺の農業者、受け手となり得る者の対応等、地域によって様々であり、複雑な問題を抱えております。当町では、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金制度の活用とあわせて、障害物の除去、茶樹雑草の除去、段差解消、新たな作物の植栽経費等の支援、耕作放棄地を採草地など用途変更に係る経費支援や耕作放棄地とその周辺農地と一体的に基盤整備を実施する仕組みを取り組んでおります。

また、地区協議会を設置することが必要ですが、1a以上の規模から維持管理作業を行う経費を助成します。重要なことは、農地を再生した後、長期にわたって農業を続けることが大切ですので、地域を挙げて取り組む体制づくりを推進する地区協議会を事業に義務づけております。

このほか、耕作放棄地対策として、農業生産条件が不利な中山間地域の耕作放棄地の発生防止を図る中山間地域等直接支払制度を6集落、74.5haにおいて実施しております。また、本年度から同制度の第3期対策が始まりますが、集落、面積ともに拡大する予定であります。また、農村の自然環境を守る対策として、農地・水・環境保全向上対策事業を5地区で取り組んでいただいております。

なお、平成21年度耕作放棄地再生利用対策事業による実績は、2カ所、30aでありました。また、平成22年9月補正により1カ所、34aを実施予定としておりますが、現在4カ所において相談を受けており、手続等が完了次第、必要な取り組みを支援します。

さらに、耕作放棄地の最大の要因である担い手の確保に向け、農地を維持していく担い手となり得る共同体の育成や農地の集団管理作業の可能性について、また地域単位での農地管理業務のモデル的取り組みの実践、耕作放棄地の拡大防止と減少に向けて、農業委員会の農業委員を中心に、本年度地区より選出していただく農業推進員の皆様をはじめ、地域農業者の皆さんと協力して取り組みたいと考えております。

次に、教育行政についてであります。

まず、川根本町としての小・中学校の教育方針についての御質問であります。本町には南から中川根南部小学校、中央小学校、中川根第一小学校、本川根小学校の4つの小学校と中川根中学校、本川根中学校の2つの中学校があり、平成22年9月1日現在、小学校は児童数300名、中学校は生徒213名が通学しております。

平成17年に川根本町としてスタートしたわけですが、その新町建設計画では目指すべき将来像を水と森の番人が創る癒しの里、川根本町、豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさととし、健康・福祉、生活環境・基盤整備、産業・経済・労働、自然・環境、教育・歴史・文化、住民参加・行政運営の6つの分野にわたって基本方針を設定しております。

教育・歴史・文化の分野では伝統と未来、心豊かな人を育む千年のふるさとづくりを基本方針としておりますが、この基本方針が総合計画にも引き継がれ、これに沿って平成22年度川根本町教育委員会の教育施策も設定されております。

この教育施策の中の学校教育によると、21世紀を担う児童・生徒の育成は子供一人一人の能力や個性、適性に応じた教育を重視し、推進する中で、学力とゆとりの両立を図り、志を持ち、みずから高める生きる力をはぐくむことが肝要である、子供は教育を通じて社会で生きるための基盤、基礎、基本を身につける。さらに、自らの個性を見出し、自らにふさわしい生き方を選択していく。こうした自己実現を目指す過程を的確に支援することが学校教育の重要な使命である。このことを自覚し、川根本町の学校教育を推進する。推進するに当たっては、全教育活動を通して生涯学習社会を生き抜くために必要な道具としての読み、書き、計算、コンピューターの使用能力の育成、読書活動等を通して豊かな言葉と心の育成、生きる力の基本である健康、体力の増進を重点として推進するとして、どのような児童・生徒を育成するかという観点から、学ぶ力と豊かな知力の育成、豊かな心と言葉の育成、健康な体と強い意思の育成の3点を挙げ、4点目に信頼される学校づくりを挙げております。

学ぶ力と的確な知力の育成の中では、教科指導方法を研究し、学びの喜びを感得させ、好きな教科を持つ子供を育てる。小規模校の利点を生かし、個に応じたきめ細かな指導で基礎的・基本的な学習内容を確実に習得させる。体験的な活動や問題解決的な学習の推進を図ったり、コンピューターなどの教育機器を有効に活用したりして学ぶ力を育成する。朝や放課後の時間を活用したり、個に応じた課題や宿題を与えたりして学びの機会を充実し、学ぶ力を育成する。外国語に触れたり、外国の生活や文化に親しんだりする学習を展開する。これらの学習を支援するためにALTを招致し、各学校に派遣する。

次に、豊かな心と言葉の育成では、道徳教育を大切にして、生きる力についての自覚を深め、道徳的実践力を高める。山と川、緑に囲まれた環境の中で自然体験活動を取り入れ、環境や自然を大切に作る心、思いやりの心を育てる。地域の文化財や伝統文化、多くの風習、さらに経験豊かなたくさんの方々、これらのもの・こと・ひとを教育活動に取り入れ、豊かな心を育成する。全教育活動を通して言語環境の整備を図るとともに、朝読書や読み聞かせ

など、読書活動の充実を図る。学校と家庭との連携を密にし、基本的な生活習慣や生活様式の徹底を図るとともに、規範意識を高揚する。

健康な体と強い意思の育成では、教育活動の中に心身を鍛える場を意図的に設定する。健康な体と心を育むために、保護者や地域社会、関係機関との連携を深める。学校給食共同調理場と連携を図り、好ましい食習慣を身につけたり、食と健康の知識を持たせたりする。集団体験活動を通し、生活性や社会性や自立性を育成するとともに視野の拡大を図る。自らの健康と安全は自らが守ろうとする意思や態度を育成する。

信頼される学校づくりでは、地域に根差した魅力的な教育の展開を図り、児童・生徒の志を育てる。地域人材の積極的な活用を図り、地域学習を充実するとともに、社会の変化に対応した教育を推進する。地域に開かれた学校を目指し、学校経営に地域の意見を取り入れるとともに、学校評価を工夫し、その成果を地域社会に公表する。自己課題を明確に持ち、研鑽に努めるとともに、教育公務員としての倫理観と使命感を一層高め、信頼される教職員の育成に努める。安全対策や環境に配慮した施設設備などの整備に努める。全校にAEDを設置した。

私は、小・中学校における教育は、良識ある人格を形成するための基礎となる大切な義務教育の期間であると考えております。豊かな自然に囲まれた川根地域で育った子供たちが、将来この地域に帰ってまちづくりのリーダーとして活躍してくれることを強く願うものでありますが、たとえこの町を離れ、どこかに行ったとしても、その行った先の地域や職場で、なくてはならない存在として求められるような人間に育ってほしいと考えております。そのためには、常識をわきまえた立派な社会人となるための基礎を培っていくことが義務教育に課せられた大切な使命だと思っております。このようなことから、教育施策の中の学校教育の項目に挙げられた学ぶ力と豊かな知力の育成、豊かな心と言葉の育成、健康な体と強い意思の育成は、どのような子供を育てるかという観点からも重要なポイントであり、そのために信頼される学校づくりはどうあるべきかという点も、極めて重要であると考えております。

次に、複式学級編制の対応について伺うとのことですが、榛原地区においては小学校が17校あり、現在、複式学級を編制している小学校は牧之原市立片浜小学校の1校です。牧之原市立片浜小学校の全校児童は43名で、2年生9名と3年生3名の複式学級となっております。また、島田市においては、小学校18校のうち、全校児童52名の相賀小学校、全校児童28名の伊久美小学校、全校児童41名の湯日小学校の3校が複式学級を編制しております。本町においては、全校児童64名の中川根南部小学校が来年度複式学級を編制する状況となっております。

全校児童数についてですが、中川根第一小学校が69名、中央小学校が75名、本川根小学校が92名となっております。現在、各学年40人台、50人台、60人台の児童数となっておりますが、今後は、年度により多少の差はありますが、40人台、30人台、20人台の児童数となる可能性があります。

本町は東西約23km、南北に約40kmと細長い地形であり、自然的条件に恵まれておらず、通学に時間を要することとなっております。中川根南部小学校においては、牧之原市立片浜小学校を視察したというふうに聞いております。9月29日には教育委員会の皆さんが島田市内の複式学級編制の小学校を視察するとのことでありました。

今申し上げましたように、本町における小学校4校を見て見ますと、少子高齢化が急速に進む中で、いずれの学校も小規模化し、中川根南部小学校においては、来年度には複式学級を編制するという状況になっております。これは、青森県弘前市の報告書をたまたま手にしたものですから、これによりますが、これは青森県の例とはいえ、子供が小学校、中学校に通ったころ、私どもが北小学校でPTA時代によく議論したこととも共通するものでありますし、全国どこでも、いつの時代にも共通する課題であると思っておりますので、参考までに申し上げたいと思っておりますが、複式学級の長所として、複式学級においては、児童・生徒に自学自習の力がつく。異学年による学び合いにより、上の学年の理解の定着や下の学年へのモデル提示を図ることができる。小規模な教職員組織であり、共通理解を図りやすい。児童・生徒の実態を把握し、きめ細かな指導ができる。学校が拠点となり、地域の連携が深まりやすい。教師と子供や保護者との心のつながりが保ちやすいが挙げられております。このうち、1と2については、児童・生徒に自学自習の力がつく、あるいは異学年の学び合いにより、上学年と下学年との関係でありますけれども、については、複式学級の効果と言えるでしょうが、それ以下については、小規模校であることの長所とは言えても、複式学級であるがゆえの効果とは言えないのではないかなと思っております。

また、複式学級の短所としては、1つ、2つの学年が同じ教室授業を行うため、時間を半分に割って指導することなどになり、学力の向上、定着が難しい。また、教科などの使用内容に制限がある。例えば、音楽の合唱ですとか体育のゲームなどということでありました。2つ目として、教師の負担が非常に大きく、苦勞している。3つ目として、人間関係が固定化されてしまい、集団生活における適応能力が育ちにくい。4つ目として、部活動の選択肢がない。5番目として、職員が少ないことから、教師1人の役割が多くなりがちであるというふうになっております。ここでも、3つ目以下については、小規模校であることによって起こる問題だと言っているとも思われます。また、小規模校であるがゆえに児童・生徒にきめ細かい指導や教職員の共通理解が図りやすいなどの長所がある反面、人間関係が固定化され、序列化が進み、切磋琢磨する経験も減少し、集団生活能力が育ちにくく、部活動の数も制限されるなど、子供たちの新しい能力を引き出していくことが難しいとも言っております。

現在の本町の小学校、中学校ともに小規模校であり、いずれもが近い将来複式を避けては通れない状況になっております。父兄の方々も子供の教育に関して心配されているところは、小規模校の抱える短所になると言えると思っております。

現在、南部小では複式学級を編制するという方向で進んでおりますので、複式学級編制による教育の実践を通して、児童にとって最も効果が上がるような複式学級のよさが生かされ

るような学校教育のあり方を目指していただきたいと願うものであり、そして、そのための家庭、地域、学校の良好な連携が保たれる関係を築いていただきたいと願っているところがあります。そして、その中で南部小学校の先生方、御父兄の皆様、地域の皆様方で南部小学校の将来をしっかりと議論していただきたいと思っております。もちろん、行政としても次代を担う子供たちをしっかりと育て上げる責任を負わされておりますので、今の段階で行政としてできることをしっかりと行うことはもちろんであります。川根本町にとって、あるべき学校教育の方向性をしっかりと考えていかなければならないと考えております。

以上、最初の回答にさせていただきます。

議長（板谷 信君） ここで暫時休憩といたします。再開は1時です。午後1時から、また団体の傍聴の予定もありますので、そのところをずらしたくないもので。

それでは、休憩といたします。

休憩 午後 零時08分

再開 午後 1時00分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

2番、太田議員の一般質問を継続します。太田さん、お願いします。

2番（太田侑孝君） 午前中、町長には相当丁寧に御返答いただきまして、ありがとうございました。

行革の中で、それこそ今月の9月28日には、今年第1回目の行革の委員会が開催されますが、その前に、川根本町行政改革推進本部というのが立ち上がっておりますし、それから川根本町行財政事務改善委員会というのが庁舎内で行われてきていると思っております。最近、役場内で開催されたとか、内容につきましてお聞かせいただきたいと思っております。お願いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 推進本部でございますけれども、これは課長と私、副町長で議論するものでありまして、毎月1回課長会議の後に行革推進本部ということで本部会議を開いております。

最近のお話でございますけれども、資料を持ち合わせていないので、すぐ出てこないんですが、行革で進めていることの経過と、それから今後についていつも話し合っているんですけども、前回どういう内容だったのか、ちょっと頭に出てきません。申し訳ないですが。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それで、今度また行政改革推進委員会が行われるんですが、その内容は主に行政評価の関係で外部評価について具体的に入っているわけでありまして、その進展についてはいいと思うんですけども、質問でしましたように、行政改革5カ年計画のうち、

残り半年になっておるわけです。町長は来年からも引き続き継続していくというような意向であったと思いますけれども、実際には23年度以降の行政改革については、あと半年ですから、その計画を策定する期間に充当しなければならないという期間に入っておりますので、その辺の考え方、準備についてもう少し細かく質問しておきたいと思います。お願いします。

議長（板谷 信君） 町長。
町長（佐藤公敏君） 来年度も引き続き行革を進めていくということで、今の体制を続けていきたいというふうに基本的に考えております。

それで、新たな計画といいますか、集中改革プラン、これを作成していかなければならないというふうに思っております。これが、これから年度末に向けての一つの大きな作業になってくるのではないかとこのように思っております。推進体制につきましては、次年度以降、現在の体制を維持、充実させていく、そういう形で進めていきたいというふうに思っております。

それから、今回の試行的に行う外部評価については、現在の行革推進委員会の皆様方をお願いするわけですが、外部評価委員についても、推進委員以外という中でも考えていきたいというふうに思っております。

それから、現在の任期が23年8月25日までが行革推進委員会のメンバーの任期になっているようではありますが、そこら辺で今までやっていただいた方も含めて、新しく加える人もあるかと思っておりますけれども、それは年が明けてから検討していきたいというふうに思っております。町の組織としましては、行政改革の着実な推進体制の職員の配置ですね。現在、行革推進室に2名置いておりますけれども、そこら辺も引き続き必要なのかなというふうに思っておりますけれども、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 23年度からの行政改革の大綱をまたつくっていくということにつきましては、これは総務省の関係でいきますと、もう各自治体の自主性によってというようなことですが、これはいい意味でそれぞれの自治体が行政改革にいろいろなノウハウの面でも定着してきたという意味で、つけ加えて言うならば、自主的に町の特長、状況を生かした行政改革に取り組んでいけというようなことであろうかと思っておりますので、要望事項として、町に合った柔軟なものを織り込んだ新しい行政改革大綱をつくっていただきたいし、集中改革プランを構成していただきたいと思っております。多分、今まで79項目ですか、やってきたけれども、同じようなことはまた追跡しなければならないかと思っておりますが、ぜひその辺は取り組んでいただきたいと思っております。

それから、6つの施設の関係で、これは苦言といいますか、あるんですが、今年行われた行革で副町長にお願いいただいたんですけども、6つの施設の関係で行革の委員会の中で、言うなれば音戯の郷あたりは時之栖と連携したらどうかとか、あるいは資料館やまびこあたりは静岡市が井川へ抜ける道路の調査に入るというようなことで、先を見通してというよう

な話もありましたし、また、その後は中国浙江省の龍泉市の方をお迎えして茶茗館と奥大井の方へ案内されたときに、茶茗館での天空のお茶のラベルが気に入ったとか、おもてなしを喜んだとかいうことがあって、そういうお話を行革の中で副町長がお話しされたものですから、どうも答申したものとぶれているのではないかなというような感じで委員長がお受けとめなされて、その後の委員長の言葉に苦言めいたこともありましたものですから、くれぐれも答申の意向に沿った形で厳しくシビアに進めていっていただきたいと思いますので、ぜひ施設のことは、そのような取り組みについてお願いしたいと思いますので、一応副町長に意見をお聞きしておきたいと思います。

議長（板谷 信君） 副町長。

副町長（小坂泰夫君） ただいまのお話は、6月15日の中の行革委員会のお話かと思うんですけれども、この中で、私は例えば音戯の郷について、これは例えの中、もりのいずみの中で、そういう中で時之栖が出ておるといような、そういう状況もあるよという中でお話ししたところで、誤解を生じたところがあればおわび申し上げたいと思うんですけれども、行革の中で答申の中にあるのは、例えばアートセンターのような形の中でNPO等のそういうような活用方法というようにも御指摘というんですか、そういう中にある中で、NPOの活用方法という、そういう一例の中で出させていただいたというふうに御理解いただきたいと思います。

もう一つ、音戯の郷につきましては、これは龍泉市から浙江省の役人の方が来られたわけですが、その中で大変気に入っていただいたというのは、ただいま現在やっておられる茶茗館においての天空のお茶の黒と赤のラベルの中の、その出された中で、黒のほうを非常に、作法も含めた中で大変気に入っていただいたと。そういう中において、黒ラベルを云々ということではなくして、お茶については一つの作法というんですか、そういうものが非常に喜ばれたということを出させていただいたということでございます。

ただ、もう一つの静岡の井川までの街道については、現在の中で検討の段階に静岡市が入られたという事実をお伝えしていただいた中で、これがずっと今後に大きな影響を与えるというような表現ではさせていただいていないというふうに私は思っておりますけれども。

以上ですが。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 先ほどの直近の行政改革推進本部、会の内容でございますけれども、協議事項でございますけれども、アイデア型提案の事務改善部会での検討結果についてということでの報告を受けております。

それから、第2回アイデア型提案の募集ということで、9月15日から第2回目の募集を行ったわけでありまして、その提案についての説明を受けております。

それから、行政改革の継続推進についてということで、再確認という意味で話し合いをいたしております。

そのほか、現在の事務事業評価について行革室で進めているシートの関係ですね。今回、外部評価を試行的に行うということで、その事業について評価シート、これの取りまとめを行っている、そういう状況についての説明等がございました。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 次に、耕作放棄地の関連で質問させていただきますが、従来、耕作放棄地につきましては、いろいろな県の関係とかで耕作放棄地再生利用対策事業費補助金交付要綱とか、従来のものはあるんですが、つい最近、ストップ耕作放棄地という、このチラシが全戸配布で配られております。これは新しい放棄地に対応するもので、なかなか内容は読んでみるといいかとは思いますが、しかし、なかなか農家のそれぞれの方にすると、どうも取っつきにくいというか、わかりにくい。身近な放棄茶園に対して、どうこれがつながっていくのかということがわかりにくいようなことがあって、戸惑いが多いのではないかなというふうな感じを持っています。

実は、この辺のことは、気がついた方は申請したり、役場へ来ればわかるわけでありまして、私がこれの関係で質問したいというのは、各自治会で川根本町農政推進会議の推薦についてという各自治会が要請を受けまして、この議員を推薦して、もう産業課へ出してあると思います。この川根本町の農政推進会議員の役割、仕事についてお尋ねしたいと思いますし、もう1点は、新しく農地法が変わりまして、農業委員会が年1回農地パトロールをすることもあります。これは、実際にどんなことができるのかお答えいただきたい。

それから、もう1点は、遊休農地の所有者等に対しては農業委員会が指導、勧告などを行いますというようなことで、指導、勧告というのは、もう既にこれは始まっているわけですから、どんなことをどうやろうとしているのかということをも具体的にわかりやすくお聞きしたいと思います。お願いします。

議長（板谷 信君） この後、1問ずつにしてください。

3つ、それでは答えてください。産業課長。

産業課長（鈴木一男君） ただいまの質問ですが、まず初めに、推進委員の役割ということですが、今度9月30日に会議を行う予定になっておりますが、そこで区の区長さん方にたびたびお世話になっているんですが、そういう関係で、農業関係はそういう推進委員を通して地区のことはやっていただくということで、区長さんの仕事の軽減ということも考えまして、農業全般について協議していただく委員であります。その中には耕作放棄地も当然含まれております。

それから、農地パトロールですが、農業委員会で国の方から年に1回は必ずパトロールしなさいということで、昨年あたりも南部と北部と2回に分けてパトロールは実施してきている経緯があります。それで、耕作放棄地の状況等も見ながらということでパトロールしております。

それから、農業委員の指導、勧告ということで、農地法が昨年12月に改正されて、農業委員会の委員の耕作放棄地に対する指導、勧告、そういうものをやりなさいということで義務づけられましたので、耕作放棄地の面積の把握とか、そういうことを今までやっていただいていたんですが、これからは耕作放棄地の、新たな放棄地が出たら農業委員さんに調査してもらったり、行っていただいて、町の方の農業委員会にその耕作放棄地を登録とか、指定していただいて、このストップ耕作放棄地にあります後ろのこういう補助事業で、国の補助事業がここに書いてあるんですが、これにつけ加えて、町の単独の補助事業をあわせて解消していくような方向に持っていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 午前中の町長の答弁の言葉の中にもあったんですが、地区協議会を設置という文言が、農地委員会に絡んで、そういうことがあったと思いますが、地区協議会の設置と言いますが、協議会というねらいと運用ですか、それをお聞きしたいと思います。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 地区協議会というのは、川根本町の耕作放棄地再生利用対策事業費補助金の中に地区の協議会を設置すれば補助金が受けられます。年、定額で最大で20万円ですが、先ほどの町長の答弁にもありましたが、長期的に耕作放棄地をなくすには、地区で協議会を設立していただいて実施するのが一番の方法だと思いますので、そういうことでソフト事業として、町単独ですが、この推進事業の地区協議会を立ち上げるという事業を載せてあります。

また、国・県の交付金の事業、これも上限はありますが、100%補助ということで、障害物の除去とか土壌改良、営農定着の事業とか、そういう事業に100%の国の補助があります。それから、それにつけ加えて町の補助事業ということで、その耕作放棄地、もし1反歩あれば、その周辺を1町歩まで、1町歩の周辺の小規模基盤整備も含めた補助事業の要綱を設定してあります。10分の7ですが、そういうことで放棄地を解消していきたいと思っております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 今までお答えいただいた関係は、県とか国とかの耕作放棄地の補助金関係の対象のものなんですが、規制緩和、ストップ耕作放棄地で書いてありますように、県の耕作放棄地の再生を応援しますと書いてあるんですが、国の事業でもあるんですが、ただし書きで、自分の農地を再生する場合は、再生作業は補助対象外ですということで、自分ではこれはできないわけです。借り手があって、借り手が再生していくという場合に事業としての補助金が生きてくるわけでありまして、一方では、農作業常時従事者以外の個人もJAを通して土地を借りることができるというように、畑を借りるときの条件が緩やかに

なって、どなたでもある程度借りられるようになってきているわけです。耕作地の放棄されたものをどう生かしていくかというのは非常に重要な観点でありますけれども、これ以上深い、掘り下げた協議ができない状態にあるわけなんです。私は、そちらの方を少し町長にお聞きしたいと思っているんですが、つまり茶園放棄地をどうするかということです、放棄茶園を。

実は、私は議員活動として、軽トラに乗ったり、50ccのスーパーカブに乗って町内を歩いているんですが、北の方から言いますと、小長井とか田代あたりはないんですが、上岸の上の段とか、それから坂京の方へ行きますと放棄茶園が目立ってきます。それから、下がってくると青部に目立ってきます。徳山にあります。さすが藤川あたりは少ないわけなんです、徳山を経過して、水川も少ないんですが、高郷の山伝いが増えてきています。それから、八中に増えています。それから、梅高も山の根っこが相当放棄されて、栗の木を植えたり、いろいろされているんですが、昨日あたりはイノシシと猿が襲撃に来ております。そんな状況です。南に行きますと、下長尾とか久野脇、瀬平はありませんが、横郷の国道沿いが道上、道下ともに放棄されて大変な状態になっておりますし、原山、久保尾も相当放棄が進んでおります。

放棄茶園が多いものですから、特に横郷のあの通りは立派な放棄茶園になっておりまして、あれでは観光客が見ると、さすが名茶園ですねなんて言われるような状態になりかねないので、しかも、これは今年の秋冬番で始末しないと、来年の一番茶、ゴールデンウィークあたりには大変なことになるんじゃないかなと思ひまして、実は地主の方に聞きましたらば、シルバーさんをお願いして刈り込んでもらうように予定はしているということなんです、一番茶の後のならしを1回やるようなものではなくて、2度、3度刈り崩していかないと二重、三重の経費がかかるということです、大変個人でそれを負担していくのは厳しい状況になってきておりますので、耕作放棄地の県と国の補助対象という感覚、制度の中よりも、全く別個な観点で、川根本町として、景観維持も含めまして、その辺をどうしていくかということ迅速かつ至急に別な対応策を講じていただかなければ大変なことになるというようなことで冒頭の質問をさせてもらったんですが、もう一度町長にその辺の具体的な点について、結論は持っていないと思うんですが、考え方一つについても、ひとつシビアに受けとめていただいておりますので、放棄茶園の再生を何とか図っていきたく思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに、太田議員御指摘のとおり、農地の荒廃、これは、農地というのは森林同様、大変多面的な機能を持っていて、国土保全ですとか、あるいは地域の景観を形成するとか、大変多くの、単なる茶園として、あるいは農地としての機能だけではなくて、ほかにも多くの機能を持っております。そういう意味で、殊にここの地域で沿道の茶園が放置状態になっているということは茶産地としてもイメージを大変悪くすることになりますので、放棄茶園の再生を何とか図っていきたく。

ただ、図っていく場合に、これを長期的に茶園として継続していくための担い手をどうしていくのかという問題が大変大きくかかってくるんだらうというふうに思っております。それと、それぞれ所有者があることでもありますので、まず所有者のお考えというようなこともございますけれども、了解が得られて、仮に茶園なら茶園、あるいは別の転換作物ということで新しい道があり得るとしても、引き続きやってくださる、そういう方々をどのように育成していくのかというような問題が1つ大きな問題もあると思いますので、そういう意味で、そういう方々が農業の将来に希望を持っていただけるような、いろいろな多面的機能を生かした、6次産業化というような流れもございますけれども、そういう方向も検討しながら、何とか農地が農地として継続できるようなことを考えていかなければならないというふうに、大変切実な問題だというふうには認識しております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 同じケースといいますが、実は私の梅高地区でも相当、家の周りに2反歩近く茶の木をこいで積み上げて整理整頓して、サツマイモをつくったり、サトイモをつくったりして、ちょうど今、収穫期に入っているんですが、つい2、3日前に全面的にイノシシに掘られてしまったと。梅高の上部のほうになるんですが、茶園の中で栗を栽培したり、自然薯をつくったりしているんですが、これもやはりイノシシと猿につきまとわれまして、獣害といいますか、そういった動物がどんどん下がってくるわけです。これは、今まで話してきた2年間放置して認定された耕作放棄地というような悠長なことは言っている状況ではないものですから、できるだけ産業課の皆さんにもそういう情報のもとへ走って現場を見ていただきたいなというふうをお願いをしておきたいと思います。

それから、もう1点は、有効な農地の使い方として、ぜひお考えいただきたいのは、放棄茶園を役場へ申請すれば、まとまった面積で茶の木をこいでいただいて、5坪とか10坪の区画をしていただいて、貸し農園として町内外の方々に貸し出して有効利用していただく方法というのはとれるのではないかなというふうに思うんです。

代替というか、ほかの作物に、転換作物で埋めていくというのは、なかなかこれは厳しいんですよ。一つのテストケースとして、一定のところでもまとまった茶園であれば、モデルケースとしてこいでいただいて、区画整理をして貸し農園として貸し出してみるというようなことも、できればそういったテストケースを実際にやってみるというように、踏み込んだ企画をぜひ御検討いただきたいというふうに思います。それだけ要望にしておきます。

次に、教育関係でございますが、もう1点だけ町長にお聞きしておきたかったんですが、小学校は確かに小規模で複式の学級ということで問題になっているんですが、中学が2校で、やはり人数も先ほどおっしゃったとおりなんですが、一番困るのは部活の構成ができないということで、小学校の児童の学校での生活と中学生とは全然質が異なってくるわけです。進路の関係とかスポーツの関係とか拡大しますので、同じような統廃合の問題も小学校レベルと中学校レベルでは全然異質なものであるというふうに考えますので、特に今、本川根中

学と中川根中学と2校になっていますが、この辺の統合ということについて、お考えがあれば伺いたいと思います。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） よりよい教育環境の中で勉強していただく、それはクラスの数ですか、あるいはクラスの中の構成する人員、生徒数ですよね。そういうもろもろの状況、それから通学の距離、あるいは時間の問題、それらを考えあわせた中で最もいい環境の中で、この地域として提供できる最もいい環境の中で勉強をしていただく、そういう中で地域への思いも養っていただく、そういうことが大事だというふうに思っております。

現在、野球もやりたい、サッカーもやりたい、いろいろな部活動もやりたいけれども、学校が小規模であるがゆえに部活動もある程度制約された中でやらなければいけないという状況でございますので、これは今後の問題として、当然学校の統廃合というようなことも検討をしていかなければならない時期が来るんだろうというふうに思っております。いつというような具体的なお話にはまだ至っておりませんが、将来の問題として、そういうことも当然議論し合える、教育委員会等でも当然議論していただきたいと思っておりますし、町としても、そういう検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） それからまた、ちょっと重複するかもしれませんが、南部小学校の複式学級編制が始まるわけでありますが、それにつきまして具体的に課長にお聞きしたいと思うんですが、南部小学区の保護者の皆さん、あるいは来年の1年生に上がってこられる保護者の皆さん、PTAの皆さんというようなところへの、先ほど複式の長所、短所というようなことも町長からいろいろお話があって、大変参考になると思うんですけども、確かにそうなんですが、それをどういうふうに保護者の皆さんに、あるいは近隣の皆さんに伝えていくかという、そのプロセス、説明会のつけ方とか、共通認識を持っていただくような機会づくりというのが非常に重要になってきますので、多分それは来年の3月末までに行わなければならない教育委員会の務めだと思いますけれども、その辺の計画はお持ちでしょうか。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） ただいまの太田議員の質問にお答えします。

間違いなく南部小が来年度から複式学級編制になるということで、南部小は校長先生が先頭に立って榛原地区では唯一の片浜小学校に父兄を連れて視察に行ったと。そして、もう一度行くということをお聞きしております。そしてまた、月1回の校長会があるんですけども、その中でも南部小の校長さんとか、ほかの校長さんともお話しはしておりますけれども、もう南部小は動いてくれていまして、教育委員会サイドでも今度、先ほど町長の答弁にもありましたように9月29日に島田市の複式学級をやっております相賀小ですか、あそこへ視察に行くことになっておりまして、今、太田議員言われましたように、PTAというか、保護者との話し合いというのはまだスケジュールは決まっておりませんが、また南部小の校長

さんと話をして協議をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 続けてお聞きしたいんですが、中央小、第一小、本川根小学校とあるわけですが、御存じのとおり少子化でだんだん減ってきておりますので、児童統計数あるいは幼児数の統計から、次に予測される複式学級の小学校の発生ですね、その辺の予測についてお答えいただきたいと思えます。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） 来年度南部小ということなんですけれども、もうちょっと調べまして、23年度入学、24年度入学、25年度入学とかも調べてありますけれども、推測ですけれども、これはひょっとして、ないと思うんですけれども、経済の情勢が変わったときにこちらへ移住してくる方がいれば、また変わるかと思えますけれども、最初に南部小、その次に第一小、そして中央小、最後に本川根小学校になるのではないかと考えております。

以上ですが。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） もとへ戻りまして、南部小なんですけど、当然もう現実的に13名で複式で大体勘定されていると思うんですが、先ほど町長のお話の中にもあったように、授業をする先生がなかなか困るんですよね。戸惑いがある。授業も、同じ授業、算数とか、いろいろなものを極端に分けなければ教えられないとか、道徳とか国語とかいうものは大体一緒にできると思いますが、いろいろ状況が変わってきて、多分学校の先生方の配置の問題とか経験の問題があって、もう既にこれから始まる教職の人事異動にまで影響されてくるかと思うんですが、プラス支援関係、講師の関係というのは、もう今のうちから用意されているでしょうか、確認しておきたいと思えます。

議長（板谷 信君） 教育総務課長。

教育総務課長（羽根田泰一君） ただいまの質問ですけれども、南部小については、先ほど言いましたようにまだ校長さんと話しているレベルでありまして、また県の教職員の人事も今からまた、10月の下旬からですか、ヒアリングもありまして、その中で詰めていくことになるかと思っております。

以上ですが。

議長（板谷 信君） 2番、太田君。

2番（太田侑孝君） 従来、こういった問題はなるべく学校区の中でそっと静かにクリアしていこうというような傾向が行政的にも強かったわけなんですけれども、できるだけ開かれた状態で保護者の皆さん、地区の皆さんとコミュニケーションを深めて、共通の認識を持って円滑にそういったことが推進されるようお願いしたいと思います。

冒頭申しましたように、本当に地域がすたれる中で元気よく頑張ってくれているのは子供

たちですので、ぜひその辺はお願いしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（板谷 信君） これで太田君の一般質問を終わります。

続いて、8番、中澤智義君の発言を許します。8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 通告に基づき一般質問を行います。

私は、千頭温泉を取り上げております。一般質問に入る前に、千頭温泉事業を進めている中で、先日、不幸な出来事が起こりました。大変遺憾であります。お亡くなりになった方の冥福をお祈りいたします。今後、二度とこのような不幸な出来事が起こらないよう、関係者一同に反省と指導と対応を強く求めるものです。

私は、千頭温泉について、平成21年度並びに平成22年度、今日に至る事業について町民の理解を得るために千頭温泉に対する行政当局の考え、御判断をお伺いいたします。

千頭温泉事業は、旧本川根町時代の事業で、私たち旧中川根町の人たちには千頭温泉事業について経緯や概要がわかっていません。そこで、まず最初に千頭温泉について、この事業を起こす背景をお聞きしたいと思います。旧本川根町時代には寸又峡温泉、接岨温泉、白沢温泉と3つの温泉を持っていたのに、なぜ千頭温泉に着手しなければならない必要があったのか、また、必要となった背景は何か、お伺いしたいと思います。

次にお伺いするのは、千頭温泉を掘削し、加入者に配湯、給湯に至るまでの事業費はどのくらいかかったのか、また、この温泉事業に当たり、県・国からの助成はどのくらいあったのか、重ねてその点もお尋ねいたします。

次に、自噴もなく成分も少なく25以上の温泉を保つ温泉として認められています千頭温泉は、地域周辺の活性化の活力とするために掘削し、加入者を募って給湯したと聞いていますが、平成11年8月11日に完成して給湯を開始し、これまで10年が経過しています。千頭温泉は地域周辺の活性化の目的、大義に対し大きく貢献しているのかどうか、お伺いいたします。

千頭温泉については、まずこの3点を行政から返答いただき、残りは一問一答でお尋ねいたします。

もう1点取り上げておりますブロードバンド事業についてですが、先ほど3人の同僚が質問しておりますので、質問について重複していますので、重複した部分は省略いたします。

その中で、小藪議員も言うておりましたが、8月25日、私も道志村へ検証に行っていました。1年前導入し、今、住民が使っているということでありましたので、どのように使われているか、住民の声を聞いてきました。大変驚いたことに、行政や業者の言っていることと利用している住民の声の違いに驚きました。ないよりはある方がよい、これから入れるなら、あなたたちは考えたほうがよいよと、そういう声が多くて、これは行政の方でも検証する必要があると思うのですが、いかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

さらに、先ほど市川議員の質問に町長が答えておりましたが、ただいまやっております地

域説明が終わりましたら住民の意向を問うということでございましたが、恐らく住民の意向を問うても、賛成する人は、あるいは何%、反対する人が何%、わからないと答える人が何%と、非常に判断に苦しむことになるんじゃないかと思いますが、その辺のことについてはいかがなものでしょうか。例えば、賛成が30%、反対が30%、わからないという人が40%となったら、そのときにはどんなふうを考えるか、そうしたことをお答えしていただきたいと思います。

それから、私たちが導入しようとしているブロードバンド、全国3,000市町村ある中でわずか12市町村しか導入しておりません。こんな便利なものなら、なぜもっと使わないのか、導入しないのか、私は大変疑問でなりません。この辺は行政はどのように考えているのか、まずこの3点を聞き、また後ほど質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） ただいまの中澤君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 中澤議員の質問にお答えいたします。

まず最初に、千頭温泉の経緯と概要についてということであります。

千頭温泉は、昭和30年代からの千頭、小長井地域を中心とする中心域の活性化を図るべく、再三にわたる商工会や一部町民の強い要望のもと、開発されたものであります。

昭和35年には商工会が発足、その後、中心部の千頭、小長井地区商店、旅館、地区住民が一体となり町中心部の活性化を図るため、温泉の引湯に取り組んできました。昭和36年には前山地区から温泉を引き、小長井地区の住民有志で千頭温泉娯楽センターを開業、昭和43年には10軒ほどの旅館組合が発起人となり、県・町からの補助金により小長井地区に温泉ボーリングを行ったが、豊富な湯量が出ず、町中心域の整備開発の一環として、また活性化を図るべく、昭和63年5月、八木地区にボーリングを実施しましたが、泉質は良好であったものの、量的な問題もあって中心域への引湯を断念して、もりのくに構想を策定し、平成3年6月、八木地区に白沢温泉もりのいずみがオープンしました。

以後、中心域の温泉開発については、商工会や一部町民の要望も強く、平成6年9月、温泉源調査が開始され、本格的な中心域の温泉開発事業がスタートしました。結果、ポンプを1,008mに設置し、温度33.5℃、湯量毎分120ℓの単純温泉が平成9年3月に湧出。現在、3軒の旅館と1軒の入浴施設、これは民間でございます。そして、公共の入浴施設、合わせて5つの事業所が温泉を利用している状況であります。千頭温泉のポンプ設置以降、平成14年には故障によるポンプ取り替えを、また平成21年9月には揚湯量が減少したために、ポンプの入れ替え工事をしましたが、4カ月足らずで故障して現在に至っているという状況でございます。

合併前の本川根町時代は観光立地を掲げ、千頭駅前を奥大井の玄関口として位置づけ、整備を進めてきた経緯もございます。千頭温泉の開発は、町の中心域の活性化を図るべく住民からの強い要望もありましたが、温泉受益者ばかりではなく、交流人口の増加は周辺の商店、飲食店への波及効果も大きなものがあり、地域の活性化には必要不可欠な施設と考えて進め

てきたところであります。今回、9月の補正でお願いしました調査に至っているという状況でございます。

温泉にかかった経費でございますけれども、この辺については、後ほど課長の方からお答えをさせていただきたいというふうに思います。

次に、住民説明会、ブロードバンドの関係でございますけれども、本日現在、17の会場で22地区の住民説明会を開催しました。出席された住民は合計で378人となります。今後、5会場6地区の説明会が予定され、さらに祭典などの都合により10月下旬と言われている地域もでございます。

全体的に感じることは、高郷、徳山、千頭にあるN T T中継局から近距離、または地名地区のようにインターネット環境が比較的良好な地域では、現在の情報通信の状況にある程度満足されている住民の方が多いと感じました。また、中継局から遠距離になるに従って、説明会への出席率も向上して、質問や意見を通じて町の計画に期待するものを感じております。しかし、全体的には出席者が10%にも満たないわけですので、住民への事業に対する周知が深まったとは考えにくいものがあります。数地区合同で説明を開催したある地区では、独自にアンケートを実施し、事業についてわからないという意見が多ければ単独での説明会の開催を要望されるという地域もでございます。

このようなことから、必要があれば今後とも説明会の開催を継続していきたいと考えておりますが、とりあえずまだ説明会を行っていない地区での説明会開催を考えております。この住民説明会の開催とともに、先ほどの小藪議員の御質問にもお答えしましたように、議会に対しては告知端末機の比較検討など、別の形で説明をしていきたいというふうに考えております。

それから、冒頭の答弁としては予定してございませんでしたけれども、告知放送について、設置目的と、それからユーザーの利用者の間にずれがあるのではないかというお話がございました。4名の議員の皆様方が設置後の状況を利用者の立場でどのように感じているのかということ調査されたということで敬意を表したいというふうに思っておりますけれども、いろいろメモられたものも拝見させていただきまして、なかなか目的としたようには利用されていない面がある。せっかく目的として、こういう効果があるだろうということで設置したけれども、現実には活用されていない、利用されていない、それだけ効果が上がっていないというような実態が多くあるというような報告をいただいておりますけれども、要するに情報の機器というのは使う側の意識の問題というのも大変大きいというふうに思っておりますので、そこら辺も十分頭に入れさせていただいて、今後の計画には当たっていききたいというふうに思っています。

今の中澤議員の質問に対して、冒頭いただいているものとちょっと違っている部分もありますので、十分な答えになっていませんけれども、この後のやりとりの中で詰めていければというふうに思っています。よろしくお願いたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） ただいまの御質問の中に千頭温泉に係る開発の経費ということで御質問ありましたが、私の方からお答えをさせていただきます。

温泉源の調査からポンプ設置までの経費が、これは温泉源の調査、それから掘削工事、ポンプ設置工事ということでありますが、この経費が約2億1,600万。それから、配管工事が次でございます。これは、設計費、配湯管工事、それから引湯施設の整備ですが、これに約1億2,500万。合わせまして、当初にかかった経費が約3億4,100万ほどかかっております。その後、平成14年4月にはポンプが故障したということで、ポンプの取り替え工事を行っております。ここでは約2,540万円ほどかかっております。また、最近になりまして21年9月、ここで揚湯量が減少したということでポンプの入れ替え工事を行っておりますが、ここでは約493万5,000円がかかっておりまして、現在までに合計で3億7,160万円ほどかかっております。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 千頭温泉は、ただいまもお話ございましたとおり、給湯を始めて2年4カ月後の平成14年1月9日に揚湯ポンプが停止いたしまして、3カ月半、千頭温泉は停止しておりました。ただいま、そのときの費用が2,540万ということで出ていますが、このときの原因は何だったんでしょうか。そして、その間はどのように対応していたのか、お尋ねいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 平成14年4月のときのポンプの故障ということでありますが、これはポンプの単なる故障というようなことで、ポンプの磨耗というんですか、そういったことだと聞いております。

議長（板谷 信君） 8番。

8番（中澤智義君） その間、止まっていたときの対応はどうしていたか。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 休止をしていたというようなことでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 平成14年の事故中、千頭温泉の水質分析で、開始当時あった33.5の温泉の温度は25.3に8低下しております。掘削当時なかったメタンガスが確認され、開始当初よりは成分が濃くなっていると、そのような報告もあり、地下水汚染物質である硝酸イオンが増えているということも判明しております。開始当時、揚湯量が120あった温泉は、このとき3分の1に減少いたしました。湧出状況は3分の1に悪化したと、そう聞いております。

千頭温泉は14年5月より再給湯を開始しました。それから7年、先ほど課長からも話がありますが、揚湯能力が著しく減少したために、揚湯ポンプの取り替えを決断、平成21年に493万円をかけてポンプの取り替えを行いました。この辺は皆さんも御存じのことですが、取り替えて3カ月弱、平成22年1月6日に揚湯ポンプが停止、故障となりました。原因はガスロックと言われているのですが、メタンガスは平成4年の事故のときに確認されております。原因がガスロックと言われるということなら、取り替える前にポンプがなぜ停止しなかったか、その辺の見解をお伺いいたします。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 平成14年1月には湧出量の温度が25.3ということで下がったということですが、当初はポンプの設置位置が1,008mの位置にございまして、そのときには33.5 程度の温度が湧出できたと。今回、14年のときには事業所と利用口数ですか、いろいろ勘案した結果、600m程度でも可能というような判断で深度を上げまして610.....幾つですか、そこら辺のところへ設置をしたということで、当然深度にもよりますが、温度の方も低下したと私も考えております。

あと、14年にポンプを入れ替えしてから21年9月に取り替え工事を行ったのですが、この間は故障もなく、7年間の供用ができたということで、21年9月にはポンプの入れ替えのみでいいかという判断でポンプの入れ替えのみを行いました。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） ポンプが故障した原因について、私、ガスロックということを知っておりますので、なぜその前にポンプが止まらなかったのに、後のポンプが止まったのか、その辺の見解を聞きたいと思ったんですが。

（「休憩してもらっていいですか」の声あり）

議長（板谷 信君） ちょっと休憩します。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時58分

議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き再開します。

商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 14年のときの故障の原因はガスではありませんでした。今回の故障、22年1月に止まったときの原因というのがガスではないかというような結論に達したもので、以前のものはガスによる影響はないというようなことだと私は考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） この故障のために、行政は原因究明のために千頭温泉調査委託料224万6,000円を6月の議会に上程し、温泉運搬費192万6,000円とともに調査に着手しました。このときの調査の委託先は中央温泉研究所です。調査の期間は7月20日から7月30日に行われました。その結果を少しお話してください。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 前回の6月補正でお願いしました千頭温泉の調査ですが、原因究明ということで調査を依頼したわけですが、中が非常に汚れておりまして、温泉管の中が詰まっている状態というようなことでございます。また、湧出量もその関係でだんだん減ってきているというようなことでありますものですから、また今回、補正を9月にお願いしましたが、管の清掃を行いまして、その結果、揚湯量がどの程度あるか等を確認しまして、また今回ポンプの修理方法ということを探っていきたいなと思っております。

以上です。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 今、課長に説明していただきましたが、中央温泉研究所の結果、孔内が非常に汚れており、孔内洗浄が必要であると。その上に仮ポンプを設置して揚湯試験を行うよう勧められております。この孔内洗浄と揚湯試験に係る費用は1,362万9,000円です。さらに、その間、施設等に温泉を運ぶために運搬費用163万8,000円、車両の借上料102万、計1,628万7,000円をかけて調査試験が行われます。これは6月の議会で認められております。

さらに、ちょっと課長も触れましたが、この再調査試験の結果、温泉として、湧水として良好であるということに判断されますと、正式に揚湯ポンプ設置工事、さらにガス対策、それらがかかってくると思いますが、恐らく3,000万から4,000万の工事が待っているのではないかと思います。しかし、中央温泉研究所の報告の中で、揚湯ポンプの寿命というのは10年、しかし、8年か6年かもしれないと、そういうことが指摘を受けております。

千頭温泉は、これまでに4回のポンプの取り替えです。私、先ほどの町長への質問に、千頭温泉は周辺地域の活性化に貢献しているかという質問にはっきりした答えが出ておりませんでした。今後またこのようなことが行われても、行政は同じことをこれからも繰り返し、千頭温泉を保持していくのかどうか、その点をお伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 確かに、千頭温泉開湯以来、いろいろな形で財政に負担をかけてきたことは事実でございます。そして、投資した結果が地域にどれだけ波及しているか、波及効果をなかなか算出するということが難しい問題でありますけれども、ある程度の波及はあったというふうに思っております。

ただ、千頭、小長井地域が広くばらけておりまして、その中で点々と5カ所の温泉ということで、温泉地としての一つのまとまった雰囲気がございますので、そこに観光地、温泉

地としての情緒がないというような側面もございまして、なかなか利用者が増えていない。当初はもう少し多くの旅館に引いていただいて、場合によっては新規の方も参入していただけるような、そういうもくろみもあったんだろうと思いますが、なかなかそういう状況にならないで推移しているということで、殊にポンプの故障等によってその都度お金を投資する、あるいは今日のように運搬をしているというようなことで、なかなかその投資効果があらわれてこないという状況にあるわけでありまして。

今回の9月にお願いしました調査は、孔内の洗浄とあわせて湯量、それから温度、これが温泉として供給できるものかどうか、そういうことの、まず調査でございます。一応その先としては、できれば再度揚湯ポンプを設置して供給をしていきたいという思いを持って臨んできているものであります。

ただ、こういうことをいつまでも繰り返すかということについては、やはり町の財政から負担をして、しかも地域の振興ということを目的として進めていくものでございますので、両方の側面からしっかりした判断をしていかなければならないものだというふうに思っております。したがって、今回の調査に入っていく過程の中でも、地域の方ともしっかりとお話し合いをしまして、将来この温泉が復活したとなれば、その温泉をもとにしっかりとお客様の誘致を図ったり、地域の観光関係の方ですとか飲食店等とも連携をとりながら、町の再生、元気づくりに協力をする、そういう関係を築きながら進めていけるような状況をつくっていききたいというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） ただいま町長も地域の波及効果ということを言っておりますが、温泉管理条例には、その第3条に、温泉は町の発展に寄与することということが明記されております。

そこで、川根本町にあります各温泉場の入り込み状況を調べますと、接岨峡温泉は21年度、宿泊が4万人を超えております。町営の露天風呂の入り込みは1万3,611人です。接岨峡温泉は、21年度、1、2月分が報告されておられません。宿泊客が859人、1、2月を前年と同じと見込むと856人、温泉会館の入り込みは1万9,839人です。もりのいずみ・白沢温泉は3万1,918人が温泉に入っており、宿泊は3,131人です。千頭温泉は、20年度の宿泊が1,251人で、20年度は1、2月が報告されていませんが、1、2月を前年と同じとしても746人です。この調査でも、観光客の入り込みに千頭温泉はそんなに影響はしていないと私は判断をするものですが、それでも地域に波及効果があると、そういうふうに思うんですか。町長、お考えをお聞きます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ですから、当初のもくろみから見ると、もう少し波及するような効果を発揮していただきたいというふうに思っておりますけれども、必ずしも期待した効果が上がっていないということは認めざるを得ないというふうに思っています。

近年の経済状態の中で、観光客の数が減少しているというのが最も大きな理由になるかというふうに思っていますけれども、それと千頭地区は元来、工事の関係ですとかビジネス客が利用する旅館でございました。それが、長島ダムが平成14年には終わっていく。そういう過程の中で千頭周辺の方が今までのにぎわいがなくなる。そういう中で温泉に期待をし、観光客の誘致に期待をかけたという部分が強くございまして、そういう中で温泉という問題が町の地域から常に、温泉がある地域が観光客を招く、そのために温泉は大変大きな資源だという思いの中で温泉の引湯を町に要望し、町もそれにこたえたという経過の中にあるわけですが、それが、時代がこのような状況になって、観光に対するお客様のニーズも変わってきた。そういう中で、施設もなかなかニーズに応じられるような状況になっていないというような中で、お客さんが思うように増えていない、そういう事態があるわけでありまして。

その中で、それでも温泉を供給するかというお話でございましてけれども、これは町と利用者との間のお話し合いの中で、温泉が温泉である限り一応供給するという約束で来ている話でございまして。ただ、これをいつまでも継続するということがいかなものかということでございますので、とりあえず今回については何とか温泉、ポンプをつけて供給できるような体制に持っていきたいというふうに思っていますけれども、その後、これからもいつまで繰り返すかということについては、しっかりと利用者とも、あるいは周辺といいますか、千頭地域の方々とも話し合いをする中で、場合によっては供給を廃止せざるを得ない、そういう状況も想定しつつ、対応をしていかなければいけないというふうに思っております。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 大変前向きな言葉をいただいたわけですが、私もそのように考えます。今までの千頭温泉のこのような経過、状況を見てみると、今後は、今度の対応だけで、今後何かあった場合には廃止し、この千頭温泉に頼らない周辺地域の活性化の対策をとるべきではないかと思えます。千頭温泉に係る費用を充てて、活性化のための対策をやったらいいではないかと思えます。なぜならば、この温泉に係る費用は、国も県も一銭も面倒を見てはくれません。そういうことで、1,000万の自分の、自前のお金を出せば国・県でさらにその倍ぐらいの補助金あるいは助成金なんかがもらえる、そういう制度が多いわけですので、そうしたことを考えると、今度何かあったら恐らくもうやめるだと、そこらのことを腹に据えて、議会も行政もかかっていたいと、そんなふうに思えます。その点、もう一度町長に確認したいと思えます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） そういう覚悟で進めてまいります。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） 8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 千頭温泉につきましては、それこそ何か約束事も何もないということ、私たち、非常につかみにくい状況にあったわけです。そうしたことで、きょうの一般質問で町長からそうした前向きな言葉が聞けまして、一般質問をやった甲斐があったと、そう

思います。

私の一般質問を終わります。

議長（板谷 信君） これで中澤君の一般質問を終わります。

続いて、10番、鈴木多津枝君の発言を許します。

10番（鈴木多津枝君） 鈴木多津枝です。

ただいまより、通告に基づきまして一般質問を行います。

最初は、滞納者、滞納額が増え続けている国保税、介護保険料、固定資産税などで減免規定を周知、活用して町民の不安解消に取り組む考えはないかをお伺いします。

具体的には、1、各種滞納者の所得が住民税非課税や生活保護基準以下の割合はどうか。

2、各種減免規定の適用状況はどうか。

3、生活困窮者への減免適用を図るために、具体的な所得基準の創設を行う考えはないか。

4、学校給食費滞納者の所得が当町が就学援助制度適用の基準としている生活保護基準の1.3倍以下の所得の割合はどうか。

5、当町の準要保護基準を1.3倍以下から1.5倍以下に引き上げると、対象者の割合はどうか。

6、他の市町に比べても低い各種救済制度適用を積極的に利用できるようにするために、制度の周知を図り、懸命に頑張っても深刻な状況にある町民の暮らしを応援する考えはないか。

6点について伺います。

次に、官行造林の権利購入の中止を再々、再度求めるものです。

なぜならば、一昨年暮れに行った林野庁との交渉や7月に日本共産党の参議院議員が林野庁担当官に行った聞き取りでも、契約が切れた現在も材価の低迷や搬出の困難さ、伐採後の植林や育林費用が出せないことなどで伐採できない状態の官行造林、また水源涵養林として保たれている官行造林は全国に多数あり、林野庁は平成18年以降は権利購入を強制していないと明言しています。

それなのに、昨年、私が林野庁へ交渉に行って、義務ではない、契約延長で対応できるということを伝えたにもかかわらず、21年度も当町は購入しており、今の議会の決算審査でも、以前は義務だから購入しなければ契約違反で訴えられるなどと説明していたのを、最近では町有林の中にぽつんとあるので、購入して町有林と一体的に管理したいなどと理由を変えて、あくまでも購入に固執していますが、購入しなければどのような不都合があり、購入すればどのような利点があるのか、最少の支出で最大の効果を求められる行政として、納得できる説明を求めます。

また、林道開設工事などでどうしても購入する必要が生じた場合も、今の実勢とかけ離れた高額な材価の見直しを求めてきましたが、林野庁や静岡森林管理署でも価格の見直しは必要との認識を示しており、これまでどのような協議をしてこられたか伺います。

最後は、旧東海パルプ地名発電所を町の責任で保存を図る考えはないかという質問です。

今年100年目を迎えるこの建物が老朽化により安全性が保証できないとの理由で、所有者である地名振興会は、今月内の取り壊しを決めていると聞いています。もとより、あれだけの大きくて古い建物を100年を迎える今日まで1地区の責任で管理してきたこと自体、地名地区の皆さんの愛郷心の強さに敬服するものですが、今回の取り壊し決定がどれだけ苦渋の選択であったかは、地名振興会理事長さんをはじめ、役員や地名地区住民の方々のお話を伺っても、これまで町が貴重な文化財などと言いながら、実際は何もせずに放置してきた無責任さに怒りを覚えるものです。

町長は、6月議会で、町の教育委員会では合併前からこの建物の文化財としての価値や産業遺産としての価値は認識していて、過去何度か文化財保護審議会で保存に向けた調査・研究などを行い、町の有形文化財として指定しようとして、所有者である地名振興会と何度か交渉したが、残念ながら歴代の理事長などの同意が得られず、現在に至った。東海地方で現存する赤れんが建築では9番目の古さで、発電史、開発史、建築史、ほかの生産技術史的、産業考古学的、産業技術史的、そして近代経済史上の評価を得ることができる。7月に文化財保護審議会を開催して、地名地区にある他の文化財、産業遺産を相対的に今後調査・研究していきたい、今の時代でこれを壊すのを黙って見ていたとなると、批判はかなりあると思う。保存を求める声も強く、現在、半年間解体工事を延ばしている状況なので、そんなに時間的な余裕もないが、いろいろな事情などを地名の振興会などに聞いて、情報収集に当たってみたいと思っているなどと答えられました。

この間、どのようなことをしてこられたか、地名振興会に町の責任で保存を図るので、解体を中止してほしいと伝える考えはないか伺います。

以上3点につきまして、町長の御決意を期待いたしまして、最初の質問といたします。

議長（板谷 信君） ただいまの鈴木君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） それでは、鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目の御質問の滞納者の所得や住民税の非課税の割合、生活保護基準以下の割合についてお答えをいたします。

現存世帯で世帯全体の過年度分の税、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の合計滞納税額が40万円を超える世帯がちょうど50世帯となっておりますので、この50世帯の所得と住民税の課税状況についてお答えをいたします。

なお、生活保護基準は世帯ごとの状況で異なりますので、所得階層別の世帯数で答えにかえさせていただきます。50世帯のうち、世帯全員の合計総所得がゼロ円の世帯数は6世帯12%、1円から100万円までの世帯数は9世帯18%、100万円から200万円までの世帯数は17世帯34%、200万円から500万円までの世帯数は12世帯24%、500万円を超える世帯は6世帯12%となっております。50世帯のうち、住民税非課税世帯は9世帯18%となっております。

次に、介護保険料ですが、過年度分の滞納額は50人で276万1,600円となります。介護保険

料は所得段階で保険料が決まっていますので、この50人について、質問にあります住民税非課税者割合を見ますと、本人が住民税非課税者は所得段階が9段階ある中で、1から5段階の方になります。この段階に該当する滞納者は27人で、全体の54%となっています。このうち、生活保護基準以下は所得段階が第1段階となり、この段階の滞納者は1人です。

2番目の御質問の減免規定の適用状況につきましては、今年度は国保税の非自発的失業者の減免申請が10件あり、2名が減免となりました。他の8名の方は減免の対象となる所得割がなかったため、減免とはなりません。介護保険については、適用している人はありません。

3番目の御質問の所得基準の創設につきましては、減免は失業やけが、病気あるいは災害等で所得がなくなり、蓄えもなくなってきて担税力がなくなった場合に行うもので、所得による一律の減免規定は考えておりません。介護保険料についても、同様の考えです。

4番目の給食費滞納者の所得が就学援助制度の準要保護対象としている生活保護基準の1.3倍以下の割合はどうという質問ですが、給食費滞納者の50%となります。

また、5番目の当町の準要保護基準としている生活保護基準の1.3倍以下の1.5倍以下に引き上げると、対象者の割合はどうかとの質問ですが、対象者は75%となります。

6番目の各種救済制度と制度の周知につきましては、税の救済制度には減免と執行停止と不納欠損がございます。減免につきましては、納期限の7日前の申請が必要で、納税相談に来られるほとんどの方は納期限を過ぎてから来られるために、執行停止と不納欠損で救済しているのが現状です。執行停止は、収入状況や総預金、処分可能な財産等の調査をし、納税が困難と判断した場合に行うものです。執行停止をした後、3年間で状況が変わらなければ納付義務が消滅するものです。

なお、相続放棄など明らかに3年後の状況が変わる見込みのない場合は、執行停止後3年を待たずに不納欠損をしております。介護保険など、他の料につきましては、各課担当と連絡し合いながら、同様の処分を行っております。

また、生活困窮している世帯につきましては、税務課、福祉課、生活健康課でお互いに情報交換し合い、可能な救済制度を協議しております。減免規定の周知につきましては、納税通知書に減免についてのチラシを同封したり、広報紙に掲載しております。今後も引き続き同様の手段で周知を図っていきたいと考えております。

次に、官行造林に関する御質問でございます。

鈴木議員におかれましては、かねてより幾たびも官行造林に関する御質問をいただいております。また、国の方にも何度か相談を持ちかけていただいていることも承知しているところであり、常日ごろから気にかけていただいていることや行動を起こされていることにつきましては、ありがたく存じております。

まず初めに、改めまして現在の官行造林地の状況を御説明いたします。

官行造林地の面積のうち、平成21年度末の返地済み面積は約815ha、残っている官行造林

地面積は約218haであります。官行造林地の持分譲渡及び返地については、森林管理署と町との協議により、毎年度、町からの申請により買い受けを行っているところであります。

現在のところ、本年度の持分譲渡を協議しているのは18林班の一部と4林班の一部であります。有償での譲渡を協議しております。18林班につきましては、林道開設を目的に持分を買い受ける予定であります。4林班の一部につきましては、長尾川の上流に位置しており、官行造林地として適正に管理されれば、国土保全や治山上の問題がないと考えられます。しかしながら、その周辺は町直営林になっておりますので、できれば一体的な管理が望ましいと考えております。

議員の1の質問にあります、購入する場合の利点についてですが、既に返地となっている町有林とあわせて流域全体での治山治水の計画を一体的に立案し、事業等の実施につなげ、水源涵養保安林としての機能を保持していくことができます。購入しない場合、事業等が実施されず、水源涵養保安林としての機能や国土保全機能を維持できなくなる場合も想定され、最悪の場合、大規模な災害等につながってしまうことが予想されます。もちろん、官行造林地のままで適正に管理されれば、この点は危惧するに値しません。現実に官行造林地の部分は存在しておりますので、森林整備については適宜要望をしております。

なお、譲渡後は町有林として管理し、収益が上がるものは主伐や間伐して販売も視野に入れた森林管理を行います。

長尾川水系については、町有林としてまとまりがある林地が形成されるわけありますから、F S C森林認証林として環境に配慮し、適切に管理をしていきます。

次の2の質問についてですが、町の官行造林木の評価は、公有林野等官行造林の取扱い方針について、これは昭和29年2月4日付林野庁長官通達、これに基づきまして持分譲渡を実施する時点での立木評価の算定方法により決定しております。このことにより、現在までの権利購入の中で義務的な購入の中止や買い取り価格の見直しについての協議は行っておりません。ただし、毎年度、県町村会を通じ、官行造林地の町への無償譲渡の要望は行っております。また、随時官行造林地内の森林施業を実施するよう要望を行っているところでございます。

大正11年に官行造林契約を締結した際には、資源の確保と村の財政基盤の安定を目途としており、国も収益を考えていたところだと承知しています。時代の変遷とともに、経済的な材価の問題、森林の公益的機能の高まりなど、官行造林そのものを取り巻く情勢は変化してきているわけですが、官行造林契約は双方の約束であることから、現状と今後の展望を国に対し説明し、協議要望を続けて理解を求めていくこととしたいと思っております。

次に、旧東海パルプ地名発電所に関する質問でございます。

鈴木議員から、この間どのようなことをしてきたのかということでございます。

平成22年5月に旧東海パルプ地名発電所の解体工事が開始されるに及び、マスコミがそのニュースを大きく取り上げ、県内外から保存を求める多くの声が上がリ、解体工事は屋根部

分を撤去しただけで工事の中止のやむなきに至ったことは、議員も承知の事実であります。

このような状況を踏まえ、町におきましては、教育委員会生涯学習課において現地の確認を行い、屋根撤去後の発電所の状況や屋根の撤去が発電所本体に及ぼす影響等を調査し、それを文化財保護審議委員会に資料として提供することといたしました。7月15日には文化財保護審議委員会を開催し、審議会委員に現地調査の結果を報告するとともに、旧東海パルプ地名発電所を含めた川根本町に残る貴重な産業遺産等の保存のあり方等についても協議、検討いたしました。旧東海パルプ地名発電所については、実際に現地に行って建物の状況とも見ていただく中で、保存活用等について提言いただくことといたしました。現地に於て建物の現状を確認した結果、既に屋根を覆っていたトタンははがされ、壁に塗られた漆喰ははげ落ち、とても町の文化財として指定して保存できるような状態ではなく、文化財保護審議会委員全員が社団法人地名振興会が決定した解体やむなきとの判断を示されました。

なお、解体後の跡地には地元社団法人地名振興会等が中心となり、発電所跡地にモニュメントや発電所の模型等を設置し、大井川電力関係の歴史の一端を後世に伝えていくことが必要であるとの見解が示されました。

次に、地名振興会に町の責任で存続を図るので解体を中止してほしいと伝える考えはないのかについてお答えいたします。

町におきましては、先ほど申し上げました文化財保護審議会の見解を考慮しますと、指定文化財としての凍結的な保存とすることには現在の状況において極めて難しいものと判断されます。また、歴史的資料館などの保存を選択する場合にあっては、旧地名発電所を中心とする保存がこの地域の振興と結びつくことが不可欠ではないかと思えます。御承知のように、施設の所有者や地名地域の皆さんの中で今後の保存の難しさや施設周辺の安全面が考慮され、既に解体・撤去の方針が示されていた中で、8月には地名地域における保存活用等に向けたシンポジウムが計画されておりましたが、所有者の意向として地名振興会において既に決定事項として再審議を行わない旨の決定をされ、このシンポジウムも行われなかったと承知しております。このような状況から、仮に町が保存活用を含み解体の中止に働きかけたとしても、地域及び所有者との保存に向けての気運づくりが難しいのではないかと判断されました。

町としましても、旧地名発電所の解体等につきましては、施設の地域における施設の保存に向けたビジョンが明確につかめない中で、所有者である地名振興会と地名地域の方々の多くの検討を重ねられた結果での苦渋の決断と重く受けとめ、施設の解体・撤去の方針を受けとめたものであります。100年もの歴史を刻む、歴史的にも文化的にも貴重な産業遺産である旧東海パルプ地名発電所が解体されるに至った経緯や事実を重く受けとめ、今後の文化財保護行政を進める上での貴重な財産とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 一番心痛む最後の答弁のところから、少しお話を聞きたいと思います。

町長が一番最後に述べました、今回のことを重く受けとめて、行政が何もというか、保存することができなかった、このようなことを今後繰り返さないように、もっとかかわっていききたい、町にある大切な遺産を残せるようにかかわっていききたいというお考えはすごく大事だと思うんですけども、この東海パルプの地名発電所の建物については、先ほど文化財審議会が現地を視察して屋根のトタンがはがされて、漆喰がはげ落ちて、とても文化財として保存できる状態ではないと判断したということが、一番大きな振興会へ働きかけをやめたというか、しなかった大きな理由だったように今の答弁で私は受け取ったんですけども、屋根はトタンを吹けば再生できますし、漆喰もはがれ落ちてと言いますけれども、そんなにひどいはがれ落ち方ではなくて、むしろ古い建物の部分的な漆喰がはげたという状態で落ちているということで、私は一番地名の方たちが心配していっしょなのは、今の建物の状態で、だれかが入って、床がもろいから、以前、床は大きな水路が通っていて、そこをいろいろなものを入れて埋め立てた。その床が落ちて、だれかが陥没したら心配だということを心配されているというふうなことをよく伺っています。

私は、文化財保護審議会がちょっとというか、しっかり見たのかもしれないんですけども、100年の歴史を経た貴重な建物を、屋根のトタンがなくなった、中の漆喰がはげ落ちているということで、もう保存をあきらめたというのは早急過ぎるのではないかと思うんですけども、町長はどうお考えですか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 文化財審議会が出した結論というのは尊重しなければいけないというふうに思っております。ただ、あれを保存するにしても、今、鈴木議員が言われておるのは、ただ保存ということをごさいますして、その後の活用ですとか、そういうことを考えていくと、ただあの建物をあのみままで残す、あるいは残すためにはそれなりの補強もしていかなければならないかと思えますけれども、かなりの投資がかかるんだろうというふうに思っております。

そうしますと、将来あの施設をどう活用していくのかというテーマも当然大事になるわけでありまして、地名地域に民間の方で何人が訪れて、それぞれお話もあったようでございますが、それらが本人がもっと積極的に何とかというところまでの構えがなくて、どちらかという町なり地名におぶさってくるような形での提案が多かったというようなことの中から、地名振興会もシンポジウムの開催をあきらめて判断したというような経過もございますので、できれば何とか残す方向を考えていくことも大切なのかなという思いで来たわけですが、その後の経過の中で地名の方でこれは断念しましたというようなお話も伺って、町としてそれ以上の計画を持ち合わせていないわけでありまして、そのような中で解体もやむなしという判断をさせていただきました。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） その後の計画というのは、解体の話聞いて初めて地名のものだったのが、もしかしたら町が引き受けて町民みんなで考えることができる、あるいは全国に発信することができる、芸術家やアートの使い方あるいは資料館としての使い方、観光の一つの要所としての使い方、それはこれから考えられることで、なくなってしまったら、もう何もできないわけですよ、そこで。

レプリカみたいなものを展示するというふうなことも、何か地名の方々は本当に名残惜しい思いで考えておられるかもしれないけれども、やはりあの建物の大きさ、あのれんがの重厚さ、ああいうものがあるそこに立った人たち、ましてや今回、一度は壊される運命にあったものがもし生き残ったということで全国に発信することができれば、私はまたこれは全国への大きな文化遺産を守ったということで、そういう運動をしている人たちにも大きな励ましになるのではないかと思うんですけど、今まではとにかく地名の建物だった。そして、地名地区の人たちが使っておられた。そういうことで、私たちも、地名の人たちが使って残していつてくれているんだなというふうに思っていたわけです。そこに、町が何もお金を出さない、建物保存のために、維持管理のために。そういうことになって、何か起きたら大変だということで、とても責任を持ってないということで、地名の人たちがもう責任は持てないよという最後の決断をされたんだと思うんですけども、6月議会のときから、町長は地名地区の振興会に町の文化財として保存したいからと何回も歴代の会長さんに交渉したけれども、理解を残念ながら得られなかったというふうなことをおっしゃっている。

地名地区の振興会の役員の方から伺ったところでは、町に何回も、もう自分たちだけではできないから、何とか保存するために力をかしてほしい、財政的な援助もお願いしたいということ言っても、町は一円も出せないよという答えが返ってきた。それを地名地区は、ではどうやって活用したらいいかということを一生涯懸命考えて考えて、いろいろな大学の偉い先生方にも来てもらってシンポジウムも開いて、こういう活用があるのではないかと、こういうふうに直せばいいのではないかと、いろいろなアドバイスをいただいたけれども、結局、先立つお金が問題で残せないというのが現実ではないかと思うんですよ。

だから、もう一度、とりあえず今、確かにもう解体業者が決まっているということで、私は今回の質問はもうやらないつもりでいたんですけども、「ふる里通信」の7月号でしたか、小沢節子さんの「ふる里通信」を読ませていただいて、たまたま目にして、宮下先生とか地名の酒井さんとかが書かれている、本当に壊さないければならぬところまで来てしまったことの決断もさることながら、何とか先ほど言われたシンポジウムも7月に開いて、その結論を今待っている状態ですというふうに文章が終わっていた。その思いが本当にジーンと来て、私は今回通告を出すことにしてしまいました。

私の同僚が県の教育委員会に行って、県知事は学者として、大学の教授として、こういうものが壊されていくということに対して、県は何も考えない、県知事はこれを黙って見てい

るのかというような質問もぶつけてきたみたいですが、まだその回答は来ませんけれども、県としても当事者に聞いてみたい、調べてみたいというような回答がありまして、現在まだ解体は20日からということですが、幸い業者も入っていないみたいですし、全国にホームページなど、ブログなどを立ち上げて状況を発信すれば、一緒になって残したいという人たちも募ることができるのではないかと思います。そういうことをやろうというお考え、そういうことに対して町も支援するよ、財政的な支援もするよというお考えがないかどうか、もう一度お伺いします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 発電所は地名地区のランドマークとして地域の方々があの施設に深い郷愁を覚える、当地域を離れた方が少年時代を思うときに、あの地名の施設が大変記憶に残っているということについては、よく理解できる場所です。しかしながら、残念ながら今回地名の地区で出した判断が解体ということであったわけでありまして。

そういうことで、それに沿って町としても、町としてあれを再生して利活用していくという方向が見えていない状況の中で、あれを残すということは、第2、第3あるいは第7番目といった方がいいのでしょうか、先ほどのいろいろな公の施設の問題がございましたけれども、それをまた新たにつくるというような話にもなりかねませんので、そういう意味での検討がまだできていない段階で、あれを残すという判断はできかねるということでありまして。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） もう地名の振興会の方々の気持ちが固まってしまっている、解体業者も決まっているということで、町長からも今のようなお答えがあったということになれば、私ももう本当に、私のものではありませんので、それを私のものにするにはどれくらいお金がかかるか、それこそ本当にわかりません。100万円出すから何とかしてくれと言われた人も実際にいました。私のところに来た人がいました。その方も、自分は大して楽な生活をしているわけではないけれども、貯めたお金があるから、これを使って、もし残せるものなら残してほしいということをおっしゃいました。でも、私も今回の質問で、本当にあきらめなければいけないのかな、本当にそういうつらい思いをしながら、これ以上質問しても無理なのかなと思って、次の質問に移ります。地名地区の人たちがもう少し、1カ月もし延ばしてくれれば、もしかしたら何か全国に発信できてなどと甘いことも考えている現在ですが、次の質問に移ります。

議長（板谷 信君） そんなふうには思いません。

10番（鈴木多津枝君） 官行造林の再質問ですが、5月28日に議会に提出された資料がありまして、21年度の持分譲渡立ち木価格というのが書かれていました。それによると、21年度に購入した権利購入、持分譲渡購入は、評価が531万3,000円ということで、2分の1ずつ利益、本当は収益、折半だから利益が半分ずつ入るわけですが、切ることができないということで、森林管理署が見積もったこの価格の半分を町が支払って購入するという、

こういう状況になっていましたけれども、265万6,500円というのが21年度の決算に購入費として上がっております。

でも、この購入した木の中身を見ますと、50年生の杉、ヒノキが6,500本というふうに書いてありました。ヒノキと杉の割合がどういうものだったのかわかりませんので、もし答えただけであればありがたいわけですがけれども、このことを見まして、幹材積というのも書いてあったんです。幹材積からこの本数を割りますと、高さが1本2mなんて計算するのか、私も素人なので全くわかりませんけれども、もし2mを幹材積で見たとすれば、半径は10cmか10数cm、20cmあるかないかの木で50年たってもこの太さということで、本当にこの価格が買った木の値打ちを正当にあらわしているのかどうか、このことが大変疑問なんですけれども、このことについて行政の担当の方はどのように考えているでしょうか。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 鈴木議員の質問ですが、21年度の官行造林の持分譲渡の立木関係ですが、杉、ヒノキの本数と幹材積ということで、幹材積というのは根っこから頭までの全部の材積のことでして、その中で根っこをとったり、枝葉をとって利用材積ということになります。それで、杉ですが、資料は行っていると思うんですが、杉、ヒノキの合計の本数が6,501本です。それで、杉が2,236本、ヒノキが4,265本、そういう内訳になっております。それから、またカラマツ等も植林してありますので、カラマツが695本、そういったぐあいになっております。それで、幹材積が杉、ヒノキのみで2,239.22m³、そういうことで持分譲渡をさせていただいたということになります。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） この265万6,500円の購入の根拠が、幹材積をもとに大まかに、これだけではないでしょうけれども、計算されていると思うんです、木の種類と。それで、先ほど言った50年生という、かなり大きくなっているものだと私は思ったんですけれども、私の素人の計算で1本の幹の太さが直径40cmないような計算を私はしたんですけれども、担当としてはどのような木だというふうに説明していただけるでしょうか。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 胸高直径でいいますと、何千本とありますので、ばらばらなんです。例えば杉でいいますと、胸高直径14cmから、大きいもので48cmぐらいまであります。

以上です。

（「ヒノキは」の声あり）

産業課長（鈴木一男君） ヒノキの場合ですが、これもばらばらですが、14cmから40cmぐらいです。

議長（板谷 信君） 10番。

10番（鈴木多津枝君） それで、私は本当に素人ですから、わかりませんけれども、国産

材、売りたくても、林家の人たちが切って搬出してお金にしたときには、手元に残るのは大根1本と同じくらいしか残らないんだという嘆きの言葉を以前聞いたことがあります。それくらいひどい状況の中で、国だからそんなひどい価格で買えと言っているわけではありませんけれども、こういう状態の中で町が買わなければいけない状況でもない。ただ、町有林と一体化して整備をしていきたい、町の水源涵養材として守っていきたいから買うんだと。林野庁の方では、買わなくても、そういう管理はお互いにやれますよと言っているのに、そういうふうに町が本当に義侠的精神でやるんだというふうなこと、買ってやらないとちゃんとできないんだというふうに繰り返言われているんですけども、でしたら、この購入価格について、せめて妥当な価格で買うべきだということも見直しをするということは担当の方から何回も、杉山町長のときから言われているわけです。このことについて、この価格は妥当なのか、そしてこの価格についての協議をされたのかどうか、2点になって申し訳ありませんけれども、お聞きします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） その価格の協議ですが、価格の単価等を決めるのは町の権限はありませんで、国の方で一方的に決めると。ここに条件等ありますが、数量の計算方法、代金の算定は森林管理署の定めた方法によることとし、これについて異議を申し立てないこと、そういうことと書いてありますが、以前、熊の被害、そういうことなんかがある場合は、そこで補正もしてもらいたい、減額もしてもらいたいというようなことは要望しております。それで、この表からいいますと、持分の対象額531万3,000円に対して、幹材積で2,239.22立方、それを割りますと立米当たり2,372円、持分譲渡分2分の1いたしますと、立米当たり1,186円等です。杉、ヒノキだけで1本に換算しますと、1本当たり817円、持分譲渡額でいいますと408円となります。

以上です。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 1本の価格を聞くと、そんなに安く買えるなら200万、300万ぐらいならいいじゃないかというふうに、この官行造林を植林をされた方たちもたくさんこの町にはいらっしゃると思いますので、当時、営林署に勤めて。だから、愛着もあるでしょうし、そういうふうな声も入ってこないでもありません。でも、私は国に対して、価格の協議というのは、課長は国が一方的に決めるというふうに答えられていますけれども、国の方も、私たち、たかが一介の町会議員の私が行って話をただけでも、価格は今の時代に合っていないということを認識している発言をされているわけです。町と協議をして見直しも必要だというふうな発言もされていますので、私は町長が先ほど最初の答弁で言われた無償譲渡についても、法律がなければ無償譲渡はもうできない状態になっているわけです。だから、法律制定は全国のこういう官行造林を抱えている自治体と一緒にあって、共産党の方でもこれから取り組んでいくということにしていますので、ぜひそういう山を守る、自治体が自分たちの力で守

ろうとしているときに、国がどこにでもない山を無償譲渡できるようにして、水源涵養林として自治体に管理をお願いする、そういう仕組みになるように私も一生懸命言っていますので、町長の方もぜひそちらの働きかけをお願いしたいと思います。

そして、価格の協議も本当に、私は2、3年、価格の協議が成立するまでは、納得できる価格になるまでは購入をやめるのが一番妥当だと思うんですよ。それで、価格についても納得できる価格にしていく、そういう状況になった時点で、また必要な部分を、林道開設などで買わなければいけない部分が出てきたら、そこを買うというふうなことをしていけばいいのではないかなと思うんですけども、ぜひ国との協議をもっと積極的に行ってほしいなと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 本来なら、林野庁まで出向いて交渉すべきだというふうに考えます。ただ、近々、国有林所在地市町村の協議会というのが静岡でございます。昨年、就任して間もなく、そういう会議がございまして、その時点では無償譲渡ということがテーマになっていまして、そのことを中心をお願いしてきたわけですが、無償譲渡については国有財産ということもありまして難しい、できないということでもありますので、今、議員がおっしゃった価格の問題、それについてはぜひとも実勢に近い価格で販売できる、今までのおつき合いを見れば、なお安い価格で分けていただけるような交渉もしてまいりたいというふうに思っています。

ただ、こういうお話でございますので、森林管理署とか、ここの出先ではなかなか話にならない状況がございますので、最終的には……。多分今回も、その都度、林野庁の、昨年、次長さんでしたか、かなりの方がお見えになりますので、とりあえずそこはしっかりと行ってまいりますし、必要があれば林野庁へも出向いていきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） ぜひお願いいたします。

林野庁へ行ってみれば、現地の話にとってもよく耳を傾けてくれます。本当に、昔は、平成18年以前は、会計検査の方から林野庁の赤字を独自で、国が1兆円出すから、2兆円の赤字のうち、あとの1兆円は林野庁で稼ぎ出せということで、林野庁でもかなり国有財産、国有森林を買え、買えということを厳しく、国の方は言っていないんだけど、地方が一生懸命やっていたということがあったけれども、今はそういうこともやらないように地方にも指導をしているんだけど、多分徹底していない状況だというふうに受けとめたということは言われました。だから、ぜひもっと実態を、山を守ろうとしている町の気持ちを届けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に最初の質問なんですけれども、滞納が増えているということで、私はこのことを町民の人たちの暮らしがとても大変な状態になっているからという要因が大きいので

はないかというふうなことを最初に言いまして、減免制度がそれぞれにあるんだから、国保税にも介護保険料にも町税にも、そういうのを生かして、もっと町民の人たち、本当に苦しい人たち、払いたくても払えない人たち、広報9月号にも載っていましたが、そういう人たちに町が減免制度適用を、PRだけではなくて、周知ももちろん大事ですけども、あんな小さい記事ですから、なかなか目にとまらないことの方が多いでしょうから、もっときちんとわかる周知も必要だと思いますけれども、町の方が本当に払えない人、本当に所得がなく大変な人と、所得はあるのにほかの方に使ってしまったって払わないという、よく委員会審査でもそういう課長さんたちの発言が出まして、私もちょっと声を荒らげたこともあるんですが、そういうことを放っているのは行政の怠慢ではないかと。明らかにそういうことがわかっているのに放置しているとしたら、それは行政の怠慢ではないかと。きちんともらわなければいけないところからいただく。でも、もらえない人たち、払えない人たちは、行政が何らかの基準を設けて、町長は基準を設けて一律に減免するなんていうことは考えていないというふうに言われたんですけど、私はむしろ今こそ生活保護基準以下の収入しかないとか、貯金が、島田市では何か貯金が80万円以下の人たちとかいうのを国保の減免の要綱に入れているみたいですけども、何らかの形で減免をきちんと公平公正にできるという基準を設けるべきだと思うんですけども、その点についてどうでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 条例で定めた減免の関係でございますけれども、減免できる場合をかなり幾つかに分けて書いてありますよね。そして、そのほかに町長の判断というような部分があるわけですけども、町長の判断の上の段階で書いてある部分で、かなり減免が拾えるのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、町長の判断といいましても、これは町民のどなたが見ても納得できるという、それが町長の判断という表現になっているということで、町長の独断で好き勝手にできるというものではございませんので、そういう意味で、だれが見ても、この方なら納得できるという部分で、ですから、それぞれの号の中で定められた部分と町長の判断という部分でかなり拾えるのではないかなという解釈を実は持っているわけでありまして。

そういう中で、特に町長の判断という部分をもう少し公平にできるように、一つ一つ基準を書けということでございますけれども、そうすることによって、盛られる部分と、また漏れる部分が出てきたりということもございますので、ある程度幅を持って判断できる部分というものの中で、何とか対応できないかなというふうに考えています。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 例えば、町民税の減免について、町税条例第51条で、まず生活保護者、それから、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者と書いてあるんです。これに準ずる者、それから公益社団法人とか公益財団法人、特定非営利活動で収益事業を行わない者というふうになっているわけですよ。町長の判断というのはない

んです、町税には。だけれども、2番目の当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者、それに準ずる者。当該年度において所得が皆無というのは、わかるわけです、所得状況を町は把握できる。でも、それで生活が著しく困難となったかどうか、それに準じているかどうか、準ずる状態であるかどうか、このことはなかなかわからないと思うんですよ。だから、そこに世帯全員の収入が生活保護基準以下だとか、公私の扶助、公の扶助は生活保護ですけれども、私、子供から仕送りをもらわないと生活できない状態にいるとか、貯金がこれくらい以下しかないよとか、何かの基準があれば、もっとこの適用ができるようになるのではないかと思うんです。

それで、固定資産税でも国保税でも同じですけれども、国保税も生活のための公私の扶助を受ける者というふうなものがありまして、私はこれまで町長の、その他町長がというところをすごく、町長の気持ちでできるじゃないかと思っていたんですけれども、そうではなくて、生活が著しく困難な者というところの基準をきちんと定めるべきではないかというふうに私は考えているんですけれども、行政の方でそのところを研究していただく考えがないかどうかお伺いします。

議長（板谷 信君） 税務課長。

税務課長（筒井佳仙君） 減免の規則につきましては、定めがあるわけですが、ただ、所得が皆無になったといっても、まだその方の預貯金とか処分できる財産とか、そういうものを調査した上でということによってやっております、これまでのところ、減免申請ができないかという相談が何件があったんですけれども、例えば車を買って金がなくなってしまったから住民税をまけてよとか、そういうような相談で、該当になるものはこれまでありませんでした。

議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） そういうときに行政がどのように判断して、どのように指導されるのか、では、ちゃんと分納の約束をとろうじゃないか、それで本当に払えない状態なら、行政にもこういう制度があるよ、基準がこういうふうに設けられているよということを説明していく。まさに、具体的に町民にわかりやすい、何だか情緒的な減免規定ではなくて、きちんとしたはっきりわかる減免規定にしていくことが必要だということを私は申し上げているわけですが、例えば固定資産税の減免、町税条例第71条に貧困により公私の扶助を受ける者が所有する固定資産に対して公益、あの、所有者の固定資産税は減免にする。それから、貧困により公私の扶助を受ける者が所有する固定資産税も減免の対象になる。そして、災害、天候不順により、著しく価値を減じた固定資産税についても減免の対象にするということで、町長はこの9月議会の初日にお茶の凍霜害で固定資産税の猶予なども考えていくというふうに答えられて、中日新聞などにも載りましたが、私はまさにこのところで本当にそれを町が必要な人にできるのかどうか、そのところをどうやって一歩踏み出すのかということが、現にやっている自治体もあるわけですから、そういうことをいろいろ調べ

て勉強して、具体的に困っている人を助けられる、一時助けてあげたら、その人たちが助けられたら、その人たちが元気を取り戻して頑張ることができるという、そういう仕組みをぜひつくっていただきたいなと思うんですけども、この、町長が初日に答えられた税の猶予は国保税も検討したいという答え、このことをどうやって実現、取り組まれるお考えかお聞きいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 正直申し上げまして、税制の仕組みというのを十分よく理解して申し上げているわけではありませんので、担当とよく相談して考えていきたいというふうに思っています。

議長（板谷 信君） 答弁、はい、税務課長。

税務課長（筒井佳仙君） 国保税の減免等につきましては、地方税法に定めがありまして、災害等で収入が著しく減ったときは延滞金免除という規定があります。そういう規定がありますので、それを使って延滞金免除で分納ですか、もし相談があれば、そういう対応をしたいと考えております。

議長（板谷 信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでにいたしたいと思えます。これで鈴木君の一般質問を終わります。

最後になりますが、11番。

（「休憩を」の声あり）

議長（板谷 信君） 休憩をとりますか。

委員長のほうから休憩の指導がありましたので、休憩をとります。3時20分まで休憩したいと思えます。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時20分

議長（板谷 信君） 引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

11番、高畑雅一君の発言を許します。11番。

11番（高畑雅一君） それでは、最後になりましたけれども、皆さん大変お疲れのようですので、手短かに要点を言っていきたいと、そんなふうに思っております。

日本経済の悪化の影響を受けて、私たち町においても地域住民の多くがこの数年、何の景気回復の実感もなく、地域産業はかつてない厳しい現状の中、家計のやりくりで苦しんでいる今、真剣に地域産業の立て直しに取り組んでいかなければならない時期だと、そんなふうに考えております。第3回定例会行政報告の町長の取り組みの姿勢の中にも、低迷する農林

業をはじめ、商工業、観光業、建築業、あらゆる産業が大変厳しい現状にある中で、林業の振興、産業の販路拡大のための調査・研究、プレミアム商品券の発行による商業の振興、住宅リフォームへの補助、交流人口増加を目指して地域資源を生かしたまちづくり等と、地味ではあるが、活性化に向けたいろいろな事業を進め、また進めていこうという報告がございました。また、川根本町過疎自立計画書の中においても、産業の振興対策が挙げられております。

川根本町の産業が現在置かれている厳しい現状の問題点と、そして問題点を把握して、その対策に当たっていかなければならない時期に来ていると思います。こうした大きな問題について、どう対応していくのか、地域の産業のかじ取りをどうやって行っていくのか、方向性、姿勢を町長にお伺いをしたいと思います。

議長（板谷 信君） ただいまの高畑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長。

町長（佐藤公敏君） 高畑議員の質問にお答えいたします。

地域の産業立て直しということで、大変広範囲になりますので、若干時間が長くなるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

議員御指摘のとおり、我が国の経済はバブル崩壊後、失われた20年などとも言われるように長期にわたって低迷状態を続けております。失われた20年とはいえ、グローバリズムのもとにアメリカ型の市場原理主義が世界に拡大していく中で、我が国では構造改革を進め、規制緩和を図るなど、政策転換を図ってきましたが、結果として地域間、業種間、企業間など、様々な面で格差を生み、さらにそれが拡大していくという経過をたどってまいりました。また、我が国は人口減少時代を迎え、高齢化が急速に進みました。川根本町においては、過疎化が進むとともに、高齢化率が40%を越す状況となり、地域産業の振興やまちづくりを進める上で後継者不足など、極めて難しい状況になっております。

まず、地域にとって主要な産業である農林業のうちの茶業について見ますと、県内外の茶産地等の産地間競争の激化や近年の茶の消費動向、流通形態の変化等により、年々厳しさを増しております。さらに、過疎化、高齢化による農業従事者の減少、茶園管理における機械化と基盤整備のおくれ、荒茶加工場の老朽化による品質低下、さらには安全・安心のお茶を求める消費者ニーズの急速な高まりへの対応など、課題は深刻であります。しかし、茶業は町の農業基盤というだけでなく、国土保全や景観形成など、多面的な役割を担い、川根本町にとっては極めて重要な地域資源となっております。このようなことから、茶業の活性化は重要な課題であると考えております。

昨年度実施した消費者流通調査の結果をもとに、県立大学の岩崎教授は、今後の川根茶マーケティングのポイントとして、明快で鮮明なブランドイメージの構築、ブランド認知の向上、川根ならではの個性的な製品戦略、地域そのもののマーケティング、異業種との連携を挙げております。これは、全国でも有数な銘茶の産地でありながら、いま一つブランドとして認知度の低い川根茶のブランド力をいかにして高めていくかということであり、関係者ば

かりでなく異業種も含め、地域が一丸となって川根茶の認知度を高めると同時に、川根本町という地域そのものをアピールしていくための戦略が必要だということだと思っております。

このようなことから、全国茶品評会で日本一に輝く成績を上げるなど、川根茶ブランドの維持・強化につなげてきた品評会事業、富士山静岡空港呈茶コーナーにおける川根茶のもてなしなどを通して、川根茶、リーフ茶のおいしさ、すばらしさをアピールする事業、地域そのもののよさをアピールするためのグリーン・ティー・ツーリズム・ツアー事業の実施など、さらには新たな製造法としての釜炒り茶、紅茶、フレーバーティー、天空のお茶などの商品開発と流通経路の確立のための商品PRを図るなど、今後とも川根茶のファンを増やしつつ、消費者が求めるお茶の産地としてのブランド化を目指し、業界や関係団体の協力を求めながら、今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

なお、耕作放棄地の拡大が大きな問題となっていることから、平成21年度国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して耕作放棄地再生利用対策事業に取り組んでおりますが、耕作放棄地のこれ以上の拡大防止と減少に向けて、農業者の皆様と協力して地域グループでの取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、林業についてであります。

町の森林面積は、国有林を除いて約2万ha、このうち約1万4,000haが人工林であります。これをおおむね700軒の林家、森林組合、素材生産者で保育生産しております。杉、ヒノキ人工林の総蓄積量は、最近計算方法が変わって、かなり増加し、470万 m^3 と言われております。森林は戦後から昭和50年ごろまで拡大造林が行われ、保育の段階から資源としての成熟期に入り、生産できる段階になっております。51年生以上の杉、ヒノキは約8万haに及び、10年前の約3,500haと比べ、急速に充実していることがわかります。このような状況は、本町だけではありません。

国は、昨年12月に森林林業再生プランを策定し、国産材の自給率を現行の27%から50%以上に上げるとしております。県もその方向で動き始めております。具体的なアクションプランの策定が進められておりますが、中心的なプランが施業集約化による素材生産量の増加と公共施設等での木材利用の拡大であります。この動きは急に始まったものではなく、数年前から京都府や群馬県の一部で木材生産の効率化と低コスト化を目的に実践されており、提案型集約化施業と呼ばれているものであります。

町内においても、既に森林組合おおいがわがこれに基づいて準備を始めております。現在、町内の素材生産量は志太榛原管内の数量が4万6,000 m^3 であることから推計すると、およそ2万 m^3 となりますが、これを販売額で見れば約3億円となります。もちろん、この中には素材生産業者が立木買いをしているものや、町外の業者の施業も含まれておりますので、すべて町民の所得ということにはなりません。経済効果として見れば、そのような金額になります。

先ほども申し上げましたように、森林資源は充実しておりますし、今後も成長していきま

す。成長量は約8万 m^3 あり、林齢も高くなってきております。51年生以上の杉、ヒノキのうち生産に適した森林がどのくらいあるかは現在のところ見当がついておりませんが、仮に半分だとしても4,000haはあるわけであります。この資源を保育から生産へシフトさせれば、大きな経済効果が生み出されることとなります。仮に50haを皆伐、100haを利用間伐した場合、生産材積は3万 m^3 となり、平均単価を1万5,000円とすれば4億5,000万円の経済効果となります。

国も県も業界も本気になってまいりました。円高為替相場の中で外材が入荷しやすくなってきておりますが、一部地域では資源が枯渇している状況でもあり、国の内外の情勢からすれば国産材にとって、これまでにない追い風が吹いていると言えるでしょう。また、本年10月施行の公共建築物木材利用促進法による需要増も見込めるところであります。平成20年度、21年度と森林組合では集材と造材のための高性能林業機械を導入しております。簡易な森林作業道の整備も進んでおります。

本町におきましても、林業で安定的な収入を得ることができる農家林家は非常に少ないわけではありますが、森林組合を中心として小規模森林の集約化が始まっていることから、この動きを中心に自材生産林家にも生産計画を立てていただいて、保育から生産へとシフトしていき、いわば在庫状態になっている立木を換金していき、農家林家の所得を確保していきたいと考えております。

F S C 森林認証関係では、2年目の新規需要を約120 m^3 確保できました。残念ながら、その出荷先は町外で木材の加工や販売に伴う収益は町外業者でありました。今後は静岡県森林組合天竜営業所の市場への出荷を行い、F S C 森林認証木材の生産にも力を注いでまいります。

木材生産業者の関係ではありますが、実態として、本町で産出された木材が本町で加工消費されている数量についてのデータはありませんが、製材所、工務店、建具、製函業、その他木工業など、様々な事業者が町内で営業しております。F S C 森林認証に取り組んだ際、F S C をツールに新しい事業展開を御案内した経緯もありますが、認証を維持する経費や木材を管理するシステムが煩雑であることなどから、参加する事業所はありませんでした。これは、F S C 森林認証制度の認知度が低いこともその要因の一つではありますが、販売方法なども工夫していく必要があると思っております。これらを踏まえ、引き続き町内の木材関係業者にF S C への参加を促していきたいと考えております。商工会とも連携をとりながら、業界の水平連携や新規商品の開発など、新しい取り組みを促していきたいと考えております。

次に、商工関係について見ると、商業関係では、大規模店舗法の廃止など、規制緩和に伴い大型量販店や飲食店が島田市と近隣市町の中心商店街からやや離れた郊外や国道沿いに乱立する状態となり、通勤途中に買い物をしたり、週末には家族連れで買い物に出かけるという状況になっております。一方、町内の商店は経営者の高齢化が進み、後を継ぐ者もなく、陳列される商品も日増しに少なく陳腐化していくというありさまであります。しかし、高齢

化率が既に40%を超えた本町にあっては、少なくとも食料品や日用品などの最寄り品は近周りの商店で買い求めることができるような環境を維持していかなければなりません。地域住民の便宜を図る上でも重要な課題だと思っております。

現在、小売店などへの支援策として、平成21年度には9,600万円、本年度は6,000万円のプレミアムつきお買い物券発行事業を実施、小売店、飲食店ばかりでなく町内事業所に幅広く利用され、町内での消費拡大を促進するとともに、消費者が改めて地域の商店を見直す機会になったと思っております。本年度は、町民の居住環境の向上と地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅リフォーム補助金事業を実施しております。工務店や一人親方の大工さんなど、小規模な事業者にとって景気浮揚効果のある事業であり、補助の内容が現金ではなくお買い物券であることによって、それが商店に波及していくという効果も大きい事業でありますので、積極的に活用していただきたいと思っております。

また、本年度から、売れるものづくり事業補助金事業を行っております。これは社会環境の変化に積極的に対応した産業振興を図るため、中小企業が行う新技術、新製品及び新商品の開発や販路開拓の取り組みに対し経費の一部を補助する制度であり、新しい分野への参入や新しい地域商品の開発などを促そうというものであります。

次に、観光であります。我が国全体を覆う経済の停滞が観光需要を引き下げているという面が大きいかと思っております。入り込み客数は横ばい状況ながら、宿泊数の減少が大きくなっております。それは、寸又峡温泉が昭和37年に開湯されて以来、既に48年が経過しようとしており、この間には新たな参入もありましたが、撤退する者も多く、現在では宿泊施設が12軒にまで減少、収容人員も半減しております。また、宿泊施設周辺の飲食店等も廃業する例が多く、温泉街としての情緒も損なわれてきております。このようなことから、寸又峡温泉の宿泊客数が大幅に減少し、周辺の接岨峡温泉、千頭温泉、奥泉、もりのくに、さらには静岡市井川等へも大きなマイナス影響を与えております。

寸又峡温泉では、観光施設数の減少に伴い、組合員も減少、高齢化する中で、様々なイベントや営業活動を展開し、良質な美女づくりの湯と夢の吊り橋を中心に日本一清楚な温泉郷を売り物として、入り込みが減ったとはいえ、根強いファンを確保していることも事実であります。宿泊基地としての寸又峡温泉の再生に向けて地元観光協会、商工会とも連携をとっていかなければいけないと考えております。

さらに、雇用創出も大きな問題であります。地域に活力がよみがえれば、それなりに雇用も増えてまいります。自動車産業の将来、公共事業の現状を考えると、大変厳しいものがありますので、商工会等、関係機関や企業の皆様とも相談しながら対策を講じていきたいと考えております。

以上、農林業を中心に商工観光など、地域産業の概況を申し上げます。また、自動車関連産業についても、エコカー購入補助制度の終了に伴い大幅に売上ダウンが予想されますし、公共事業の大幅縮小に伴う建設業界など、地域の雇用に大きな影響が心配されるところであ

ります。このような状況の中で、この町の産業構造をどう組み立て、どこに活路を見出していくのか、大変重要な時期を迎えていると感じております。

私は、何よりも地域の元気再生が必要だと訴えてきましたが、それは地域産業の再生を意味するものであり、そのためには周辺の市町、殊に富士山静岡空港から南アルプスを結ぶ大井川筋の広域連携、その中で川根本町の持ち味、歴史、文化、自然、森林、水、お茶、温泉、S L、アプト式鉄道、そして様々な人々の暮らし、人情、川根本町の持ち味に磨きをかけ、際立たせていくという方向の中で進めていくことが大切だと考えております。

幸い、島田市、静岡市の了解も得られ、大井川筋の南北筋が国交省の日本風景街道に、大井川流域南アルプスへの道をお茶の道として登録されました。まちかど博物館も40館が指定されました。これらを今後どう結びつけていくのか、具体化するために、全線共通で進めるものと全線共通の取り決めの中で川根本町域内の街道整備をどう進めていくかの検討をしていかなければなりません。沿線に地域産品を紹介し、買っていただくスペースも用意しなければなりません。森林や茶畑などの持つ多面的な機能を生かし、交流人口を森林や茶畑、農家や林家に招き入れることによって茶業や林業への理解を深め、販路拡大につなげていくためのグリーン・ツーリズムやエコツーリズムの推進も図っていきたいと考えております。

自然薯、柚子、トマト、ブルーベリーなど、新しい分野への取り組みや天空のお茶など、新しいブランドづくり、そして茶業のすそ野を広げる紅茶、釜炒り茶、フレーバーティー、お茶を使った石けんなどへの取り組みも出てきております。

最近、6次産業化ということが言われます。これは、生産から加工、そして販売へと、それぞれの産業がより収益を求めて高次化を図っていくことだと考えますが、一部にはそのような試みも見られるようになっております。グリーン・ツーリズム、エコツーリズムの推進が6次産業化を促すと考えております。観光はトータル産業だと言われるように、地域のすべての産業や人々の暮らしにかかわってくるものでありますので、交流人口の増加と地域産業全体の活性化がうまくかみ合いながら地域内循環の仕組みとして定着していくよう、町内の皆様や各種の産業団体あるいは企業などとの連携強化を図りながら努力していきたいと考えております。

以上です。

議長（板谷 信君） 11番、高畑君。

11番（高畑雅一君） それでは、1つ、2つ再質問をさせていただきたいと思えます。

ただいま町長の答弁の中で、農業については地域一体となった事業展開が必要であり、緑茶を利用した新製品等、それからまた川根茶のブランドの維持・強化を図る、市場開発調査・研究、また耕作放棄地の再生等々が農業振興に対しては挙げられております。また、林業についても、林道整備を初め、F S Cの認定制度を推進していく。また、今生えている木を積極的に市場へ流していく、そういうことに対して町としても取り組んでいきたいと。商業に対しても、新技術とか新商品の開発の方にも支援をしていく等々の細かい振興策を今お

話しされたわけですが、個々の振興策については突っ込んだ質問はいたしませんけれども、先ほど一般質問の中でも、議員の中で小藪議員、太田議員が茶業について質問されておりましたので、1点か2点だけ、農業振興策に置きかえて再質問をさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

もともと町長というのは現場の声を吸い上げてほしい、現場重視で町政を行っていくというのがモットーだと感じております。この近年、先ほどもお話ししましたが、農業所得が減少して5分の1程度に減っていると。現在、農業従事者が期待していることは、この厳しい現状の中で町が主要産業である茶業の将来をどのように考えているのか、そういう点に尽きることだと思っております。

先ほどの一般質問の中でも、まちづくり事業についてもプロジェクトチームを信用して、そのまま上程をしましたよとか、また9月以降にも再協議していく等々の説明がございましたけれども、住民というのは町の振興策という方針を待っているわけですよ。一番苦しいこの現状の中で、地域みんなが苦しくなって、いろいろなことに耐えているけれども、町は一体どのようにそれを認識しているのか、そして、どのような方向性を持って町も一緒にこの厳しい現状の中を対応していくのかなということが一番試されている時期じゃないかと思っておりますけれども、その点について、町長、お伺いをいたします。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 産業課を中心に、茶業の振興ということについては、生産指導、これを中心に今までは行ってきたわけでありまして。しかしながら、現実の問題としては、農家の懐くあいをいかにしてよくしていくのかということを見ると、お茶の販売を拡大していくということが大変大きな課題になってくるというふうに思っております。そのような視点から、今回皆様方からいろいろ御意見をいただいたわけですが、茶業に対する取り組みということで、従来の生産指導の面については従来どおり行い、なおかつ、その上に販売戦略を何とか練っていきたいということで進めてきたわけでありまして。

したがって、茶業の位置づけについては、今の茶価の状況から見て、町の中での比重というのは若干落ちているのかもしれませんが、この川根本町に対する外から見た場合の川根本町のイメージといいますか、そういうものはやはりお茶の町、お茶のとれる地域ということでこの地域を認識している方がかなり多いというふうに思っております。そういう意味で、この地域から川根茶、茶園が放置茶園になっていくというような状況は決していいものではないと思っておりますし、何とか茶園が今後とも継続して皆様の手によって栽培されていくような、そういう状況を何とかつくっていくことがこの川根地域を今後とも残していく大きな方向ではないかというふうに思っております。そのような中で、観光というものも新しい産業として、それなりに今まで人を呼んでまいりましたので、いまして観光のニーズ等が変わる中で減少している、それから景気が悪くて、そういう中で減少しているという状況ではございますが、観光とうまく組み合わせて茶業をアピールしていきたいというふうに思っている

ところであります。

議長（板谷 信君） 11番、高畑君。

11番（高畑雅一君） それこそ先ほど来6人の議員が一般質問されまして、茶業の振興策、それからまたいろいろな、ブロードバンド等々の質問に町長も丁寧に返答されております。そういう中の、私がこんなことを言っているのか、目上の人に本来は余り言うべき問題ではないと思うんですけども、本日の一般質問の中で6人が行いましたけれども、なかなかはっきりとした見えるような明確な回答というのはなかなかなかったような、そんなふうに思います。

また、住民の声もいろいろなことを聞きながら、また議員のみんなにも理解をされながら一緒にやっていく、それは確かに重要なことです。また、これも一番大変なことでありますけれども、私たち議員も、上程された議案に対しては真摯に、真剣に取り組んで協議をしたり、賛成、反対をしたりしているわけでございます。21年度予算、補正予算の取り組みに当たっても、川根本町のかじ取りである町長に対して大変失礼な言い方かもしれませんが、おのおのの地域活性対策を行っていく過程で、執行の、いろいろな上程議案がありますけれども、その執行の説明等において、この事業というのはこういうわけで進めていきたいんだ、どうしてもこのことが必要なんだ、私が責任を持って進めていきたい、そういう強い意思と方向性がなかなか私としては感じ取れない。

船というのは船頭が多くても陸に上がったり、遭難をいたします。また、船長の判断が誤っていても陸に上がったり、遭難することもございます。船に例えれば、この川根本町、まだまだ荒海の中を航海しているわけでありましてけれども、行く手には嵐があったり、台風があったり、その航海中、いろいろな難問題というのが多分起こってくるだろうと、そんなふうに思っております。地域を再生していくには、しっかりと船の行く先、方向というのを定めて、現状把握と、それから熱意と責任感を持ってやっていただきたい。今、22日の一般質問、5人の方の内容、それから今までの議会運営委員会、それから全協等々、いろいろな経験をした中で、もう少し町長のはっきりしたリーダーシップをとってもらって、このために私はやりたいだよというような意思を固めていただきたい、そんなふうに思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） ありがとうございます。

確かに、私の進め方が強力なリーダーシップを発揮するという、そういうタイプでもないのかもしれませんが、説明することも、いま一つ説得性に欠けるとか、あるいは力強さに欠ける、何が何でも先頭に立って責任をとっていくというような気概が感じられないというところに、今、高畑議員が御指摘をさせていただいた部分があるのかなというふうに思っております。現在の状況が、なかなかモデルがないといいますが、羅針盤のない中での試みということの中で、どうしてもあやふやな部分が出てしまうということで、それがますます町民に

不安を与えるんだという御指摘だろうというふうに思っております。

ひとつこれから、今御指摘をいただいたような部分について、自分に鞭打って、はっきりとした姿勢が打ち出せるように努めていきたいというふうに思っています。よろしく御支援をお願いしたいというふうに思います。

議長（板谷 信君） 11番、高畑君。

11番（高畑雅一君） それこそ一般質問の中で地域産業の再生ということで、本当に大きな題で質問させていただきましたけれども、その中で一番私が言いたかったのは、今、町長が答弁していただいたように、とにかくいろいろな施策においても一つの筋を持って真剣にやっていただきたい、そんなふうに思っております。それこそ私が責任をとるから、何とかやりなさい、議会も検討してください、そのぐらいの決意があって、この町政をやっていただきたいと、そんなふうに思います。先輩に対して大変失礼な言い方で大変申しわけありませんけれども、そのことを要望いたしまして、簡単ではございますけれども、一般質問を終わらせていただきます。

議長（板谷 信君） 町長。

町長（佐藤公敏君） 大変なエールを送っていただいたというふうに理解させていただきます。一生懸命頑張ります。よろしく申し上げます。

議長（板谷 信君） これで高畑君の一般質問を終わります。

以上で一般質問すべて終わりました。

日程第2 議案第42号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定について

議長（板谷 信君） 日程第2、議案第42号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明は既に終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 議案第42号へ質疑の通告を行いました。

1点目は、林業の記述のところで、修正のときに指摘をした国の木材輸入自由化による国産材の価格暴落についてどこにも記述がないということ指摘したわけですが、そのことが全く訂正されなかったという、この理由は何なのかお聞きいたします。

2点目ですけれども、6ページに載っている財政状況で公債費負担比率というのが20年度が11.9というふうにならされていて、21年度決算では12.1に上がっており、今後も増え続けると思うがと通告を出したわけですが、昨日、議長から御親切に、公債費負担比率は3年の平均で出すので単年度の比較はできないよと言われ、私も本当に勉強が足りなかったと

ということで、あちこち財政の担当からいただいた資料なども見まして、何とか比較できる数字がないかということを探しまくったんです。時間がなくて必死で探したんですけれども、21年度の公債費負担比率というのを出すことができませんでした。

対象となる数字が公債費負担比率というのは、一般財源の総額、税収プラス交付税プラス財調の基金取り崩しを分母にして、公債費充当一般財源で割るということで、その数字が財政の方が行うようにきちんと正確につかむことができませんでしたので、正確な数値は出せなかったんですけれども、大まかに計算をしまして、ほぼ大丈夫ではないかなと。細部に至るまで正確とは思いませんけれども、12.9くらいではないかという計算を今の式で当てはめてやってみました。もしこれがそんなに当たらずとも遠からずということであれば、やはり11.9から12.9ということでは上がっているわけで、もちろん公債費負担比率というのは返済額が大きければ増えるわけですが、21年度も9億を超す返済をしていますので、増えて当然なわけですが、その分、公債残高が減っているという財政で、決してそれだけをとって、いいとか悪いとか言えるわけではありませんので、一つの指標として考える上で出してみたんですけれども、こういう数字を見ますと、27年度までに実施計画にたくさん具体的な事業を書いているわけですが、これを進めると公債費負担比率というのはどれくらい上がると見込んでいらっしゃるのか。

また、すべてやるわけではないと思うんですけれども、選択しながら取り組んでいく、あるいは追加も新しい事業としてあることもあると思いますけれども、町として、そういう新しく追加したり、これとこれはやるよ、これとこれはやらないよと選択していく、それは事業の必要性を見ながらやるんですけれども、公債費負担比率においてどれくらいまでを許容範囲と考えているのか、この点についてお聞きいたします。

3点目ですけれども、16ページから25ページまで、町道、農道、林道というところで149路線、路線名と工事の内容とありますが、改良とか開設とか載っています。この149路線、非常にたくさんの事業名、箇所名というんですか、具体的に載せてあるんですけれども、どのような基準、あるいは条件で選んだのか。実施計画の方には各年度で実施する額まで書いているんですけれども、これは当然、予算のときに審議をするということで、この促進計画の審議は一切実施計画まではしなかったわけですが、促進計画に事業名が書いてある以上は、やはりどういう基準でこの事業名が選択されてきているのかなということを知りたいわけですので、ここの点をお聞きいたします。

それから、25ページの(5)のところに電気通信施設等情報化のための施設で行政用無線施設、デジタル移動通信システムやデジタル固定通信システム、それから地域ブロードバンド環境整備事業、光ファイバー網設置整備事業などが載せてあります。実施計画ではそれぞれ2億5,000万円、5億円、14億8,207万円などと計画の額も年度ごとの金額も示されているわけですが、どれもこの3つの事業で関連性や整合性、また議会などでも合意も図られているという状況ではありません。この計画を承認したことで、実施計画の方は議決要綱

ではなくても、この事業名については、これらの事業にゴーサインが得られたとして行政が進めるのではないかという心配もありますので、その点についてお伺いいたします。

それから、5点目、最後ですけれども、全体的に子育て支援や医療体制の整備、循環型社会の構築についてなど、重要かつ今の時代のニーズ、要求とも言える、大きな課題とも言える、こういうものへの認識、対策、記述がとても消極的だなというふうに感じます。今後の変更や追加などは考えておられるのかどうか。どのような状況というんですか、どのようにこういう変更、追加を行っていくのか、具体的にその手段というんですか、それについてわかる範囲で教えてください。

以上です。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） それでは、川根本町の過疎地域自立促進計画の策定についてでございますけれども、この計画は平成22年度から27年度の6年間であります。私ども企画課としては、担当する課から上げてきていただいたものを取りまとめをさせていただきましたので、そういう中で、今回質問について関係する課と調整をする中で、私が代表してお答えをさせていただくということで御承知をいただきたいと思っております。

1番目でございます。林業の記述のどこにも、修正で指摘した国の木材輸入自由化による国産材の価格暴落について記述されなかったが、理由は何かということでございます。

これにつきましては、お答えする中では、国産材の価格暴落の主な要因として、国産木材の流通システムや生産システムの遅れや建築様式の変化に伴うものが挙げられます。国の木材輸入自由化については、為替の変動などによって輸入木材が広く使われるようになりましたが、それに対し、国内の流通及び生産システムが遅れていたことや建築様式が変化してきたことが価格暴落の直接的要因であることから、このような表現とさせていただきました。

問2番でございます。ページ6に財政状況が載っている。公債費負担比率は20年度11.9だが、21年度決算では12.1に上がっており、今後も増え続けると思う。27年度までに挙げた実施計画を進めることで公債費負担比率はどれくらい上がると見込んでいるのか。また、すべてやるわけではないと思うが、選択しながら取り組む、あるいは追加もあり得るとのことだが、町として公債費負担比率はどれくらいまでを許容範囲と考えているか。

お答えといたしましては、平成27年度までの事業実施に伴う比率は、起債の償還が少しずつ完了する中、今後、交付税措置のある起債を主に発行していくことにより、おおむね横ばいで推移すると考えております。大きな事業を実施した直後は一時的に比率が上昇いたしますが、償還が終了するものもあるため、上昇し続けるということはないと予想します。

許容範囲としては、財政健全化判断比率のうち18%を超える場合、起債発行に対し、同意団体から県知事の許可が必要な団体となることから、18%未満とすることが許容範囲と考えております。

問3でございます。P.16から25までの町道、農道、林道で149路線も載せてあるが、どの

ような基準あるいは条件で選んだのか。

お答えです。

計画に掲載されている町道、農道、林道につきましては、総合計画の基本計画に掲載されている路線をはじめ、前回の過疎計画に掲載されている路線、これは未実施のものでございますけれども、地域から要望のある路線など、実施の可能性のある路線を漏れなく掲載しているものであります。これは、過疎債を有効に活用し、迅速に整備、対応できるよう掲上げたものでございます。

問4でございます。ページ25の(5)電気通信施設等情報化のための施設で、行政用無線施設、デジタル移動通信システムやデジタル固定通信システム、地域ブロードバンド環境整備事業、光ファイバー網設置整備事業などが載せてあり、実施計画ではそれぞれ2億5,000万、5億円、14億8,207万円などが計画されているが、どれもこの事業の関連性や整合性等、まだ合意が図られているわけではない。この計画が承認されたことで、これらの事業にゴーサインが得られたとして進めるようなことはないか。

お答えといたしましては、計画に掲げられている事業につきましては、毎年度予算要求の際に審査され、実施における検討がなされるものであります。したがって、計画が承認されたからといって必ず事業が実施されるというものではございません。

問5でございます。全体的に子育て支援や医療体制、循環型社会の構築など、重要かつ時代のニーズとも言える課題への認識や対策が消極的だが、今後の変更、追加などはどのように行われるのか。

お答えでございます。今後、計画に変更、追加が必要となった場合、自立促進施策区分、いわゆる産業の振興や交通通信体系の整備等の項目ごとに事業費が2割を超える変更あるいは新たに自立促進施策区分を追加または削除した場合には、議会の議決を得て計画を変更することとなります。また、個別事業の追加等を行う場合は、県との協議により計画を変更していくこととなります。が、重要な事業の追加、巨額な事業の追加などがございますけれども、については、状況に応じ、議会に説明の上、変更するよう考えております。

以上でございます。

議長(板谷 信君) 10番。

10番(鈴木多津枝君) 国の木材輸入自由化について、これは修正に対してこのところ対応したよという説明会があったわけですがけれども、そのときも言いましたら、今の企画課長と同じ説明がされて、流通形態とか生産システムを構築するのが遅れている、あるいは建築様式の変化、ニーズの変化とかいうことを言われたんですけれども、私は木材の国産材の価格の低下というのは、やはり国が木材輸入自由化をやったから価格低迷が、まず起きたんだと思うんです。事実、そういう歴史的な背景があるわけですがけれども、そのところを全く触れないというのは何か理由があるのかなと、そのときも思ったんですけれども、何か触れたくない、いや、絶対にそういうことはない、輸入自由化で木材の価格が下がったなんて

いうことは絶対にないんだと言い切られるのか、それとも触れたくない理由があるのか、その点についてお聞きいたします。

それから、もう1点の16ページから25ページの町道、農道、林道の路線のことで、地域からの要望がある路線は漏れなく載せたということで、こういう具体的なたくさん事業を載せることができたという説明だったんですけども、漏れなくというのはどこをとって漏れなくというのかなと思うわけですよ。なぜなら、毎年地域から要望をとっていますよね。確かに、その要望をもらって、できないこと、多分あると思うんです。実施できない、そういうところ残ったものを挙げて漏れなくと言っているのか、それとも、これから上がってくるであろうというものを予測して言われているのか。私は、これだけ具体的に事業を挙げられるという担当の能力というんですか、すごいな、町の中をよく見ているなど。実際にそこがどうなのかというのは具体的にはわからないわけですけども、短い期間ですので。でも、これだけ具体的に幅が何cmで、長さが何mでと挙げたということ自体はすごいなと敬服しているんですけども、漏れなく載せているのかどうかという点では、なぜ漏れなくと言えるのかどうか、その根拠をお聞きしたいと思います。

そして、これからまた上がってくるであろう事業の方が、私は要求も強いのではないかなと思われるんですけども、そういうことには過疎債の対象でなくて町がほかの方で対応しようと考えているのかどうか、その点もお聞きいたします。

それから、電気通信施設等情報化のための施設ということですけども、この3つの事業について必ず実施されるというものではないというふうに言われたんですけども、ここに載せてある以上は実施したいということで載せてある事業ではないかと思うんです。もちろん、どの事業も議会のゴーサインがなければ進めることはできないわけですので、このことについて、今も、きょうの一般質問でも大きな、皆さん納得できない部分があるよということがたくさん出てきているわけですから、議員も住民の方たちも、ここに挙げていいのかどうか、今後大きな追加、削除した場合は議会の議決が必要、それと、聞き間違いかもしれないけれども、県の協議も必要になってくるのかなと、その点を確認いたします。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 国の木材自由化を表記したくないという理由はありませんが、国の木材自由化が直接的な原因ではないということであります。先ほど企画課長が言いましたように、国産木材の流通システムや生産システムが木材生産国に比較して遅れていること、それから建築様式の変更に伴う国産木材利用の低下などが起因して価格の低迷につながっていると、そういうことであります。

戦後、植林されまして、自由化は段階的に行われまして、昭和39年、1964年に完全自由化になりましたが、そのとき、国内の杉、ヒノキの林齢は15年とか20年という林分でありました。そのため、自由化策を国の方でとったということだと思いますので、そういう理由と、もう一つ、昭和30年代に燃料革命により薪炭材、薪とか炭材の燃料として適さなくなり、国

産材の需要もどんどん落ち込んでいったということの理由からということになります。

以上です。

議長（板谷 信君） 建設課長。

建設課長（大石守廣君） それでは、16ページからにかけて掲載してあります事業の内容につきまして説明をさせていただきます。

先ほどの企画課長の答弁と重なる部分もあるかと思えますけれども、ここに掲載されておりますのは、先ほどもありましたけれども、地元からの要望があるもの、また実現可能なもの、それから緊急度のあるもの、また地域的なバランス等も考慮して掲げてございます。また、漏れなくという先ほどの説明がございましたけれども、これは前計画に掲載されておりました事業の中で、まだ未施行のもの、それを漏れなく載せてあるということでございます。

以上です。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 電気通信事業の関係で予算の関係でございますけれども、この過疎計画に載せてあるということは、ここに載せておかないと借入れができないということで、そういうことの考えの中で計上してございます。

議長（板谷 信君） ほかにありませんか。

9番、市川君。

9番（市川昌美君） 通告していないんですけれども、13ページの小長井吊橋塗装とありますけれども、吊橋塗装は終わっているでしょう、今年。終わっているものが入っているからびっくりしてしまったんだけれども。

それと、てん茶工場がありますよね、上の方に。これも、要するに採算が合わないと言ってやめてしまったもので、議会も行政も大恥かいたものがまた載っているというのは、これ、とぼけているじゃない。これを聞きます。

議長（板谷 信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） てん茶工場の件なんですけど、20年度取り下げということにはなりましたが、またこういうてん茶の事業をやりたいという人が現れましたら、またお願いするというので、23年度以降に挙げさせてもらっております。

議長（板谷 信君） 商工観光課長。

商工観光課長（羽倉範行君） 13ページの小長井吊橋の塗装ということですが、実際に22年度に実施をいたしました。この計画が22年度からですので、この計画に入っているということでございます。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） 22年度からと言ったって、もう実施の段階に入っているということはどういうこと。そうすると、この過疎計画というのはいいかげんなものだね。そう思わん。これ、仕事が終わったものがここに載っているというのは、計画ではなくて実施じゃん。だ

から、22年度と言ったら、そういうことでしょう。これではだめだよ。これは一応実態をつかむのは、所管にみんな資料を提出してもらっているんだろけれども、これはもう一遍やり直しだね。

議長（板谷 信君） 企画課長。

企画課長（森下睦夫君） 前回の計画が21年度までということで、今回は22年度も含めて計画をして、この中に掲上すると、こういうことでございます。

議長（板谷 信君） 9番、市川君。

9番（市川昌美君） そんなことはあり得ないんだよ。これ、ここに何て書いてある。川根本町過疎地域自立促進計画でしょう。これ、まだ行政に、採決もしていないのに。もう一度聞きますよ、じゃあ。もしこれで……議会の議決なしで仕事をもらったということになるんだけれども、それはちょっと危ないですよ。

議長（板谷 信君） 3回目の答弁をお願いします、だれでも。企画課長。

企画課長（森下睦夫君） これは御存じのとおり過疎計画ということで、事業を並行して実施をする中で計画にも入れていくということでございます。

議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、議案第42号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定については原案のとおり可決されました。

日程第 3 認定第1号 平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第2号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特

別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 5 認定第 3 号 平成 21 年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 4 号 平成 21 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 5 号 平成 21 年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 6 号 平成 21 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 7 号 平成 21 年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 8 号 平成 21 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（板谷 信君） 日程第 3、認定第 1 号、平成 21 年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 10、認定第 8 号、平成 21 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について決算特別委員会委員長の報告を求めます。決算特別委員会委員長、中田隆幸君。

決算特別委員長（中田隆幸君） 平成 21 年度川根本町会計決算特別委員会委員長報告をただいまからさせていただきます。

それでは、本定例会において、平成 21 年度川根本町会計決算認定について、決算特別委員会に付託されました事件について、会議規則第 77 号の規定により、審査の経過と結果について報告いたします。

9 月 7 日の本会議終了後、正副委員長の選出と審査日程、審査要領等について協議を行い、その後、財政シミュレーション・健全化判断比率及び総括説明を受けました。

審査は、9 月 8 日、9 日、10 日、13 日、14 日、15 日と 6 日間にわたり実施をいたしました。8 日から、平成 21 年度一般会計及び特別会計 7 件の決算審査について、それぞれの所管課長、局長、室長等の説明を受け、審議を行ってきました。また、15 日には現地調査を実施し、文化会館屋根塗装、千頭駅滝のトイレ便器取り替え、元藤川、井川線、平田地区の崩落現状を視察しました。

視察終了後、午後 1 時 30 分から認定第 1 号から認定第 8 号までの委員会採決を行いました。採決の結果、次のとおり決定しましたので報告いたします。

認定第 1 号、平成 21 年度川根本町一般会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第 2 号、平成 21 年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第3号、平成21年度川根本町老人保健事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第4号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、賛成多数で認定です。

認定第5号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第6号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第7号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

認定第8号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算は、賛成全員で認定です。

次に、審査の経過状況の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきではありませんが、皆様のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

一般会計、建設課。

4款1項8目、飲料水供給施設費、13節、ポンプの取り替え費用が場所によって違う理由について質問があり、深さや機種によって違うとの回答があった。

6款1項6目、農地費、13節、農道台帳更新業務委託料の金額が高い、ほかとの比較も必要ではないかとの意見があった。平成21年度実績は4路線、1,665m、178万5,000円であるとの課長からの説明があった。

6款2項5目、林道費、17節、国有林道（寸又右岸林道）、この購入について、併用林道という形で契約すれば買わなくて済むということを聞いていたが、なぜ買ったのか、改良することもできたのではないかとの意見があり、併用林道になると工事の進捗が遅れ、工事内容も制限がかかる。町で改良する方が早く、安全性に配慮し、独自の改良ができるとの説明があった。

8款1項1目、土木総務費、19節、国道バイパス建設促進期成同盟会の今後について質問があり、浜松との期成同盟会は昨年の政権交代での要望活動の進め方に問題もあり、今年は立ち上げが延期になった。今後、話し合いをして、できれば立ち上げていきたいと思っていると回答があった。

8款4項1目、町営住宅管理費、14節、重機借上料には人工費が含まれているかとの質問があり、作業員は入っていない、オペレーターつきの契約になっていると回答があった。

福祉課。

3款1項1目、社会福祉総務費、国から依頼されたホームレス調査について質問があり、当町では該当なしとの回答があった。

3款1項3目、老人福祉費、8節、報償費減額理由について質問があり、敬老会記念品代

の選定（肖像画・置き時計）による減との回答があった。

3款1項4目、老人保護措置費、やむを得ない措置について質問があり、その家庭に虐待や経済的な状況に問題がある場合には、町として必要な措置をとるということで専門家を入れた判定会で意見等を聞いて決めるとの説明があった。

生涯学習課。

10款4項1目、社会教育総務費、赤石太鼓の基金取り崩し181万円について質問があり、太鼓の購入と打面の張りかえに充てたとの回答があった。

10款4項4目、資料館運営費、入り込み客の状況について質問があり、年々厳しくなっている。展示のみでリピーターがないとの説明があった。

10款5項2目、海洋センター運営費、除草作業について質問があり、年3回シルバー人材センターで行っているが、その間にも職員が行うと回答があった。

10款5項3目、体育施設費、13節町営グラウンド管理の見積もりについて資料提出を依頼した。副町長から各地区の芝グラウンドの管理で芝刈り機が欲しいという要望は多い。地域コミュニティの中で必要ならば、今後組み入れさせていただきたいとの説明があった。

議会事務局。

1款1項1目、議会費、議会運営に関する費用で、財源は一般財源であり、予算額との差は主に議員改選に係るものである旨、事務局長から説明された。

出納室。

2款1項4目、会計管理費、基金管理について質問があり、満期になった基金をどうするかは資金管理運営委員会に諮って銘柄等の意見を求め、総務課で全体的に管理するとの回答があった。

教育総務課。

10款2項1目、小学校管理費、アスベスト含有検査について質問があり、町内学校にはないとの回答があった。

10款2項2目、小学校教育振興費、14節、パソコン借上料996万7,000円の内訳について質問があり、各学校の一番多い学年の人数に合わせて整備してあるとの回答があった。

10款3項2目、中学校教育振興費、遠距離通学の減額について質問があり、21年度は補助事業の見直しで通学費を実績払いとしていた。しかし、大間地区の通学者には金額的に負担がかかるので、大鉄の路線バスを委託契約して対応したため、減額となった。本年度は概算払いができるよう要綱を見直したため、補助金から支出するとの説明があった。

10款5項4目、学校給食施設費、学校別の残食量について質問があり、残食量は毎日調べている。基準どおりやっているが、新学期は特に新1年生には少し厳しいようで、中央小では1年の給食量を減らしてほしいという要望があったとの回答があった。

企画課。

2款2項1目、企画総務費、19節女性の会解散について、行政として後の状況把握や今後

の活動支援について考えているかとの質問があり、地域ごとに状況は違っているが、残っている地域からの要望があるならば、内容を確認する中で上司と相談して対応することも必要との回答があった。

2款2項2目、広報公聴費、町ホームページの閲覧人数11万4,708人は延べ人数かとの質問があり、当町役場からアクセスを抜いた延べ人数であると回答があった。

2款2項3目、まちづくり事業費、第3子以降の出産祝い金について質問があり、第3子と同額(5万円)との回答があった。

2款2項8目、路線バス対策費、運行业者の始業点検、運転手の健康管理や保険等の状況について質問があり、運行管理者を任命し、週1回点検報告がある。毎朝始業前に運転手の健康チェック等を対面で行っているとの回答があった。

総務課。

2款1項1目、総務管理費、行政改革推進は5年くらい経過しているが、いつまでか、またいつまで行政改革室の体制で行うのかとの質問があり、町長から日々の業務で行うものであり、職員の意識の中で生まれてくれば総務課で行うことも可能だと思う。行政改革室の今後の体制は決まっていないが、効果が上がっていくので検討するとの説明があった。その他、行政改革の必要性については、様々な意見が交わされた。

2款1項3目、財政管理費、13節、財政管理委託料が同額であることについて質問があり、月8万円(プラス消費税)で毎年同額であるとの説明があった。

2款1項6目、交通安全対策費、14節、その他の内容について質問があり、仮設トイレの借上料であるとの説明があった。

2款1項9目、庁舎管理費、不用額の理由について、主に太陽光発電施設設置工事の入札差金であるとの説明があった。

2款1項10目、総合支所管理費、不用額については工事の入札差金为主であり、3月工期終了のため、工事が終わっても必要な支出が生じることもあるので、そのまま置いたとの説明があった。

2款5項3目、衆議院議員選挙費、投票用紙自動交付機について質問があり、町で5台中3台を購入してあり、投票用紙を入れると1枚ずつ出てくるものであるとの説明があった。

2款5項6目、町議会議員選挙費、町長、町議会議員選挙の投票所は、選管が決めれば投票所を増やせるかとの質問があり、選管が決めることであるとの説明があった。

9款1項2目、非常備消防費、消防団協力依頼は企業に出しているかとの質問に対し、町外企業に行っている、全体には出していないが、災害時のお願いは提出しているとの回答があった。

商工観光課。

2款2項7目、ダム水源地域振興費、13節、長島ダムふれあい館について説明を求めた。長島ダム対策委員会へ管理所長から23年度よりふれあい館の管理料が出せないとの説明があ

り、ふれあい館の維持は他の方法（NPOやその他の団体）で行うよう検討中であると説明があった。また、建物の管理、維持についての質問に、施設は国のものなので国から出るとの回答があった。

7款1項2目、商工振興費、町内商工業の状況について報告があった（8月、商工会報告による）。食料品は凍霜害影響で仕入れが高く、採算が悪化。自動車産業は現状ほぼ回復したが、9月以降の見通しで下降することが予想される。土木建設業は緊急雇用対策で工事発注があるものの、全体的に厳しい。建設業、リフォーム補助金枠が全部消化するなど、ある程度明るい材料もあるが、依然厳しい。衣料品は個人消費が伸びず、低調。耐久消費財が例年になく猛暑でエアコン需要が伸びた。地デジ等の単価が下がっており、売上額を下げている。旅館は、猛暑や高速料金の値下げ・無料化の影響で売上がダウン。8月も小規模店を中心に大きく落ち込んでいる。理容業は、高齢化のため、利用サイクルが長くなっている。

7款1項3目観光費、13節、維持費については、特殊なため、望遠鏡と開閉式ドームとは別々に点検している。修繕費も含まれるとの回答があった。

7款1項4目音戯の郷運営費、4節、一般職給料の質問があり、係長を含めた2名分であると回答があった。収支や運営を考えて、給料が安い人を多く雇用したらどうかとの意見があった。また、現在臨時職員3名を雇用し、施設の運営については見直し中であるとの説明があった。

7款1項6目、ウッドハウスおろくぼ運営費、売上の中に指定管理料が含まれているかとの質問があり、500万円を12カ月で割った分が指定管理料で入っているとの説明があった。

7款1項9目、地方の元気再生事業費、予算流用額が大きいことについて説明を求めた。国の委託事業である大井川観光連絡会の事業（商品開発、まちかど博物館）で、当初の事業計画が変更され、事業展開が変わったためと説明があった。

産業課。

6款1項4目、茶業推進対策費、14節、不用額について質問があり、特産物振興事業の不用額、お茶の改植もあると説明があった。

6款1項5目、農林業センター運営費、13節、茶加工委託料の減は、お茶の収穫が減ったのか、農林業センターでどのくらいできているかとの質問に対し、生産量が減っているわけではなく、一番茶の生葉量1,007.4kg、荒茶加工64.5kg、仕上げ茶（役場贈答用）50g掛ける200本であるとの説明があった（平成22年度中間報告、生葉1,135kg）。また、収穫量の増減については、後日資料提供を依頼したが、農林業センターでは茶加工を試験的に行っているため、生葉の収穫量での比較は難しいと思うとの説明があった。

6款2項2目、林業振興費、菌床しいたけ生産状況について質問があり、しいたけの販売（1月から3月）で2万1,700kg、菌床生産（2月から5月）は10万6,000玉で、農協とイオンへ出していると説明があった。また、雇用は増えているとのことであった。

6款2項4目、町有林管理費、19節、F-net大井川負担金について質問があり、年1

回 F S C 認証監査に関するものであると説明があった。

税務課。

2 款 3 項 2 目、賦課徴収費、滞納整理機構へ移管した効果について質問があり、滞納整理機構引き受け期間 6 月 1 日から 5 月 30 日までの実績は 5 人で 651 万 9,730 円、本税延滞金含め納入額は、不納欠損したもの、町が引き続き徴収しているものもあるとの説明があった。担当課としては、滞納整理機構へ移管するということで納税をしてくれた方もいるので、徴収額と滞納整理機構へ支払った分の差額以上の効果があったと思われるとの感想があった。

1 款、町税、入湯税の滞納繰越分が増えた理由について、納付が滞りがちだった旅館が増えてきた。今まで 3 件で新規 3 件ほどあるとの説明があった。これに対し、旅館の運営が厳しいのはわかるが、入湯税は所得税とは違うので、基本的には滞納はあり得ない、1 年で 50 万を超えるのは深刻な状況であるとの意見があった。

生活健康課。

2 款 4 項 1 目、戸籍住民基本台帳費、13 節、住基カードの作成について質問があり、昨年度は 1 枚 1,060 円に送料 10 枚につき 476 円が加算される。21 年度交付実績は 338 枚で 21 年度末現在 874 枚（累計）交付されているとの説明があった。また、交付税措置されているとの説明があった。

4 款 1 項 3 目、予防費、13 節、へき地患者輸送運行委託料について質問があり、その地区の中心地から 4 km 以内でおおむね 50 人以上で公共交通機関がない地区が対象であり、シルバー人材センターへの委託分（月 2 回、燃料代、維持管理費等も含む）であるとの説明があった。

4 款 1 項 4 目、健康増進費、13 節、健康管理システムデータ作成処理業務について質問があり、年度当初に対象者の調査や受診希望者の調査等を行い、それをデータにする業務であるとの説明があった。

4 款 1 項 6 目、環境衛生費、13 節、火葬業務委託料の金額の違いについて、地区（中川根・本川根）火葬人数の割合によるものとの説明があった。

4 款 2 項 2 目、し尿処理費、15 節、工事請負費の説明について質問があり、施設も 8 年たち老朽化に伴う修繕工事であるとの説明があった。

次に、特別会計。

簡易水道事業。

2 款 1 項 1 目、水道維持管理費、水道使用量が増えているかとの質問があり、人口減や節水型家電品の普及などで減っているとの回答があった。

3 款 1 項 1 目、元金、旧本川根地区の施設整備の必要性について質問があり、担当から配水池の整備の改修等であるとの説明があった。

歳入。

2 款 1 項 1 目、給水使用料、不納欠損について質問があり、本人死亡で他に身寄りもなく、不納欠損となったと説明があった。

介護保険事業。

1款2項1目、賦課徴収費、平成21年度第1号被保険者（65歳以上）数は3,595人で、特別徴収3,506人、普通徴収363人で、移動があるので合計被保険者数とは異なるとの回答があった。

2款1項1目、介護サービス等諸費、在宅サービスが増えているが、今後町で充足できるかとの質問があり、現計画で小規模多機能型受託介護施設1カ所の整備計画を挙げ、在宅サービスの必要性について次期計画策定時に検討していくとの回答があった。

温泉事業特別会計。

2款1項1目、維持補修費、修繕料114万5,340円の内容について質問があり、小飛龍橋温泉管添架用添架台とガス抜き装置分であるとの回答があった。

3款1項1目、基金積立金、一般会計の繰り入れ割合は決まっているかとの質問に対し、特に決まっていない、不足分を一般会計から繰り入れているとの回答があった。

歳入。

1款1項1目、温泉使用料。

滞納件数6件との説明があった。

入湯税滞納分の対応について質問があり、今年度新規の滞納者が1件あり、今後も納めてもらうように努めるとの回答があった。

国民健康保険事業特別会計。

1款2項2目、納税奨励費、12節、通信費について質問があり、普通徴収者の納付書郵送料との説明があった。

7款1項3目、保険財政共同安定化事業拠出金、拠出金については3年間の見込みで拠出し、高額医療費へ補てんするとの説明があった。

8款2項1目、保健事業活動費、人間ドックの受診者数について質問があり、受診者106人で財源は特別調整交付金によるものとの説明があった。また、受診者の見込みは特定健診を受けるか否か、その人の身体の状態などもあり、予測が難しいとの話が担当者からあった。

歳入。

1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税、減税対象者数について質問があり、21年度は2世帯（配偶者が後期高齢へ移った分）、22年度は11世帯（リストラ分）との説明があった。

老人保健特別会計。

21年度は20年度から後期高齢者医療制度が始まったことによる残務整理に関するものであり、その内容について説明があった。

後期高齢者医療事業特別会計。

財源について、一般会計からの繰出金（3款1項9目）であるとの説明があった。

いやしの里診療所特別会計。

1款1項1目、一般管理費、看護師の役職の位置づけについて質問があり、4級で主幹・

園長級であるとの説明があった。

2款1項1目、一般管理費、町立で運営費に補助する国・県の補助金があるかとの質問に対し、運営費の補助はないとの説明があった。

以上、抜粋して幾つかを報告をいたしました。

終わりに、毎年度増加累積されている滞納繰越分の町税は、滞納整理機構の活用により徴収率が上がってきたが、新たな入湯税滞納という問題が発生してきた。問題は、集客不足による収益悪化とも考えられるが、町の観光による収益増加とかけ離れた状況にあるので、今後の施策をお願いしたい。

また、政権交代から1年たち、長島ダムふれあい館等の問題も町の大きな問題となっているが、今後の政策動向を見ながら、町財政の将来を見極めて、国・県の補助金及び町債等、有利な財源の確保に努力され、町民への行政サービスが低下することのないように対応をお願いするとともに、6日間の委員の要望等も加味して今後の予算編成、執行に当たっていただきますようお願いいたします。

決算特別委員会審査に当たり、各関係部署よりわかりやすい説明を受け、スムーズに委員会を執行することができたことを関係課長並びに係の方に心より感謝申し上げます。

また、委員の皆様には活発な御意見、要望等寄せられ、大変有意義な委員会ができましたことを改めて深く感謝し、平成21年度川根本町決算特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。

これで、決算特別委員会委員長報告を終わります。

会議時間の延長

議長（板谷 信君） ここで、本日の会議時間につきまして、日程の都合によりまして延長をいたしますので、あらかじめ御了承ください。

議長（板谷 信君） これから、認定第1号、平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

10番、鈴木君。

10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

反対の立場から、21年度一般会計決算認定に討論を行います。

とは申しまして、いつものことながら当決算のすべてに反対でないことは言うまでもありません。子供の医療費補助の中学卒業までの拡充や高齢者見守りのための数々の取り組み、交通弱者の全町的な足の確保、他市町より手厚い茶業対策、何かあると一致団結して準備から片づけまで懸命に取り組む職員の皆さん、町民との距離が近いことでの御苦勞も抱えながら、小さな町だからこそできる温かい行政サービスに日々取り組んでおられることに心から感謝を述べるものです。

しかしながら、町民に厳しい行財政チェックの負託を受けた議員の責務として、最少の支出で最大の効果を上げているかとの観点から、21年度決算を見直しますと、これが次年度の予算編成の基準になっては困ると思われることも幾つか指摘しないわけにはいなくて、あえて反対討論を述べるものです。

最初に、財源不足を補うことを目的で交付される地方交付税が歳入の40%を占める町でありながら、不用額を3億6,200万円余も出し、繰越金が6億7,200万円余にも上るという決算を見て、これでよいと言える人はいないのではないのでしょうか。その上、基金残高は財調だけでも1億5,000万円増えて、5年ぶりに10億円台を回復し、町債残高も平成19年の78億2,664万円をピークに、20年度74億円、21年度69億6,549万円と、決して少ない額ではありませんが、2年連続で減らし、だれの目にも財政にかなりの余裕が出たことは明らかです。

ところで、町民の皆さんの暮らしはどうでしょうか。農業所得は7年前の平成15年の5億1,254万円から21年度は1億3,159万円に、4分の1近くに激減し、営業所得も8億5,000万円から21年度は4億8,000万円に、ほぼ半減していて、町民の皆さんの暮らしの深刻さがしのばれます。

このことは、各種町税をはじめ、水道料や給食費、国保税、介護保険料などに至るまで滞納整理機構への移管や移管予告など、厳しい対応がされているにもかかわらず、未収額が驚くほど増え続けていることでも明らかです。個人の町民税は3億3,300万円から3億1,300万円に2,000万円も減って、町民の所得が激減した上に、未収額は68万円の不納欠損処理をしながら500万円も増え、2,141万円に膨らんでいます。法人税割でも5,339万円から2,079万円に3,260万円の激減で、立場上、未収額は78万円と多くはありませんが、それだけに営業の深刻さがうかがえます。町民の暮らしを守るために苦しい負担を下げるができなかったのか、苦しむ町民や営業を支援する事業をつくり出すことはできなかったのか、厳しい審査がされて当然です。

保育料、給食費でも未納者が増え続け、子育て世代の困窮ぶりがあらわれています。保育料の滞納は157万円から171万円に増え、学校給食費の滞納も157万円から、これはちょっと間違っているかもしれません。171万円に、同額に増えています。ここは合っています。すみません。保育料は2,723万円から2,979万円に、学校給食費も2,972万円から3,063万円に、こともあろうにこんなときに値上げをするなど、とても考えられないことですが、保育料が

値上げされていないことは確認をしてあります。住宅使用料でも滞納額は41万円から137万円にやや減っていますが、それでも大きな滞納額が出ています。

もし行政が言われるように、滞納は払えるのに払わない人が原因だったら、毎年増え続けている現状は行政の怠慢としか言えないものではないでしょうか。私は、増え続ける原因は、不安定雇用や低賃金、お茶も生活の支えにならず、自営業者や企業の売上も大きく落ち込むなど、生活苦が拡大しているためだと思います。各種税負担や使用料などに滞納が増えている実態をもっと真剣に分析し、就学援助制度の拡充や各種減免制度や生活保護制度など、憲法が保障する生きる権利の周知を図り、活用や適用を図るなど、住民の暮らしを守る血の通った温かい対応が求められることを指摘しないわけにはいきません。

また、当初予算でも指摘したことですが、2款3項4目のコミュニティ施設管理費の集会所修理費への地区負担も、負担は低い方へ、サービスは高い方への合併原則を破ったすり合わせで生じた旧中川根住民には想像もしていなかった負担増です。今後、施設の老朽化に伴い、高額な修繕費が発生するたびに、地区住民に負担を強いることになるもので、地区では使用料値上げや使用制限なども行いかねず、住民の活動を制限することにもつながるのではないのでしょうか。住民の活動の根拠地となる集会所の修繕などは、活発な活動を保証するためにも町が行うよう統一すべきだとの私の発言に対し、議員からの発言が、地区負担を当然とする一本化を求める発言が出たのは驚きでした。

また、6目情報政策費で567万円のブロードバンド整備基本方針策定業務委託料は、今年度約4,900万円で詳細設計を委託したIビーム社と同じ業者で21年度は委託していますが、一体どんな基本方針がつくられたのか、業者へ委託しなければできなかったことだったのか、大いに疑問が残ります。

3款2項3目の子育て支援対策費も1,000万円余増えましたが、働く親から要望が強かった放課後学童クラブの本格運営による370万円の増額と繰越明許の子育て応援特別手当266万円、それに藤川保育園廃止の地元対策で実施している子育て支援センター運営費が1,000万円から1,520万円に約500万円の増額になっていますが、隣の徳山地区に保育園や幼稚園がありながら、ここにこのようなことをする必要があるのでしょうか。それより、地名で若者住宅促進を目的に住宅建設を行い、子供が増えているところで休園のままにしている地名保育園こそ一日も早く再開すべきと思います。それなのに、統廃合の約束だった通園送迎バスさえも、地名瀬平地区の通園送迎バスさえも中止してしまい、地元のお母さんたちから繰り返し要望が出ているのに対応していないのは何なのでしょう。真剣に子供が増えることを目指しているとは思えない状況です。

6款1項3目の農業振興費でも1,045万円から2,054万円に約1,000万円増えています。増えた分はほとんどが消費拡大のための調査委託料で、実際の事業では多面的機能の耕作放棄地対策事業費に28万円と、それに付随する需用費などのわずかな額です。担い手育成総合支援協議会の開催がゼロで7万8,000円の不用、耕作放棄地再生利用対策推進協議会も補正

で4回分とりながら2回しか開かず34万円も不用にしているのは問題です。茶業担当者の多忙さや課題の大きさは理解できますが、もっと課内で連携・支援して、課題が多い茶業関係の委員会はぜひ開くべきだと思います。

2項林業費は4億9,451万円の支出済額と22年度への繰越明許費1億5,509万円で、前年度より2億9,000万円の増額になっていますが、7,400万円の繰越明許費と1億8,000万円余の美味しいたけ施設補助を含む2億3,000万円近い補正予算による増額が主で、実際には材木の価格が安過ぎて、切ることも手を入れることもできない林家や町の林業振興にどれほどの効果を果たしたか疑問が残ります。

しかも、4目の町有林管理費の官行造林の権利購入費266万円や、5目林道費の土地購入費1,399万円は、林野庁も私たちの質問に、以前は購入を強制した時期もあったが、現在は自治体の要望に柔軟に対応していると方針を変えたことを明らかにしており、買わなければならないわけでもないのに、気前よく購入し続けるのは、最少の支出で最大の効果が求められる行政に許されない無駄遣いそのものといえませんが。

また、徳山診療所も助役や援農隊員の宿舎として何年も使われてきており、地域住民を入れて活用を考える検討会を開くとの約束もいまだに開かれていません。鈴木医師には診療所を使わなければ県より1億円の補助金返還の弁済もあり得ると脅かしながら、今の行政のいいかげんな使い方こそ目的外使用そのものではありませんか。一日も早く福祉、医療など本来の活用を考えるべきです。

7款1項2目の商工業振興費で商工観光委員会報酬34万円が全額不用になっていますが、問題が起きたときのためにとった予算なのでとの説明ですが、入り込み客や泊まり客の減少、町外に買い物に出る人が増え、商店の空洞化や僻地の集落で買い物へ出られない高齢者への訪問販売など、課題は山積みしており、委員会を開かない理由などないはずですが。

また、3目観光費での千頭温泉タンク清掃とポンプ交換をなぜ別々にしたのでしょうか。どちらも同じ業者が1カ月も離れていない間で両方ともそれぞれポンプを止めて行っており、1カ月の工期を2カ月に延ばして新しいポンプに替えた途端、3カ月ほどでポンプが止まる故障を起こし、現在、重大な事態に至っています。これらの工事のどこかに困難な問題が発生したのではないかと疑問を抱くのは、私だけではないと思います。

21年度決算には、長年の要望が実現した乳幼児医療費補助の未就学児から中学卒業までの拡充や妊婦健診補助拡大など、担当課の皆さんの努力がたくさん詰まっています。今年度予算では命を守る行政を約束された佐藤町長のもと、新たな予防接種補助や子宮頸がんワクチン接種への補助も始まり、さらなる負担軽減で予防効果の拡大が期待されます。

また、4款1項6目環境衛生費の審査で野良猫対策に避妊や去勢補助を検討するとの回答も、野良猫が増えて困っている多くの住民の方々に朗報で、ぜひ実現を期待します。まだまだ述べたいことはたくさんありますが、委員長報告にも詳しく書かれてありますので、議会にも行政にも大いに参考にさせていただきたいと思います。

最後に、高卒・大卒の若者がなかなか就職できないことが社会問題となっている今日、自治体職員も合併後の定員削減で新規採用が少なく雇用縮減の一つの要因にもなっていますが、大きな企業もない過疎の当町では、役場の新規採用を求める声も少なくありません。合併に伴う定員削減計画も目標の先を超す削減が進んでおり、将来役場自身の高齢化や熟練職員が手薄になることが心配されます。ぜひ優秀な若者が就職できずに苦しんでいるこの時期、行政が一人でも多くの若者を採用して介護や福祉、農林業、商工業、循環社会の構築など、山積みする課題に積極的に取り組み、若者を現場に送って体験をさせ、希望やお年寄りに安心を与える、だれもが頑張ろうと夢の持てるまちづくりを進めることを強く求めまして、21年度決算認定の反対討論といたします。

議長（板谷 信君） いいですか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、山本君。

3番（山本信之君） 3番、山本です。

認定第1号、平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

平成21年度は、歳入総額65億756万で、歳出が総額58億3,526万で、実質収支額が6億1,194万となります。平成21年度は、当初予算の事業に加え、国の地域活性化交付金による事業の実施による労働等の生活基盤、教育、福祉、施設等の整備とともにプレミアム商品券の発行など、地域活性化に資する事業の実施ができたのではないかと思います。国等の交付金の増額などにより、実質収支額が6億円と多額ではありますが、決算につきましては、予算に沿った事業完遂がされたとされたと評価するものであり、賛成するものであります。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第1号、平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第1号、平成21年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第2号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第2号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成21年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第3号、平成21年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第3号、平成21年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

10番、鈴木君。

10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

認定第4号、平成21年度後期高齢者医療事業特別会計決算認定に反対の立場から討論を行います。

反対の大きな理由は、何といたってもこの制度が治療に時間や費用がかかって当然の高齢者

だけを別枠の医療保険に囲い込み、今は凍結されている窓口負担1割から2割を除いた、かかった医療費の一定割合、現在は1割ということで高齢者の保険料を徴収しているものですが、高齢者に対し負担増を我慢するか、不十分な医療を我慢するかの二者択一を迫って、慢性疾患治療の抑制や入院患者の追い出し、終末期医療の抑制・制限、別建ての診療報酬など差別を押しつけ、医療や社会保障に係る国の予算を削減するのを目的とした世界に例のない差別医療制度だからです。

自公政権は、平成20年4月からこの制度を導入しましたが、導入前から日本列島を揺るがすような反対の嵐が巻き起こり、国は何度も期限つき負担軽減での法案見直しを行うなど、異常な強引さで導入されました。間もなく野党が統一して廃止法案を可決し、昨年夏の総選挙では歴史的な政権交代が実現したのは、沖縄普天間基地移設と並んで、この後期高齢者医療制度の廃止を公約に掲げた民主党への国民の期待が大きかったと新聞などは取り上げました。しかし、政権交代を果たした民主党が廃止を4年間も先延ばし、新制度をつくってからと、現在検討されている制度の中身は囲い込みの年齢を引き下げ、国の負担を抑えるために医療保険全体の公費化をもくろんでいます。

広域化がどんなに離れた組織かは、この制度の後期高齢者連合を見ても実証済みです。市町村国保では住民に直接選ばれた議員によって国保税額が、国保財政のあり方が議論され、一般財源の繰り入れや保険料軽減などの独自措置をとることも可能ですが、広域連合では議員は首長や議長会が推薦する議員がほとんどで、少数政党からの議員はほとんど締め出され、当事者、住民や高齢者の声を届ける手段もなく、広域の議員を出していない多くの自治体や議会ではろくな資料もなく、審査もされないままで保険料値上げや納付額など、言われるままに従うしかない状況です。

また、町が高齢者の訪問活動や早期発見・早期治療を懸命に取り組んで、保健福祉に幾ら力を入れ、医療費が下がっても、保険料は県全体の医療費を対象者で割った県下一律の保険料で、行政や高齢者の健康への努力が負担軽減に反映されることもありません。当町の75歳以上の医療費が増えているのか、減っているのかもわからない状況です。

21年度決算書で75歳以上の保険料分7,413万円と軽減分を県と町で補った保険基盤安定分2,450万円を合わせた9,869万円が納付金として広域連合へ支払われていることはわかりませんが、委員会審査後の15日に出された追加資料を見ると、ほかに町の公費負担分で一般会計から1億1,387万円、医療保険からの支援分で国保会計から1億2,240万円も支払われており、合わせると3億3,498万円が広域連合に行ったこととなります。これは、老人保健制度のときと比べて町全体の負担としては増えたのか、減ったのか、これもわからない状況です。

議長（板谷 信君） 議員に御注意申し上げます。簡潔にお願いします。

10番（鈴木多津枝君） 必要なことを言わせてください。

また、当会計から広域連合へ支払う納付金の1人当たりの額と前年度との比較を昨日、担当課に聞きましたが、20年度が2,262人で4万9,890円を掛けて1億1,285万円、21年度は

2,298人掛ける5万674円で1億1,645万円とのことで、この数字がどこに当てはまるのかも、いろいろと話し合いましたけれども、時間がなく、解明できませんでした。しかし、この数字で見る限り、1人当たりで780円増え、納付額では約360万円増えており、20年度と21年度の決算書でもこの会計の納付金は9,673万円から9,869万円に196万円増えていますので、負担が増えたのは間違いないと判断します。

議長（板谷 信君） 議員にお願いします。討論は簡潔に行います。簡潔にできないなら、速く読んでください。

10番（鈴木多津枝君） 負担が増えたのは間違いありませんが、このことが高齢者の受診状況、疾患状況にどのようにあらわれているかは、国保の資料にある1人当たりの諸率の前年度比較や給付状況、給付内容などの資料もなく、はかり知ることもできないのは残念です。

保険料の普通徴収に収入未済額が56万3,600円出ていて、前年度より14万円増えています。これは年金が月額1万5,000円以下の方は天引きでなく自分で納めるようにしているところでの未収額で、どう考えても払えなくて当然としか思えないものですが、この厳しい状況の滞納者から督促手数料で2万500円、延滞金で3,400万円徴収しているのを見ると、幾ら法律に課すことができると書いてあるとはいえ、絶対やらなければならないことではなく、むしろこちらから出かけていって生活相談に乗ることのほうが行政のやるべきことではないかと理解に苦しむものです。

当町では後期高齢者への資格証明書や短期被保険者証は、まだ今のところは発行していないとのことですが、全国では昨年の1.7倍、3,300人に短期被保険者証が発行され、前年度発行ゼロの都県でも今年は6団体も発行に踏み切っており、当町の貴重な頑張りがどこまで可能なのかも不安です。後期高齢者医療制度で囲まれた高齢者は、皆、戦前戦後の混乱を懸命に生き抜かれた方々で、何も無い焼け野原からこの国を世界の経済大国にまで復興させ、世界一の長寿国に育て上げてこられた方々です。その御苦労のおかげで私たちの今日があるというのは、先日の敬老会でどの来賓の方も述べておられたことなのに、このような長生きを喜べない制度を残したままでいいのでしょうか。

資料を確認する余裕もない連日の審査の中で、この欠陥制度そのものの議論もないまま、超特急の審査が行われましたが、本来なら国へ高齢者を苦しめることのない制度の確立を求める意見書を上げるなど、時間的な余裕が欲しかったことを最後に申し述べ、不十分な審査のもとで重要なことが何も議論されなかった当会計決算認定には賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

議長（板谷 信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、中澤君。

8番（中澤智義君） 8番、中澤です。

私は、認定第4号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

昭和48年に始まった老人医療は、その後様々な変革を経て、現在の後期高齢者医療制度と

なりました。反対者は制度上の欠陥を取り上げ反対していますが、今回、民主党政権となり、新たな高齢者の医療制度が検討されていることは、反対議員も承知のとおりでございます。これからの日本は超高齢化社会を迎えることとなります。すべての面で若者の負担がますます増加することは避けられません。これからも国民皆保険を継続するために、この制度の根幹はどのような制度になっても変わらず、必要不可欠な制度であり、今日や将来の日本の医療を支えるものと確信します。

21年度の決算については、現在の後期高齢者医療制度に基づき、予算に沿って適正に処理されており、私は認定に賛成するものであります。認定賛成の意を明らかにして、私の賛成討論といたします。

議長（板谷 信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） これで討論を終わります。

これから、認定第4号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立多数です。

したがって、認定第4号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第5号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第5号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に

については認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第6号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第6号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第7号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第7号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、認定第7号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

これから、認定第8号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、認定第8号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、認定第8号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

委員長報告の訂正

議長（板谷 信君） なお、ここで委員会の委員長より訂正があります。

決算特別委員長（中田隆幸君） すみません、先ほど産業課の6款1項4目、茶業推進対策費を14節と言いましたけれども、これは19節の誤りでございました。

それと、税務課、2款3項2目、賦課徴収費の途中で、本税延滞金含め納入額は151万6,583円で徴収率23.3%であるとの説明があった。ここの部分を抜かしてしまいましたので、ここで訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

（「議長、もう一つ間違いがあるんですが。」の声あり）

議長（板谷 信君） そうですか。はい。

11番（鈴木多津枝君） 8款4項1目町営住宅管理費のところ、それで14節重機借上料と飛ばしたんですが。

議長（板谷 信君） 暫時休憩とします。

休憩 午後 5時40分

再開 午後 5時40分

議長（板谷 信君） それでは、再開いたします。

決算特別委員長（中田隆幸君） すみません。もう1点、誤りましたので、報告します。

建設課の8款4項1目というのが8款2項1目で14節でありましたので、2項ですので改

めさせていただきます。

(「休憩」の声あり)

議長(板谷 信君) それでは、暫時休憩にします。

休憩 午後 5時41分

再開 午後 5時41分

議長(板谷 信君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員長(中田隆幸君) 誠に申し訳ございません。建設課の私が言いました8款4項1目が誤りでございまして、11款2項1目公共土木施設災害復旧費でありました。14節、重機借上料には人工が含まれているかとの質問があり、作業員は入っていない、オペレーターつきの契約になっているとの回答があったということで、誠に申し訳ございません。11款2項1目でございました。改めさせていただきます。

議長(板谷 信君) これで決算特別委員会の報告及び認定を終了します。

日程第11 議案第50号 工事請負契約の変更契約の締結について

議長(板谷 信君) 次に入ります。

日程第11、議案第50号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

町長(佐藤公敏君) 議案第50号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年度林道施設災害復旧事業林道平田線災害復旧工事の請負契約の変更契約締結の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、本年2月4日、平成22年第1回議会臨時会により、契約締結の議決を得た工事について、その工事の内容を一部変更し、その契約金額を1,083万6,000円増額し、変更後契約金額8,872万5,000円で工事変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(板谷 信君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第12 川根本町議会議員派遣の件

議長(板谷 信君) 日程第12、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(板谷 信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

閉 会

議長(板谷 信君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成22年第3回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 5時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 9月22日

議 長 板 谷 信

署 名 議 員 太 田 侑 孝

署 名 議 員 山 本 信 之